

早稲田大学審査学位論文（博士）

国際経済法秩序の動態

早稲田大学大学院法学研究科

平見 健太

目次

第1章 問題の所在

第2章 国際社会における相互主義の位相

第1節 相互主義の本質的属性と国際法における流動的な位置

第2節 国際経済法における相互主義の基底性

第3章 相互主義の原初的発現形態とその多義性

第1節 イギリスの国際経済法実践における相互主義

第2節 米国の国際経済法実践における相互主義

第3節 相互主義の多義性と国際経済法への含意

第4章 最恵国待遇原則の理念と現実

第1節 最恵国条項の基本的性格と存立基盤

第2節 戦間期における最恵国条項の形骸化-背後に潜む相互主義-

第3節 秩序再建の焦点-最恵国待遇原則・相互主義・多数国間条約-

第5章 国際経済法秩序の動態をもたらすもの

第1節 法秩序の創造・発展の契機

補論 法適用過程における最恵国待遇原則と相互主義の相克

第2節 法秩序の不安定化・分極化の契機

第6章 結論

第1章 問題の所在

国際経済法秩序の特異な動態

国際経済法学の発展に大きな功績を残したシュワルツェンベルガー（Georg Schwarzenberger）は、かつて国際経済法の特質と歴史的展開を論じた際に、とくに第二次大戦後の法発展に着目し、「国際通商の規制が二国間主義（bilateralism）から多国間主義（multilateralism）へと移行してゆく徴候を示すもの¹」と評した。伝統的な二国間通商航海条約の時代から戦間期のブロック経済による社会的・経済的破綻を経て、戦後の「自由・無差別・多国間主義」を基調とする国際経済組織の創設に至るという歴史認識を前提とすれば、以上の評価は一見射たもののように思われる。が、その後今日に至るまでの国際経済法の展開過程を踏まえるならば、以上の評価はいささか単純であったといわなければならない。

たしかに、その後 GATT から WTO 体制への移行によって多数国間法秩序は強化されてゆく過程を辿ったが、そこに至るまでの過程、とりわけ 1970 年代から 1980 年代には、GATT 締約国自身による二国間主義的实践が横行し、その存在にもかかわらず多数国間法秩序の実効性はおおいに毀損されていたのが実態であった²。

また、地域主義（regionalism）全盛の現代にあっては、世界中で自由貿易協定（FTA）が乱立し、さらには環太平洋パートナーシップ協定（Trans-Pacific Partnership: TPP）や、米 EU 間の環大西洋貿易投資パートナーシップ協定（Transatlantic Trade and Investment

¹ Georg Schwarzenberger, "The Principles and Standards of International Economic Law", *Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye*, Tome 117 (1966-I), p. 86. なおシュワルツェンベルガーは、1948 年の論文においてすでにこうした見解を採っていた。See, Georg Schwarzenberger, "The Province and Standards of International Economic Law", *International Law Quarterly*, Vol. 2, No. 3 (1948), p. 420.

² E.g., Jan Tumlir, *Protectionism: Trade Policy in Democratic Societies* (American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1985), pp. 38-55; 清水章雄「国際通商における法の支配—輸出自主規制協定の挑戦とガットー」住吉良人・大畑篤四郎編『21 世紀の国際法（宮崎繁樹教授還暦記念）』（成文堂、1986 年）183-209 頁。

Partnership: TTIP)、あるいは東アジア地域包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership: RCEP) のような、いわゆるメガ FTA による大規模経済圏構築の試みが各所でなされるようになってきている。そして近年では、自国第一主義を掲げる米国が二国間主義への回帰の姿勢を鮮明にし、他国との軋轢が徐々に生じつつあるなど、国際社会における多国間主義の理念はもはや背景に退き、各国の割拠主義とそれにとまなう国際経済法秩序の不安定化・分極化の傾向が一段と顕著になっている³。

したがって、国際経済法の展開を二国間主義から多国間主義への単線的な発展過程として把握するのは妥当とはいえず、むしろ、二国間主義と多国間主義という両極のあいだを行きつ戻りつ動揺しているものとして捉える方が、国際経済法の現実により即しているように思われるのである。

問題は、国際経済法秩序がなぜこのような特異かつ不安定な動態を示してきているのか、である。国際連盟規約 23 条や国連憲章 55 条に謳われているように、国際社会は経済問題解決のための国際協力の必要性を過去の苦い経験から痛感し、その規範意識をより詳細化・具体化した GATT/WTO 体制が、条約当事国の共通利益に深く根ざした条約制度であることはかねてより指摘されてきた⁴。多数国間条約とそれに基づく国際組織の存在といった法制度の存在形態のみならず、多国間主義の徹底を図る手段としての最恵国待遇原則の採用も、共通利益の存在を示すものとされる⁵。

にもかかわらず、その共通利益を認識しているはずの国家自身の手によって、理念としての多国間主義からの離脱が幾度となく繰り返され、まさに現在もその離脱が進行してい

³ E.g., Adrian M. Johnston & Michael J. Trebilcock, “Fragmentation in International Trade Law: Insights from the Global Investment Regime”, *World Trade Review*, Vol. 12, No. 4 (2013), pp. 621-652. See also, Ruth L. Okediji, “Back to Bilateralism?: Pendulum Swings in International Intellectual Property Protection”, *University of Ottawa Law & Technology Journal*, Vol. 1, Nos. 1 & 2 (2003-2004), pp. 125-147.

⁴ 小寺彰『WTO 体制の法構造』(東京大学出版会、2001 年) 63-73 頁; Isabel Feichtner, “Community Interest”, in Rüdiger Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. II (Oxford University Press, 2012), p. 480, para. 18.

⁵ Peter-Tobias Stoll, “World Trade Organization as a Club”, in Ulrich Fastenrath et al. (eds.), *From Bilateralism to Community Interest: Essays in Honour of Judge Bruno Simma* (Oxford University Press, 2011), pp. 177-179.

るのが国際経済法の実態なのである。諸国はなぜ、苦心して法秩序を創造する一方で、時として自らそれを毀損してゆくのだろうか。

相互主義への着目

ところで、GATT/WTO 体制はその条約目的を実現するための手段として、最恵国待遇原則などと並んで相互主義を採用している（GATT 前文および WTO 設立協定前文など）。この相互主義の原理こそが、国家間での経済的障壁の低減の約束、すなわち国際法形成の原動力となるからであり、その意味で、条約制度に基づく共通利益の実現にとって必要不可欠な役割を果たしてきたことは衆目の一致するところであろう⁶。

しかし同時に、シンマ（Bruno Simma）やパウルス（Andreas Paulus）などが指摘しており、そもそも相互主義は、伝統的な国際法の基本構造である二国間主義の本質であり⁷、国家間の相対的關係性のなかで、共通利益と対置されがちな各国の個別利益を調整し実現するための原理としての側面を併せもっている⁸。また、ドゥコー（Emmanuel Decaux）は、およそ客観的かつ無差別的な規律を志向する多数国間条約において特定国間で相互主義が援用されれば、同原理の性質上、「多数国間条約の二辺化（les traités multilatéraux susceptibles

⁶ たとえば、山本草二「国際経済法における相互主義の機能変化」高野雄一編『国際関係法の課題（横田先生鳩寿祝賀）』（有斐閣、1988年）260、279頁参照。

⁷ Bruno Simma, “From Bilateralism to Community Interest in International Law”, *Recueil des cours de l’Académie de droit international de La Haye*, Tome 250 (1994-VI), pp. 230-233; Andreas Paulus, “Whether Universal Values Can Prevail over Bilateralism and Reciprocity”, in Antonio Cassese (ed.), *Realizing Utopia: The Future of International Law* (Oxford University Press, 2012), pp. 89-91, 95-97. このほかにシル（Stephan W. Schill）も、「二国間主義は、個別的相互主義（specific reciprocity）、すなわち等価交換（*quid pro quo*）の取引によって特徴づけられる」と述べている。Stephan W. Schill, *The Multilateralization of International Investment Law* (Cambridge University Press, 2009), p. 8.

⁸ このような理解は、わが国においてもたとえば松井芳郎によって示されている。松井は、「共存の国際法」と「協力の国際法」の認識枠組みを参照しつつ、「共存の国際法」たる伝統的国際法は「相互主義の法」であったとする。そのうえで、「伝統的国際法において相互主義がこのような役割を果たすことができたのは、当時の同質的なヨーロッパ国際社会を前提としてであり、かつ国際法の保護法益が個々の国家の個別利益に留まったからであった（傍点＝筆者）」と論じ、各国による個別利益の実現と相互主義原理の親和性を指摘している。松井芳郎「国家管轄権の制約における相互主義の変容」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権-国際法と国内法-（山本草二先生古稀記念）』（勁草書房、1998年）36頁。

d'une bilatéralisation)」に帰結しうることを強調する⁹。

国際経済法分野に目を転じれば、各国が独自の立場から自国利益の最大化を目的に通商政策を展開していた時代にあっても、相互主義は二边的関係性のなかで同じく法形成（権利義務の創出）のための重要な原動力となっていたし、また、戦間期に典型的にみられたように、各国による相互主義の援用が国家間に差別待遇を生じさせ、場合によっては条約上の最恵国待遇原則を形骸化させるに至ったことも、一度や二度ではなかった¹⁰。

このように、相互主義とそれに依って立つ法秩序との関係性はそう単純ではなく、同原理が多国間主義に基づく共通利益の実現に寄与しうるとしても、それは決して相互主義の唯一の姿ではなく、むしろその存在が多国間主義に対する桎梏^{しごく}となって、共通利益の実現を阻む可能性も否定はできないように思われるのである¹¹。

以上の問題意識のもと、本稿は、時代を越えて国際経済法の中核的原理とされてきた相互主義の概念に焦点を当て、同概念が、二国間主義と多国間主義という両極のあいだを振り子の如く往来するという国際経済法秩序の特異な動態にいかなる連関を有しているのか、換言すれば、国際経済法が相互主義に大きく依存しているという事実が、同秩序の展開にとっていかなる含意を有しているのかを明らかにしようとするものである。

むろん、相互主義という視点が国際経済法秩序の動態を分析するための唯一ありうる視点というわけでは決してなく、また、この視点のみによってあらゆる現象を説明できるわけでもない。他の視点から対象を分析すればまた別の姿が現れるのは当然であるが、本稿は上述した問題関心から相互主義という視点を敢えて選択し、関連する国際経済法現象に潜む本質を探り当てようとするものである。そしてこの作業は、一層の分極化が進み混沌を極める今日の国際経済法秩序の在り方を問い直し、あるべき法秩序の将来像を構想するための、端緒をなす作業としても位置づけられるであろう。

⁹ Emmanuel Decaux, *La réciprocité en droit international* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1980), pp. 145, 159.

¹⁰ 詳細は、第4章第2節を参照。

¹¹ Cf., Simma, *supra* note 7, p. 233.

現代国際法における国際経済法の位置

以上に述べたとおり本稿の目的は、国際経済法秩序の特異な動態の背後にある論理を解明するとともに、法秩序の特質を明らかにすることにあるが、こうした作業は、現代国際法における国際経済法の位置を明らかにすることにも資すると考えられる。

この点について、かつて奥脇直也が『国際公益』概念の理論的検討」と題する論考のなかで重要な視座を提供しているため、少々長くなるが以下に引用して提示しておきたい。

「……十九世紀中葉以来の国民国家内部における産業化と大衆化は国際相互依存の拡大と発展をもたらし、個別国家の利益に還元され尽くしえないあるいはむしろこれと対立する国際社会の一般的利益を実現するための国際協力の必要性を諸国に意識させるようになった。しかしこの発展は、国際社会の一般的利益の実現のために国家の個別的な利益を犠牲にするものであるわけではない。……現代における国際的相互依存は、領域性によって拘束された国家の統治能力の限界を克服し、国際社会の一般的利益を確保するために国際協力を拡大するという国民国家的な要請によって現実的な基盤をあたえられたものであり、それゆえ、その背後に国民経済的な利益の確保という国家の利己的な動機をも宿しているのである。……国際協力原則が、こうした領域性・国民国家の支配の正統性を補完するイデオロギーとしての意味を解消し、国際社会の固有の社会的な圧力（社会国家的要請としての「国民の一般的利益」（“national” interest）と対比される意味での「地球的な一般的利益」（global interest）の形成）に基礎づけられて、かえって各国家の支配の正統性を実体的に基準づけあるいはその経済ナショナリズムの圧力を制約するものとなるとき、国際社会ははじめて主権国家の並存体系というウェストファリア以来の基本構造を脱して、全く新たな構造原理に支えられたものとして登場することになる。（省略＝筆者）¹²」

¹² 奥脇直也『『国際公益』概念の理論的検討-国際交通法の類比の妥当と限界-』広部和也・田中忠編集代表『国際法と国内法-国際公益の展開-（山本草二先生還暦記念）』（勁草書房、1991年）174-175頁。

このような法ないし社会発展の道筋を描くにあたって鍵となっているのは、国際法を通じて追求される「利益」への着目であることはいうまでもない。すなわち、法が保護・実現しようとする利益の性格（たとえば、1951年のジェノサイド条約留保事件において国際司法裁判所が提示した、国家の個別利益や国際社会の共通利益といった性格規定¹³）を引証基準として、当該法の特質ないし位置を把握しようとするのである。事実、国際社会の共通利益を規定する規範が登場し、国際法上の義務の多様化がもたらされ、条約法¹⁴や国家責任法などの伝統的な国際法分野がそれに対応すべく新たな発展を模索してきた過程を踏まえるならば¹⁵、法とそれが保護・実現しようとする利益とのあいだに密接な関係があることはもはや疑うべくもない¹⁶。

そのうえで奥脇の所見の重要な点は、国際協力の必要性を諸国に認識させる契機となった国際的な相互依存の拡大・発展の背後には、国民国家の利己的な動機が潜んでいることを看過していない点にある。そしてそこから、国家の個別利益と国際社会の共通利益とのあいだにも複雑な関係性が生じうることを指摘するのであるが¹⁷、そうであるがゆえに、真に国際社会に固有の利益に基礎づけられた国際法が登場する場合にはじめて、国際社会ないし国際法はウェストファリア以来の構造原理を脱することになる、と論じるのである。

このような認識枠組みのもとでは、個々の法分野を対象として、そこで問題となる利益

¹³ *Reservations to the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Advisory Opinion of May 28th 1951, I.C.J. Reports 1951, p. 23.*

¹⁴ ウィーン条約法条約における二国間主義と多国間主義の相克については、Shabtai Rosenne, “Bilateralism and Community Interest in the Codified Law of Treaties”, in Wolfgang Friedmann, Louis Henkin & Oliver Lissitzyn (eds.), *Transnational Law in Changing Society: Essay in Honor of Philip C. Jessup* (Columbia University Press, 1972), pp. 202-227.

¹⁵ 萬歳寛之『国際違法行為責任の研究-国家責任論の基本問題-』（成文堂、2015年）41-46、248-301頁を参照。

¹⁶ 国際法における法益の類型や捉え方については、たとえば、酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011年）6-8頁（寺谷広司執筆担当）を参照。

¹⁷ カー（Edward Hallett Carr）も、いわゆる利益調和説を取りあげつつ、「部分の利益」と「全体の利益」の関係性を論じているが、そこで分析対象となっている利益はあくまで社会実態として認識されるものである。詳細は、Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (Macmillan, 2nd ed., 1946), pp. 41-62, 166-169 (E. H. カー（原彬久訳）『危機の二十年-理想と現実-』（岩波書店、2011年）95-133、316-323頁）。

の性格や当該法分野における個別利益と共通利益の関係の仕方を、社会実態としての認識を越えて、実定法の平面において把握し明らかにすることが¹⁸、現代国際法における当該法分野の位置を評価するにあたって重要になるであろう。

この点、本稿の着目する相互主義は、一面では国家の個別利益を追求し調整するための原理でありながら、他面では国際社会の共通利益の実現にも資するという、多相的な原理として存在しているようにみえること、また、とくに GATT/WTO 体制における最恵国待遇原則の採用が、条約当事国間の共通利益の存在を示すものと考えられていることはすでに指摘した。そして、国際経済法秩序の特異な動態を解明するにあたっては、相互主義（これと密接に関連するものとして最恵国待遇原則も考察の対象となるが、法秩序の動態との関係でいかに両者が関連するののかについては、本論のなかで詳しく論じる）が、こと国際経済法にあってはいかなる利益に根ざしているのかという点にまで深く入り込んで考察し、ゆかざるをえないため、おのずと、国際経済法が念頭におく利益の性格や、異なる利益同士の関係の仕方などについても重要な示唆がえられるものと考えられる。

このように、相互主義に依って立つ国際経済法が現代国際法において一体いかなる位置を有しているのかという問題は、本稿における論述の副次的なモチーフをなすものでもあるため、こうした問題に見解を示すことも念頭におきつつ、以下では議論を進めてゆくこととする。

先行研究との関係—国際経済法における相互主義—

本稿の問題意識と論証課題は以上のとおりであるが、この点、根底にある問題意識は異なるも、本稿と密接に関連する先行研究が存在する。ここではこうした先行研究のうち代表的なものを取りあげ本稿との関係性を明らかにし、本稿の位置を示しておきたい。

まず、国際経済法における相互主義の機能に着目した先行研究のなかでも、相互主義の法理論としての側面に強く焦点を当てた先行研究として、山本草二の「国際経済法にお

¹⁸ 奥脇「前掲論文」（注 12）205-206 頁参照。

る相互主義の機能変化」(1988年)がある¹⁹。

この論考は、1970年代から80年代にかけて激化した国際経済紛争において、米欧諸国が消極的相互主義²⁰を援用しつつ、日本を含む諸外国に対して攻撃的な要求を展開していた事態に着目したもので、そうした相互主義の主張が登場する背景にあった当時の法状況を分析するとともに、諸国による消極的相互主義の援用を国際経済法がいかにして制御しうるのかを、国際法の観点から論じたものである。

山本の議論の第1の特徴は、国際法における相互主義の議論枠組みを採用し、それを国際経済法分野に当てはめることによって議論を展開している点にある。こうした議論の仕方によって、政治問題として捉えられがちであった当時の国際経済紛争を法的に把握し評価する基礎を築いた点は、理論的にも、また実践的にもきわめて重要な貢献であったといえる。

しかし他方で、国際経済法分野では相互主義が他の分野に比して顕著な役割を果たしてきたことを山本自身指摘しながらも²¹、同分野においてなぜこの原理がことさら重要視され、時代を越えて用いられてきたのか、つまり、国際経済法における相互主義の基底性とその特殊性にまでは目が向けられていなかった。

以上の点とも関連するが、山本の議論の第2の特徴は、シュワルツェンベルガーによる国際法の図式的把握²²を手がかりに国際関係を類型化し、各類型に対応させるかたちで相互主義の機能を把握しようとした点が挙げられる。すなわち山本は、「実力支配または共存を基礎とする国家間関係」にあつては、相互主義はその消極的機能を発揮し、「連帯・協力が強調される国際関係」にあつては、相互主義は積極的機能をもつようになる、と論じる

¹⁹ 山本「前掲論文」(注6)。また、左記の論文に加筆修正したものとして、山本草二「国際経済紛争をめぐる相互主義の法機能」鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編『リーディングス 国際政治経済システム第1巻 主権国家を超えて』(有斐閣、1997年)がある。

²⁰ 相互主義の積極的機能あるいは消極的機能については、第2章第1節で扱う。

²¹ 山本「前掲論文」(注6) 262-263頁。

²² Georg Schwarzenberger, "Jus Ac Belli?: Prolegomena to a Sociology of International Law", *American Journal of International Law*, Vol. 37, No. 3 (1943), pp. 477-479.

のである²³。

しかしながら、このような理念型に基づく二分法的な分析枠組みは、国際関係ないし国際法を概観する際には有用であるが²⁴、現実のもつ複雑さ・微妙さを捨象し、ものごとを単純化しすぎるおそれがあることも否定できない。とりわけ、国際経済法という国際法の一分野において、相互主義という一つの法原理に焦点を当てようとする場合には、こうした懸念はなおさら当てはまる。

事実、以上の枠組みに依拠した山本は、国際経済法における相互主義の本来の機能がその積極的側面にあるとしたうえで²⁵、当時の米欧諸国による消極的相互主義の実践を国際経済法における相互主義の機能変化と捉えるのであるが、こうした理解と評価には疑問の余地がある。

本論の内容を若干先取りすることになるが、国際経済法における相互主義の歴史からすると、なにゆえ、積極的相互主義が国際経済法における相互主義の「本来の」機能ということになるのか。また同じく歴史的考察を踏まえると、1970年代から80年代の米欧諸国による消極的相互主義への転換は、19世紀末にみられた国際経済法実践の忠実な再現であることが理解されるのであり、そうであるならば、「機能変化」というよりはむしろ国際経済法に内在する相互主義の原初的な発現形態の一つではないのか。

こうした疑問点は、以上で示した山本の議論上の特徴、すなわち、国際法上の一般論の国際経済法への直接的な適用と、過度に抽象化・単純化された分析枠組みの採用に端を発しているものと思われ、こと国際経済法における相互主義論としては再検討の余地がある。

²³ 山本「前掲論文」(注6) 259-260頁。「実力支配または共存を基礎とする国家間関係」あるいは「連帯・協力が強調される国際関係」という山本の表現は、シュワルツェンベルガーの国際法把握における用語法(すなわち、“law of power”、“law of reciprocity”、および、“law of coordination”)とは若干の違いがある。以上の表現から推察すると、山本は、フリードマン(Wolfgang Friedmann)のいわゆる「共存の国際法」と「協力の国際法」という図式的把握も参考にしたのではないかと思われるが、あくまで筆者の私見にすぎない。シュワルツェンベルガーの国際法把握とフリードマンの国際法把握との差異については、小畑郁「世界公共圏の構築としての『国際法の重層化』-後期ウォルフガング・フリードマンの法プロジェクト-」『世界法年報』20号(2000年)170頁、注10で触れられている。

²⁴ 酒井ほか『前掲著書』(注16)7頁(寺谷広司執筆担当)。

²⁵ 山本「前掲論文」(注6)279頁。

相互主義にかかわる個々の法現象の意味を正確に捉え、国際経済法のなかに適切に位置づけるためには、山本の先行研究に立脚しながらも、以上の問題点を踏まえ国際経済法の内部により深く入り込むことによって、同分野に固有の相互主義の論理を解明することが不可欠となるのである。

本稿の構成

以下に続く第2章では、まず、相互主義の概念を規定しその本質的な属性を把握するとともに、国際法全般に通底する相互主義の機能とその位置づけを考察する。こうした考察を踏まえたうえで、本稿の対象分野により特化するかたちで、国際経済法における相互主義の基底性を考察する。ここではとくに、相互主義の基底性がいかなる論理によって成立しているのかという点に焦点を当てるとともに、国際経済法において相互主義が基底的な位置を有しているという事実がもつ、種々の含意を明らかにする。

第3章では、国際経済法における相互主義のより透徹した把握のために、国際経済法の歴史のなかでも制度的基盤の存在しなかった時代、すなわち、諸国の間で自由主義の理念がいまだ共有されておらず、各国がそれぞれ独自の観点から経済政策を展開し、それに応じた内容をもつ二国間条約が遍在していた時代にさかのぼって焦点を当て、そこでの相互主義と経済政策（およびそれを具現化した国際経済法実践）との連関の仕方を考察し、国際経済法におけるいわば原初的な相互主義の発現形態とその多義性を明らかにする。

第4章では、前章の歴史的考察を通じて明らかになる、相互主義と最恵国待遇原則の密接な関係を踏まえ、相互主義それ自体からは一旦目を転じ、古くから自由貿易体制を支える理念とされてきた、最恵国待遇原則を考察の対象とする。両原則にかかわる法実践が複雑な絡み合いのなかで展開してきた歴史にかんがみると、一方を理解するためには他方についての理解も欠かすことができないように思われ、双方についての十分な理解がなければ両者の関係性を把握することもまた困難である。こうした問題意識から、多国間主義の手段たる最恵国待遇原則の基本的性格と存立基盤を確認するとともに、戦間期における同

原則の形骸化とその背後にある相互主義的实践との連関を考察する。

第5章では、前章までの考察結果を踏まえ、国際経済法の制度的発展形態の一つである戦後の多数国間法秩序、GATT/WTO体制を考察の軸に据え、これまでに明らかにした相互主義の抱える諸問題に対して、同体制がいかなる法的・制度的対応を試みているのかをまず明らかにする。そのうえで、GATT/WTO体制の内外で発現する相互主義の問題を、法秩序の動態と関係づけて詳しく分析してゆく。またこうした分析を通じて、国際経済法秩序の展開が、理念としての最恵国待遇原則と現実主義的な相互主義の相克のもとでなされてきたことも、おのずと示されるであろう。

最後に第6章において、本論部分での考察をもとに結論を述べ、残された課題を提示する。

第2章 国際社会における相互主義の位相

第1節 相互主義の本質的属性と国際法における流動的な位置

相互主義の本質的属性

国際関係における相互主義 (reciprocity, réciprocité) とは、二またはそれ以上の諸国のあいだにおいて、相互に同一ないし同等な権利・利益を供与し、あるいは義務・負担を引き受けることによって、相互のあいだに待遇の均衡を維持する関係に立つことを意味する(相互主義の客観的側面)¹。そして、自国が相手国に与える待遇と同等の待遇を自らも課されるという期待やおそれが、国家の行為を動機づけるという意味で、行為の社会的基盤をなすものである(相互主義の主観的側面)²。

そもそも相互主義は、社会学者のマルセル・モース (Marcel Mauss) が「贈与論」(1924年)にて明らかにしたように、未開社会に広く認識される集団相互の関係構築メカニズム、すなわち「義務的贈答制 (les dons échangés: 何らかの反対給付が期待される贈与慣行)」にその原初的な発現が認められ、のちにはキリスト教などの宗教上の教義に取り入れられ、また、「与えられるために与える (do, ut des)」という契約の相互性・対価性を示すローマ法上の原則として継承されるなど、人間同士の関係構築を支える自生的・普遍的概念として、古くから機能してきた³。

¹ Michel Virally, “Le principe de réciprocité dans le droit international contemporain”, *Recueil des cours de l’Académie de droit international de La Haye*, Tome 122 (1967-III), p. 11; Bruno Simma, “Reciprocity” in Rüdiger Wolfrum (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. VIII (Oxford University Press, 2012), pp. 651-652, para. 2; 松井芳郎「国家管轄権の制約における相互主義の変容」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権-国際法と国内法- (山本草二先生古稀記念)』(勁草書房、1998年) 43頁。

² 西村弓「武力紛争法の履行確保-相互主義と復仇-」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年) 685頁; Simma, *supra* note 1, pp. 651-652, para. 2.

³ 詳細は、マルセル・モース (有地亨訳)『贈与論 [新装版]』(勁草書房、2008年) 17-262頁。また、ゲーム理論 (囚人のジレンマ) を用いて相互主義の機能とその特質を詳細に分析したものとして、Robert Axelrod, *The Evolution of Cooperation* (Basic Books, revised ed., 2006).

一般的に相互主義は、「条件性 (contingency)」および「同等性 (equivalence)」という 2 つの不可欠な要素からなるものとされている⁴。まず、条件性とは、ある行為が単なる一方的なものではなく相手方の行為に条件づけられたものとして存在することを意味する。それゆえに、利益には利益で応じ、不利益には不利益で報いるといった行為同士の相関関係が生まれ、とりわけ法分野においては権利義務関係の双務性として現れることになる。したがって相互主義の徹底は、お互いの行為が他方の行為に不断に条件づけられることを意味し、内容の正否を問わず行為の連鎖を生じさせやすい⁵。

また、同等性とは、「与えるもの」と「得るもの」とのあいだに同一性ないし同等性が存在することを意味する。とりわけ、対等あるいは平等な立場にある者同士の間では、相互に与え合う待遇が同等なものであるからこそ、一方の行為が他方の行為の動機づけとして機能することになる。ただしこの同等性についてはその正確な評価が困難な場合も少なく、とくに分権的社会にあつては評価の主観性の問題もあいまって、同等性評価の是非がしばしば紛争の種となってきた⁶。

以上から示唆されるように、相互主義とは協調関係を構築する契機となりうる一方で、それがひとたび負の方向へ作用すれば対立をもたらす契機にもなりかねない原理である(協調の契機と対立の契機の二面性)。そして、両契機が場合に応じて如何様にも発現し、その帰結が必ずしも正義にかなったものになるわけではないことを踏まえるならば⁷、そもそも相互主義はア・プリオリに特定の価値と結びつけて把握されるべき概念ではなく、し

⁴ Robert O. Keohane, "Reciprocity in International Relations", *International Organization* Vol. 40, No. 1 (1986), pp. 5-8.

⁵ Axelrod, *supra* note 3, pp. 136-139. See, Simma, *supra* note 1, p. 655, para. 17.

⁶ Keohane, *supra* note 4, pp. 7, 10.

⁷ プラトン(藤沢令夫訳)『国家(上)』(岩波書店、改版、2008年)31-48頁(第1巻331E-336A)。相互主義は正義かという問いに対してプラトン(Plato)は、相互主義の同害報復的側面に着目し、「およそ人を害するということは、けって正しいことではない」として、「〈正義〉や〈正しいこと〉の規定として失格だ」と結論づけている。同上、47-48頁(第1巻335E-336A)。その一方でプラトンの弟子アリストテレス(Aristotle)は、正義の一類型としていわゆる交換的正義を挙げている。この交換的正義が相互主義を意味するものであることは周知のとおりである。Aristotle, *Nicomachean Ethics* (Edited by Roger Crisp, Cambridge University Press, revised ed., 2014), pp. 87-89 (Book V, Chapter V, 1132b21-1133b28) (アリストテレス(神崎繁訳)『アリストテレス全集15 ニコマコス倫理学』(岩波書店、2014年)198-203頁(第5巻第5章1132b21-1133b29))。

たがってその道徳的位置づけは曖昧といわざるをえない⁸。

国際法における相互主義の流動的位置

このように相反する2つの契機とその発現の不安定性、道徳的曖昧さを内包する相互主義が、国内社会においては国内法の発展と中央集権的権力の確立とともに、その果たした役割の多くを各種の具体的法規範ないし法制度に吸収・代替されることとなったのは、ある意味必然であった⁹。私讐の禁止と国家による刑罰権の独占などはその典型例である。しかしながら対照的に、主権国家が並存する分権的な国際社会にあっては相互主義が依然として国際関係にとって重要な意味をもち続けており、とりわけ国際法の文脈においては、観念的には主権平等原則に基礎づけられ¹⁰、また実質的には合意法規範としての国際法の本質と深く結びつき、相互主義は国際法の形成・適用・履行確保の各段階においてそれらを促進・安定化する役割を担ってきた¹¹。

この点に詳しく着目すれば、相互主義は、国家間において新たな権利義務を相互に引き受け合うよう動機づけることによって条約の形成を促し、また、国家の慣行と意思が諸国

⁸ Keohane, *supra* note 4, p. 10; Axelrod, *supra* note 3, pp. 136-139. 相互主義を基盤にもついわゆる「黄金律 (golden rule)」の倫理性が肯定される場合、その多くが相互主義の一側面にのみ依拠するものであり、同害報復的側面が慎重に取り除かれている点には注意を要する。Jeffrey Wattles, *The Golden Rule* (Oxford University Press, 1996), p. 66. この事実が、相互主義本来の道徳的曖昧さを裏書きしているといえる。たとえばキリスト教の黄金律における同害報復的要素の除去については、日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』(マタイによる福音書 5章 38-39節)を参照。

⁹ See, Simma, *supra* note 1, p. 651, para. 1. また、人間社会において、相互主義に基づく復讐(私的制裁)から公的制裁への移行がいかにして実現したかを論じる法学の古典として、穂積陳重『復讐と法律』(岩波書店、1931年)。

¹⁰ ジョン・ロック (John Locke) はその主著『統治二論』(1690年)において、政治的共同体に至る以前の「自然状態」にある人間は、自由かつ相互に平等な存在であるがゆえに、お互いの関係性は相互主義によって規律されることになる」と論じ、平等な関係性こそが相互主義を要請すると主張した(なおロック自身は、相互主義をあらわす用語を用いずにこのことを議論している)。そして、人間社会のアナロジーによって、主権国家の対峙する分権的社会をいまだ「自然状態」にあるものと捉えていたロックの国際社会観からすれば、主権平等原則の妥当する国家間関係には、当然に相互主義に親和的な基盤が存在することになる。詳細は、ジョン・ロック(加藤節訳)『完訳 統治二論』(岩波書店、2010年) 296-298、442-443頁、および472頁注2。

¹¹ 山本草二「国際経済法における相互主義の機能変化」高野雄一編『国際関係法の課題(横田先生鳩寿祝賀)』(有斐閣、1988年) 258頁。

相互のあいだにおいて条件づけられ収斂していくという意味で慣習法の定立を促すなど、国際法の形成を促進する原理として機能する¹²。また、ひとたび成立した国際法規範についても、その適用と遵守を確保する原理として機能するなど、相互主義は国際社会に国際法規範を生じさせ、さらに定着・安定化させるという積極的な機能を有する（積極的相互主義）¹³。

しかし同時に、相互主義は、相手国の行為に対応するかたちで当該国に対する義務履行を差し控えたり、付与した権利・利益を撤回する原理としての側面をも併せもっており（消極的相互主義）、これ自体は法規範の実効性を担保する重要な機能ではありながらも、その顕在化が国際法秩序の安定性を害する可能性も否定できない。たとえば、国際法違反に対する履行確保手段たる対抗措置（国家責任条文 49 条～53 条）は、相互主義の機能を前提とし、相手国の違法行為に対して自国も違法行為で対応するものであるが、その性質上一時的であれ法規範が履行されない状況を作り出す。さらに分権社会の特性上、対抗措置に係る判断は基本的に各国家の主観的認定に依らざるをえず、その過程において相互の過剰反応を生み出し国際法秩序の安定性を害する可能性もある¹⁴。

また、条約の運用停止・終了（条約法条約 60 条）や条約の留保（条約法条約 19 条）に代表されるように、一方当事国が何らかの国際法規範の効力を免れる場合に他方当事国も当該法規範に拘束されることを否定することによって、当事国間の法適用関係の相互性を維持するための法制度が存在する。この種の制度も相互主義の消極的機能に依拠するものであり、相互に国際法規範の適用を回避することを通じて国際法の効力そのものを否定し、結果的に相互に義務を減殺し合うという弊害を生じさせかねない¹⁵。

¹² 同上、263 頁。

¹³ 同上、260-261 頁；Simma, *supra* note 1, pp. 652-654, paras. 3-12.

¹⁴ 山本「前掲論文」（注 11）261 頁；Simma, *supra* note 1, p. 654, para. 16.

¹⁵ 山本「前掲論文」（注 11）260-261 頁。なお、西村弓によれば、これらの相互主義に基づく諸制度は法適用における相互性維持を主眼とするものであるが、国際法上の権利義務の相互性および合法性判断の分権性のもとでは、相手国が遵守しない法規範については自国も拘束されないとすることがサンクションとしても機能し、その意味で、法適用としての機能と履行確保としての機能とは一定程度重複することになるという。西村「前掲論文」（注 2）686 頁。

以上のように国際法の発展とともに相互主義の機能は実定法化され、その法的基盤を確固たるものとしてきた一方で、国際社会の規範意識の変化¹⁶や各分野における規律拡充などを通じて、相互主義の援用が許される際の要件やその法的効果にも制約が生じるなど¹⁷、国際法における相互主義の位置は法の発展に応じて流動的である。しかしいずれにしても、相互主義が分権的社会における分権化された法の実現手段として機能してきたことは事実であり、シンマが述べるように、国際関係における極端なパワー・ポリティクスの実現を抑制し、国家間の共存あるいは協調を法的に実現する原理としての位置を占めてきたことには疑いがない¹⁸。

第2節 国際経済法における相互主義の基底性

(1) 国際経済法の展開と相互主義

国際法のなかでも相互主義がもっとも顕著な役割を果たしてきた分野の一つが国際経済法であることは、多くの論者の指摘するところである¹⁹。かつての重商主義時代には、通商航海条約において、通商 (commerce) ・航海 (navigation) ・居住在留 (establishment) ²⁰な

¹⁶ 人権条約などのように、追求される目的ないし利益の公的性質上、条約当事国間の権利義務関係が双務的構造を有さない条約に関しては、法の適用・履行確保の手段として相互主義が馴染まないことから、条約上、相互主義を制約するなどの対応がなされていることは周知のとおりである。詳細は、立松美也子「国際人権条約と相互主義—条約実施機関の留保関連の裁定を中心として—」桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能（石本泰雄先生古稀記念論文集）』（国際書院、2000年）199-235頁。

¹⁷ 山本「前掲論文」（注11）256頁；山本草二「国際経済紛争をめぐる相互主義の法機能」鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編『リーディングス 国際政治経済システム1 主権国家を超えて』（有斐閣、1997年）331頁参照。

¹⁸ Simma, *supra* note 1, p. 655, para. 19.

¹⁹ E.g., Georg Schwarzenberger, *A Manual of International Law* (Professional Books, 6th ed., 1976), pp. 9-10; Virally, *supra* note 1, pp. 79-80; 松井「前掲論文」（注1）37頁。

²⁰ 通商航海条約における、通商・航海・居住在留の各事項の内容と意義について詳述したもの

どに分類される各種事項に関して、相互主義に基づく「排他的特恵の相互付与 (mutual exchange of exclusive privileges)」が広くおこなわれた。その後、観念的には重商主義を克服し、経済的自由主義への原則的支持が諸国に普及してゆくにつれて、国際経済法の中心課題は、市場に対する政府の不介入という消極的義務の設定、すなわち「自由化 (liberalization)」へと漸次移行するが、そこにおいても相互主義は自由化を実現するための原動力として重要な役割を果たしてきた²¹。

たしかに、たび重なる経済恐慌や戦争、あるいは、人権保障や環境保護などの非経済的価値の台頭など、国際経済法は歴史的にもさまざまな問題に直面することによって、その理念的基盤に修正が加えられてきており、もはや純粋なかたちで経済的自由主義を志向する法であるということとはできない²²。しかしながら、今日に至るまで自由主義がその枢要な価値理念として措定されてきていることには変わりがなく、それに応じて自由化も同分野の中心的な規律原理としての位置を占め続けているのである。

相互主義に規定される GATT/WTO 体制の法構造

とりわけ、第二次大戦後以来続く GATT/WTO 体制の存立・発展にとって、相互主義がきわめて重要な意味をもち、同分野における国際協力を推進してきたことに異論はないで

として、Harry C. Hawkins, *Commercial Treaties & Agreements: Principles & Practice* (Rinehart & Co., 1951), pp. 1-51.

²¹ 自由化には、関税障壁だけでなく非関税障壁の低減も当然に含まれるが、後者についても相互主義が重要な役割を果たしてきたことを指摘するものとして、Jock A. Finlayson & Mark W. Zacher, “The GATT and the Regulation of Trade Barriers: Regime Dynamics and Functions”, in Stephen D. Krasner (ed.), *International Regimes* (Cornell University Press, 1983), pp. 288-289.

²² ジョン・ラギー (John Gerard Ruggie) は、第二次大戦後の国際経済秩序を「埋め込まれた自由主義 (embedded liberalism)」と評したが、これは、一方で経済的自由主義を志向しつつも、他方で 20 世紀以後の行政国家現象を踏まえ、国内における完全雇用や社会保障などの正当な社会目的を実現するための権限を各国に一定程度留保するという、戦後経済秩序の特質を捉えた所見であった。John Gerard Ruggie, “International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order”, in Krasner (ed.), *supra* note 21, pp. 195-231. また、1970 年代以降に台頭しその後支配的となった新自由主義 (neoliberalism) の理念が、国際経済法にもたらした変容を論じるものとして、Andrew Lang, *World Trade Law after Neoliberalism: Re-imagining the Global Economic Order* (Oxford University Press, 2011).

あろう²³。流産に終わった国際貿易機構（International Trade Organization: ITO）憲章の起草過程や、GATT 発足以来の累次にわたるラウンド交渉においては、その開始時に閣僚宣言（ministerial declaration）などによって相互主義の重要性がことさらに強調され、また、GATT 前文および WTO 設立協定前文、あるいは GATT28 条の 2 などにおいても、「相互的かつ互恵的な（reciprocal and mutually advantageous）」交渉が条約交渉の指導原理である旨規定されていることはその証左である²⁴。

たしかに、これらは加盟国に法的義務を課すものではなく、行動原則にとどまるものと解されているが²⁵、条約交渉を通じてひとたび形成された利益交換の均衡性・相互性については、それを維持するために相互主義に基づく詳細な法規則が関連協定中に設けられている。たとえば、物品貿易に関する譲許表の修正について定めた GATT28 条や、同じくサービス貿易に関する約束表の修正について定めた GATS21 条では、相互主義的な譲許利益の均衡を毀損しないための具体的な修正手続が規定されている。また、「無効化・侵害（nullification or impairment）」概念を中核とする特殊な紛争処理制度は、かつてヒュデック（Robert E. Hudec）が論じたとおり、本来的には合法・違法を問わず、協定上の利益の無効化・侵害が発生し譲許利益の均衡が崩れた際に、その均衡を回復することを目的とした制度として理解されるものである²⁶。さらに、GATT23 条や紛争解決手続了解（DSU）22

²³ E.g., Joost Pauwelyn, “New Trade Politics for the 21st Century”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 11, No. 3 (2008), pp. 569-570.

²⁴ にもかかわらず、GATT や WTO 協定中には相互主義の定義が一切存在しない。これはすなわち、法形成過程における相互主義実現の有無を評価する客観的基準が存在しないことを意味し、ゆえに、その評価は究極的には各国の主観的評価・満足に依存せざるをえない。この点につき、Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization* (University of Chicago Press, 1970), pp. 59-61.

²⁵ Anwarul Hoda, *Tariff Negotiations and Renegotiations under the GATT and the WTO: Procedures and Practices* (Cambridge University Press, 2001), pp. 7-8.

²⁶ Robert E. Hudec, *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy* (Butterworth Legal Publishers, 2nd ed., 1992), pp. 23-47. なお、「無効化・侵害」概念については、頓挫した ITO 憲章の起草過程において、交渉者間ですでにこのような理解が得られていた。E.g., UN doc. E/PC/T/C.II/PV/12, 22 November 1946, pp. 13-14; UN doc. E/PC/T/A/PV/6, 2 June 1947, p. 5. また、「無効化・侵害」概念の導入を主導した米国の当時の交渉担当者も、同概念に基づく紛争処理手続の目的が、「ITO 憲章によって付与される利益および義務の相互性（mutuality）の調整」、あるいは、「憲章全体において規定される利益の均衡性（net balance）維持」にあったと述べている。William A. Brown, *The United States and the Restoration of World Trade: An Analysis and Appraisal of the ITO Charter and the General Agreement on Tariffs and Trade* (Brookings Institution,

条に規定される「譲許その他の義務の停止」、すなわち対抗措置の制度も、利益の無効化・侵害をもたらしていると認定された加盟国の措置（measure）が撤回されない場合に、相互主義の消極的機能を利用して、紛争当事国間相互の利益の均衡回復を図る履行確保手段となっている²⁷。

以上のとおり、GATT/WTO 体制における相互主義は、法の外にあって機能する行動原則として、または実定法上の法規則として、異なる態様をとりながら法の形成・適用・履行確保の各段階において機能しているが、何よりもまず法形成段階において不可欠な役割を果たしている点に大きな特徴がある。それゆえ、形成された自由化利益が実定法上の権利義務に転化した場合には、そのような法的利益の均衡性・相互性を維持するために、さまざまな具体的規則として実定法化された相互主義のメカニズムが法適用・履行確保の各段階において機能するのである。このような法構造からも、相互主義が自由化に根ざした個々の権利義務関係創出の源泉であると同時に、多数国間条約体制を支える中核的原理であることが理解されるであろう。

(2) 法形成の特質：生産者バイアスの相互主義

理論と実際の不一致

それではなぜ、国家は自由化に際して相互主義に依拠する必要があるのだろうか。主権平等原則や合意法規範としての国際法との親和性といった視角では捉えることのできない、国際経済法における相互主義の現実的基盤を正確に把握することが、同分野の特質および相互主義の基底性を理解するためには不可欠であることから、この点につき必要な範囲で考察をおこなっておきたい。

1950), pp. 91-93.

²⁷ WTO 法上の対抗措置における同等性評価の問題に焦点を当てたものとして、関根豪政「WTO 法における譲許等の停止と比例原則-同等性と適当性の検討-」『慶應法学』19号（2011年）。

アダム・スミス (Adam Smith) によって創始され、リカード (David Ricardo) やミル (John Stuart Mill) によって展開された古典派経済学の貿易理論においては、そもそも一方的自由化こそが望ましいものと考えられていた。比較優位に基づく国際分業論のもとでは、他国の通商政策の如何にかかわらず、国家は自由貿易政策を追求することによって安価な輸入が可能となり、ひいては貿易から最大の利益を得ることになる、という趣旨である(「輸入の利益」への着目)²⁸。しかしながら、この理論が意識的に実行されたのは19世紀中葉のイギリスを除いてほとんど例がなく、現実には今日に至るまで、相互主義が自由化の原動力となってきた。

このような理論と実際の不一致に着目し、相互主義の必要性を説明しようとする種々の学説がこれまで展開されてきたが、これら学説を比較検討したG・カーゾンとV・カーゾン (Gerard Curzon & Victoria Curzon) は、相互主義の必要性については大別して4種の議論が存在すると整理している²⁹。すなわち、「交易条件説」、「雇用説」、「国際収支説」、そして「国内政治過程説」である。また、レスラー (Frieder Roessler) は、以上の諸学説に加え、「交渉材料説」を取りあげている³⁰。以下、各学説の内容とその妥当性を簡単にみてゆくこととする。

まず、「交易条件³¹説 (terms of trade argument)」とは、つぎのようなものである。すなわち、ある国家が買い手独占もしくは売り手独占の地位にある場合、当該国は購入または販売を制限することを通じて世界の市場価格に影響を及ぼすことができるが、こうした状況下で一方的自由化をおこなうと、自由化国の交易条件は一方的に悪化し、結果として自由

²⁸ E.g., Jagdish Bhagwati, *Protectionism* (MIT Press, 1988), p. 24.

²⁹ Gerard Curzon & Victoria Curzon, "The Management of Trade Relations in the GATT", in Andrew Shonfield (ed.), *International Economic Relations of the Western World 1959-1971 Volume 1: Politics and Trade* (Oxford University Press, 1976), pp. 158-159.

³⁰ Frieder Roessler, "The Rationale for Reciprocity in Trade Negotiations under Floating Currencies", *KYKLOS*, Vol. 31, No. 2 (1978), pp. 264-265.

³¹ 交易条件 (terms of trade) とは、「輸出品1単位と交換される輸入品の量の比率をいう。一般には基準年を設け、その年の輸出物価指数と輸入物価指数の比である交易条件指数の変化で、交易条件が有利になったか、不利になったかを表す。輸出価格の上昇が輸入価格の上昇より大きければ有利、逆の場合は不利である。」伊東光晴編『岩波現代経済学辞典』(岩波書店、2004年) 248頁。

化の利益が相殺されることになる。しかし、買い手独占もしくは売り手独占の地位にある2つの国が相互に自由化をおこなう場合には、全体での交易条件のシフトを回避しつつ相互に自由化の利益を享受することができるため、現実の自由化に際しては相互主義が用いられる、とする議論である³²。

この「交易条件説」は、純粋な経済学的理論としては正しいとされるが、自由化の現実を説明するものとはいえない。たとえば、自由化の主たる対象となってきた工業製品分野においては、買い手独占もしくは売り手独占が成立する状況は実際にはきわめて稀であるため、以上の議論は妥当しえないという。また、そもそも多数国間の自由化交渉においては「交易条件説」が妥当する余地はないとされる³³。

続いて、「雇用説 (employment argument)」とは、自国の自由化によって輸入が増加する場合、当該国の輸入産業の雇用は縮小することになるが、相手国の相互的な自由化によって輸出産業の雇用が拡大すれば、失われた分の雇用は輸出産業のなかに吸収され、結果的に、より効率的な資源配分が可能になる、とするものである³⁴。この「雇用説」と関連する議論が、「国際収支説 (balance-of-payments argument)」である。すなわち、相互的な自由化によって輸入の増加と輸出の増加を均衡させることができれば、全体としての国際収支バランスに影響を与えることなく自由化をおこなうことができ、為替レートの安定にも資するため、自由化に際しては相互主義が必要になる、というものである³⁵。

これら2つの議論は、かつての固定相場制のもとでは一定の妥当性をもちえたとされる。が、その後の変動相場制のもとでは、種々の要因によって為替レートが変動し、そのことが国内の雇用状況や国際収支バランスにも影響を及ぼしうるため、現在では以上の問題解決のために相互主義的自由化に依拠すべき積極的理由はないといってよい。それゆえに、

「雇用説」および「国際収支説」は、自由化における相互主義の必要性を説得的に説明す

³² G. Curzon & V. Curzon, *supra* note 29, p. 158; Roessler, *supra* note 30, pp. 259-260.

³³ 「交易条件説」が現実には妥当しないことを、輸入税と輸出税に分けて説明するものとして、Roessler, *supra* note 30, pp. 259-260.

³⁴ G. Curzon & V. Curzon, *supra* note 29, p. 158; Roessler, *supra* note 30, p. 260.

³⁵ G. Curzon & V. Curzon, *supra* note 29, pp. 158-159; Roessler, *supra* note 30, p. 260.

るものではないとされている³⁶。

以上に加えて、「交渉材料説 (bargaining chip argument)」とは、相互主義に基づいてのみ自由化をおこなおうとする国 (A 国) が存在する場合、他国 (B 国) は、自らの自由化が A 国の自由化を引き出すための交渉材料になると考えるため、結果的に相互的な自由化がおこなわれることになる、とする議論である³⁷。この議論は一見もっともらしく、実際、自由化の過程において相互主義が必要になることを部分的には説明している³⁸。しかし、そもそもなぜ自由化に際して相互主義に依拠しようとする国 (上述の A 国) が出現するのかを説明できないため、結局のところ説得的な議論とはいえない³⁹。

こうして、以上の各学説は現実における相互主義の必要性を十分に説明し得ないのであるが、「交渉材料説」を除く各学説に共通することは、程度の差こそあれ、相互主義的自由化の経済的効果に着目し、相互主義の必要性を説明しようとしている点にある。しかしながら、G・カーゾンとV・カーゾンが指摘しているとおり、相互主義的自由化がもたらさうる経済的効果は、そもそも以上の各学説を支えるほどの正確性をもって計測することは不可能である⁴⁰。それゆえ各国政府にとっても、自由化の厳密な経済的効果が相互主義に依拠するに際しての中心的な動機づけになっているとは思われず⁴¹、ここから、経済的効果とは別の視点に基づく説明が要請されることになる。

国内政治過程説

このようななか、自由化における相互主義の必要性を主としてその政治的側面に求めた

³⁶ この点に関する経済学的な詳説は、Roessler, *supra* note 30, pp. 260-261.

³⁷ *Ibid.*, pp. 262-263.

³⁸ たとえば、関税交渉について規定する GATT28 条の 2 は、「……低関税又は無税のすえ置は、原則として、高関税の引下げと同価値の譲許とみなされる」と規定している。この規定の目的は、低関税国による譲許の現状維持に、高関税の引き下げと同等の交渉上の価値を付与することにあり、まさに「交渉材料説」を反映した規定といえる。*Ibid.*, p. 263.

³⁹ *Ibid.*, pp. 263-264.

⁴⁰ G. Curzon & V. Curzon, *supra* note 29, p. 159.

⁴¹ *Ibid.* いうまでもないが、この部分の記述は、経済的効果以外に基づく説明が別途必要になることを強調する趣旨であり、相互主義的自由化においてその経済的効果が一切意味をもたず、自由化交渉においてなんら考慮されていない、という趣旨のものではない。

のが、国内政治における通商政策決定過程に着目した「国内政治過程説 (domestic policy argument)」であり、もっとも説明力のある学説として今日まで支持されてきた⁴²。

この「国内政治過程説」を支持する代表的論者たるレスラーは、同説をつぎのように説明する。すなわち、およそ政府は、経済効率や国家の厚生を最大化することを目指す経済理論によって導かれることはなく、むしろさまざまな圧力に応じて行動するのであり、したがってもっとも強力な政治的圧力を発揮する集団の利益を最大化するように行動せざるをえない。この点通商政策の文脈では、その政策決定過程において大きな政治力を発揮するのは、通常、消費者 (consumer) ではなく生産者 (producer) である⁴³。農業を例にとれば、農産物の自由化によって消費者の多くは利益を得るが、個々の消費者の利益の規模は小さい。他方で自由化によって損失を被る農業関係者の数は相対的に少ないが、個々の農業関係者の損失規模は非常に大きくなる。すなわち、一般的に自由化の利益は広い範囲に薄く拡がり、逆にその不利益は狭い範囲に集中するのであり、それゆえに差し迫った巨大な不利益に直面する一部の生産者が、通商政策決定過程において大きな政治力を発揮することになる⁴⁴。諸国の通商政策が生産者の立場を重視して決定される所以である。

そして、生産者のなかでも自由化の不利益に集中的に晒されることになる「輸入競争産業」の政治的圧力こそが強大なのであり、このことが、通商政策決定過程における利害関係者間の政治的な力の不均衡をもたらし、一国の通商政策がしばしば一部の特殊な利害 (special interest) を反映し保護主義に傾く要因となってきた。

この構図を是正し、自由化を実現するために必要とされたのが、相互主義の原理である。すなわち、外国との相互主義的な交渉に基づいて獲得される自由化の利益 (輸出の拡大) を国内の「輸出産業」に約束することによって、保護主義勢力たる輸入競争産業に対置さ

⁴² 「国内政治過程説」を支持する論考として、たとえば、*ibid.*, pp. 158-159; Roessler, *supra* note 30, pp. 264-265; Richard E. Baldwin, “Multilateralising Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade”, *The World Economy*, Vol. 29, No. 11 (2006), pp. 1461-1466; Pauwelyn, *supra* note 23, p. 560; 柳赫秀「国際通商法における『公正・不公正貿易の区分』のレゾン・デートル (2)」『エコノミア』41巻2号 (1990年) 42-43頁。

⁴³ Roessler, *supra* note 30, pp. 264-265.

⁴⁴ *Ibid.*; Paul A. Samuelson, *Economics: An Introductory Analysis* (McGraw-Hill, 6th ed., 1964), p. 687; 伊藤元重『国際経済入門 [改訂3版]』(日本経済新聞出版社、2005年) 415-416頁。

せ、政治的対抗力を作りあげる仕組みである（「自由化支持勢力としての輸出産業 vs. 保護主義勢力としての輸入競争産業」という構図の創出）⁴⁵。

相互主義による以上の構図の創出を、経済学者のクーパー（Richard Cooper）は関税問題を例として、つぎのように表現している。

「相互主義の原理は、特定の産業部門に輸出利益の約束を提供し、それによって、輸入増加の被害を被ることになる人々に対して対抗勢力（counterweight）を築きあげることが企図したものである。つまり相互主義は、関税低減のための多面的な支援（pluralistic support for tariff reduction）を構築せんとするのである。⁴⁶」

こうした指摘は関税障壁だけでなく非関税障壁の自由化に際しても妥当するが⁴⁷、いずれにしても、相互主義を通じて以上の構図を創り出すことによって、各国は自由貿易政策のための強力な支持基盤を創出し、保護主義に傾斜しがちな国内政治過程のなかでも自由化を実現してゆくことが可能になるのである^{48,49}。

ところで、この国内政治過程説の妥当が意味するものとして、ヒュデックがつぎのような興味深い指摘をおこなっている。

「自由化交渉において国家が相互主義を必要とするのは、経済的な必要性からというよりもむしろ、主に政治的な必要性からである。……（したがって）政府が実際に相互主義を達成することよりも、相互主義を達成しているようにみえることの方が重要で

⁴⁵ Roessler, *supra* note 30, p. 264.

⁴⁶ Richard Cooper, “Tariff Issues and the Third World”, *The World Today*, Vol. 27, No. 9 (September 1971), p. 410.

⁴⁷ See, Finlayson & Zacher, *supra* note 21, pp. 288-289.

⁴⁸ Roessler, *supra* note 30, p. 264. See e.g., Pauwelyn, *supra* note 23, p. 560.

⁴⁹ ボールドウィン（Richard E. Baldwin）は、いわゆる産業内貿易（intra-industry trade）の拡大という現代的な貿易構造にあっても、自由化における相互主義の役割は不変であることを示唆している。Baldwin, *supra* note 42, pp. 1465-1466.

ある。(省略、括弧内および傍点＝筆者)⁵⁰」

生産者バイアスの相互主義とその含意

このように、国内の通商政策決定過程におけるどこまでも政治的な要請から、自由化のためには相互主義が不可欠とされてきたのであり、それはいわば「生産者バイアスの相互主義 (producer biased reciprocity)⁵¹」として性格づけられるものである。むしろ、この定式化は理念型 (idealtypus) としての姿であって⁵²、歴史的にも、また国によってもその形態にはニュアンスが存在しうる。しかしいずれにしても、このように理解される相互主義の基底性は、その論理的帰結として、同原理に依って立つ国際経済法にとって次のような重要な含意をもつことになる。

第1に、経済理論における自由貿易の支持が「輸入の利益」に着目しているのとは対照的に、相互主義に基づく自由化は、上述のとおり「輸出の利益」を強調する。これはすなわち、相互主義に基づく自由化には、「貿易の利益＝輸出の拡大・貿易黒字の拡大」という重商主義的思考がつきまとうことを意味する⁵³。その結果各国は、輸入の拡大をもたらす自国の自由化を、諸外国の自由化を獲得するための「犠牲」として捉えがちになり、この思考様式の定着が、自由化における相互主義の必要性を一層強化し、結果として国際経済法における相互主義の基底性をより堅固なものたらしめることになっている。

また、重商主義の核心が保護主義であることにかんがみれば⁵⁴、本来自由化のために採用された相互主義であっても、国家の置かれる状況や判断次第では、相互性確保の名のも

⁵⁰ Robert E. Hudec, “‘Like Product’: The Differences in Meaning in GATT Articles I and III”, in Thomas Cottier & Petros C. Mavroidis (eds.), *Regulatory Barriers and the Principle of Non-Discrimination in World Trade Law* (University of Michigan Press, 2000), p. 112.

⁵¹ 「生産者バイアス」という表現は、柳「前掲論文」(注42)42頁を参照した。

⁵² 社会科学における「理念型 (idealtypus)」概念の方法論的意義については、マックス・ヴェーバー(富永祐司・立野保男訳、折原浩補訳)『社会科学と社会政策に関する認識の「客観性」』(岩波書店、1998年)111-161頁。

⁵³ 柳赫秀『ガット19条と国際通商法の機能』(東京大学出版会、1994年)51-52頁。See, Dam, *supra* note 24, p. 65.

⁵⁴ 吉田静一「重商主義政策」赤松要・堀江薫雄・名和統一・大来佐武郎監修『講座国際経済 第3巻 国際貿易』(有斐閣、1971年)15頁。

とに保護主義のための原動力へと転化する可能性も否定できず、現にそのような例が存在してきたことは後述するとおりである。

第2に、国際経済法における相互主義は、抽象的な権利義務関係の相互性を設定することよりも、その前提をなす経済的利益交換の相互性・均衡性の確保という、きわめて現実的・即物的な要請に根ざしている点が注目される。この点、およそ法と経済は、法の固定性と経済の流動性という互いに対照的な特性を有しているため⁵⁵、法による経済活動の規律にはつねにジレンマがつきまとう。国際経済法の文脈でいえば、ある時点でおこなわれた相互的利益交換の経済的意義も経済環境の変化に応じて流動的たらざるをえず、こうした経済の変化に法が対応できなければ、利益交換の相互性を担保するものとしての法律関係もその本来の意義を減殺されるに等しい。

つまり、こうした法と経済の対照性のなかで国際経済法における相互主義の力点の在り処を踏まえるならば、法内容と経済実態とのあいだに乖離が生じる場合には、法を差し置くかたちで経済的な相互性回復が優先される可能性も否定はできないのであり、このことが、相互主義に依って立つ国際経済法の不安定性を示唆するのである。

第3に、いわゆる「自転車理論 (bicycle theory)」と相互主義的自由化との関係に着目しなければならない。「自転車理論」とは、上述した国内政治過程における保護主義勢力の本来的優位のもとでは、各国が自由貿易政策を実現し堅持するためには絶えず自由化をし続けなければならない、ひとたび自由化を停止すれば保護主義の圧力が増大し、新たな輸入制限の要請に屈さざるをえなくなる、という理論である⁵⁶。

本理論の妥当性は歴史的にも明らかで、累次のラウンド交渉とその成果は各国に国内の保護主義圧力を回避させ自由貿易政策を堅持させることを可能にし、また逆に、ケネディ・

⁵⁵ 法と経済のこうした特性の把握は、我妻榮『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、1953年）所収の諸論文、および、丸山眞男「法学部三教授批判」同『丸山眞男全集 第1巻』（岩波書店、1996年）37-39頁に着想を得た。

⁵⁶ 自転車理論については、I. M. Destler & Marcus Noland, “Constant Ends, Flexible Means: C. Fred Bergsten and the Quest for Open Trade”, in Michael Mussa (ed.), *C. Fred Bergsten and the World Economy* (Columbia University Press, 2006), pp. 17-20; Bhagwati, *supra* note 28, p. 41; 柳『前掲著書』（注52）41-42、53頁。

ラウンド（1964年～1967年）後や東京ラウンド（1973年～1979年）後など、次の交渉までのあいだに大きな空白期間が生じた際には、諸国で保護主義の圧力が急激に高まり、それが新たなラウンド交渉の要請をもたらしたことが指摘されている⁵⁷。近時の例でいえば、2001年のドーハ・ラウンド交渉開始前に米国のゼーリック（Robert B. Zoellick）通商代表は、ウルグアイ・ラウンド（1986年～1994年）から時が経ち、各国政府が増大する保護主義圧力に晒されているという事実がまさに自転車理論の妥当性を証明していると明言し、本理論に基づき新たな自由化交渉の必要性を強調したほどであった⁵⁸。

既述のとおり、自由貿易政策の採用と自由化の実現が相互主義によって成立していることからすれば、以上の「自転車理論」のもとでは、自由貿易政策を堅持しようとする国家は相互主義的自由化を追求し続けなければならないのであり、このことは、相互主義の発現とそれに規定される国際経済法の動態にとって影響を与えざるをえないものと思われる。

相互主義の基底性が有するこれら3つの含意に共通することは、本来的には手段であるはずの相互主義に、いつしか国家あるいは法の側が逆に支配され、振りまわされてゆくという倒錯した関係が生じうることを示唆している点である。法秩序の特質とその動態の把握にとって重要な視座を提供するものであるが、本稿における議論の展開上、それぞれの含意の具体的検証はのちの関連部分で取りあげることとしたい。

以上、国際経済法における相互主義の基底性と法形成における特質について論じたが、上述のとおり相互主義は国際経済法分野固有の現実的基盤に支えられ、とくに法形成過程において特徴的な働きをするからこそ⁵⁹、それを土台とする国際経済法の法構造を規定す

⁵⁷ Destler & Noland, *supra* note 55, pp. 17-18. See, Gilbert R. Winham, *International Trade and the Tokyo Round Negotiation* (Princeton University Press, 1986), pp. 15, 70-76.

⁵⁸ United States Trade Representative Robert B. Zoellick, “The WTO and New Global Trade Negotiations: What’s at Stake”, Remarks at Council on Foreign Relations, 30 October 2001 (https://ustr.gov/archive/assets/Document_Library/USTR_Speeches/2001/asset_upload_file821_4260.pdf).

⁵⁹ したがって本稿では、法形成過程における相互主義の機能に主として着目することになるが、それはすなわち、個々の分析に際しては相互主義の主観的側面からの考察がとくに重要になることを意味する。この点、相互主義の主観的側面からの考察では、形成された法律関係が実質的な相互主義（*réciprocité matérielle*）をとまなうものかどうか、厳密に評価することができない。しかし本稿の目的は、国家の行動原理としての相互主義がもたらす法秩序の動態を解明す

る重要な要因となっているのであった。しかし、以上で述べたところが国際経済法における相互主義の全貌を示しているかといえば決してそうではなく、むしろ相互主義の自由化（国際法形成）に資する側面にのみ着目している点で一面的といわざるをえない。

そこで以下では、国際経済法における相互主義のより透徹した把握のために、国際経済法がまだ制度的基盤を有していなかった時代、すなわち、諸国の間で自由主義の理念が共有されておらず、各国が独自の観点から通商政策を展開していた時代にさかのぼって焦点を当て、国際経済法における相互主義の原初的な発現形態とそれが国際経済法にとって有する含意を考察する。

る点にあるため、国家が相互主義に依拠して法実践を展開しているという点こそが重要なのであり、また上述のとおり、相互主義の背景にあるのがすぐれて政治的な要請である以上、法形成の結果として相互主義が厳密に達成されているかどうかは、そもそも二義的な問題であると考えられる。Cf., Hudec, *supra* note 49, p. 112.

第3章 相互主義の原初的発現形態とその多義性

本章では、主に19世紀の国際経済関係において主導的地位を占めたイギリスと、その地位をのちに受け継ぐこととなった米国の通商政策と国際経済法実践に着目する。両国の通商政策とその変遷には相互主義が密接に関わっており、同時代の国際経済法にもその影響が色濃く反映されていることから、国際経済法における相互主義を理解するためには不可欠な分析対象となる。

第1節 イギリスの国際経済法実践における相互主義

イギリスの通商政策は、名誉革命（1688年）後の重商主義の時代を経て、産業革命（1760年頃～1830年頃¹）の進展を契機として自由貿易主義へと移行した。その後、19世紀後半の不況によるヨーロッパ経済の長期停滞や、米国・ドイツなどの後発資本主義国の追い上げによって、イギリスの絶対的優位は徐々に低下してゆくこととなる。この経済環境の変化に呼応してイギリスは19世紀後半以降保護主義政策に傾きながらも、第一次大戦前までは概して自由貿易政策を維持していたと評価されている²。

19世紀イギリスの通商政策を特徴づけるものとしては、1846年の穀物法廃止に象徴される一方的自由化の実践が有名であるが、それと同時に相互主義が果たした役割も無視することはできない。ここでは、イギリスがその通商政策の展開において相互主義に依拠した時期を3つに区分し、時代ごとに同概念が担った役割とその変遷を明らかにする。

¹ 金井雄一・中西聡・福澤直樹編『世界経済の歴史—グローバル経済史入門—』（名古屋大学出版会、2010年）84頁。

² John A. C. Conybeare, “Leadership by Example?: Britain and the Free Trade Movement of the Nineteenth Century” in Jagdish Bhagwati (ed.), *Going Alone: The Case for Relaxed Reciprocity in Freeing Trade* (MIT Press, 2002), pp. 34-38.

(1) 19 世紀前半：相互主義的自由化政策の破綻

自由貿易政策への転換と相互主義関税法の制定

産業革命の進行にともない国際競争力を備えたイギリス産業は、18 世紀末以降徐々に自由貿易政策を主張するようになっていた。しかし、名誉革命以来の重商主義政策を反映した穀物法 (Corn Laws) や航海条例 (Navigation Acts) などの保護主義的国内法が 19 世紀前半に至っても根強く残っているなど、丁度この時期は自由貿易政策への転換に向かう過渡期として、自由貿易派と保護主義派がイギリス国内において激しく対立していた。こうした状況のなか、ナポレオン戦争 (1803 年～1815 年) 後の戦後不況期に突入し、歳入増加の必要性や戦争中に興った農業の維持などの要請を受け政府が保護政策を強化した結果、遂に貿易業者が高関税に堪えきれなくなり、1820 年にはロンドン商業会議所が「ロンドン商人自由貿易請願」と題する関税軽減の請願を議会に提出するに至った。こうして従来の重商主義的保護政策に対する批判が一挙に拡大し、当時のリヴァプール (2nd Earl of Liverpool) 内閣は通商政策の再検討を迫られたのであった³。

そのようななか、1823 年 2 月に商務院 (Board of Trade) 総裁に就任したハスキソン (William Huskisson) は、一連の関税改革や 1823 年の相互主義関税法 (Reciprocity of Duties Act) 制定などの自由貿易政策を主導し、イギリスの通商政策を保護主義から転換させる端緒を開いた⁴。なかでも相互主義関税法は、ドイツ、フランス、北欧をはじめとするヨーロッパ大陸市場の閉塞を打開し自国産品の輸出拡大を図るため、諸国とのあいだに通商条約に基づく相互主義的自由化を実現することを目的としたものであった⁵。

³ C. P. Kindleberger, “The Rise of Free Trade in Western Europe 1820-1875”, *Journal of Economic History*, Vol. 35, No. 1 (1975), p. 27; 藤井茂「保護貿易政策」赤松要・堀江薫雄・名和統一・大来佐武郎監修『講座国際経済 第3巻 国際貿易』(有斐閣、1971年) 47-48頁。

⁴ 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』(岩波書店、1981年) 79-80頁。

⁵ A. A. Iliasu, “The Cobden-Chevalier Commercial Treaty of 1860”, *Historical Journal*, Vol. 14, No. 1 (1971), p. 69.

しかしながら、結論を先取りすると以上の相互主義政策は成功したとは到底いえないものであった。イギリスは1824年から1827年にかけて、フランス、プロシア、オーストリア、スウェーデン、デンマーク、ハンザ同盟諸都市、米国、ラテン・アメリカ諸国などと次々に条約交渉をおこなったが、いずれも相手国の関税引き下げを実現することはできなかった。とくにフランス、プロシアとの間では、その後長期にわたって条約交渉を継続したにもかかわらず、結果は変わらなかった⁶。

相互主義関税法の問題点

この一連の失敗の原因は、当時の条約交渉を基礎づけていた相互主義関税法そのものに見出すことができる⁷。相互主義関税法は、同時期に実施された関税改革の成果を前提とし、ある外国においてイギリス船舶と同船舶にて輸出入される産品が享受するのと同等の待遇を、当該外国籍の船舶と同船舶にて輸出入される産品に対しても供与する権限を政府に付与するものであり、あらゆる国との相互主義的自由化を可能にしている点で、1703年のメシュエン条約以来続く重商主義的慣行からの脱却という意義を形式的には有していた⁸。

しかし同時に同関税法は、ある外国においてイギリス船舶と同船舶にて輸出入される産品が実際に享受している待遇が、イギリスの提供可能な待遇（関税改革の結果引き下げら

⁶ *Ibid.* なお、1786年に英仏間で締結されたイーデン条約がフランスにとってきわめて不利な内容となっていたことから（フランス製絹製品に対する輸入禁止措置の継続）、イギリスに対するフランスの不信感は根強く、このことも両国の条約交渉を困難たらしめたとされる。J. Holland Rose, “The Franco-British Commercial Treaty of 1786”, *English Historical Review*, Vol. 23, No. 92 (1908), p. 718; 北野大吉『英国自由貿易運動史—反穀物法運動を中心として—』（日本評論社、1943年）36-47頁。

⁷ *A Supplement to a Digest of the Public General Statutes: Containing the Acts Passed in the 3rd, 4th, 5th, and 6th Years of the Reign of George IV.* (1826), pp. 211-219 に、相互主義関税法の全文が掲載されている。

⁸ Iliasu, *supra* note 5, pp. 68-70. 1703年メシュエン条約に代表される18世紀イギリスの通商条約も相互主義に基礎を置くものではあったが、その目的は「排他的特恵の相互付与（mutual exchange of exclusive privileges）」にあった。排他的な特恵を相互に付与し合うということは、お互いに第三国に対してはより高い貿易障壁を維持し続けなければならないことを意味し、換言すれば、第三国とのあいだでの自由化を互いに封じ合う意義をもった。したがって、そこでの相互主義は重商主義に根ざした保護主義政策の発現でしかなく、なんら自由貿易に資さないものだったのである。A Disciple of Richard Cobden, *Commercial Treaties: Free Trade and Internationalism* (London, Macmillan & Co., 1870), pp. 17-18; Conybeare, *supra* note 2, p. 44.

れた関税率など)よりも不利な待遇である場合には、当該外国船舶と同船舶によって輸出入される産品に対して付加関税や相殺関税などによる報復をおこなう権限をも政府に与えるものであった。つまり、厳密な相互主義の考慮を背景に、消極的相互主義に基づく報復の可能性を交渉力とすることによって、諸外国にイギリスと同等の自由化を引き受けさせようとするのが当時のイギリスの相互主義政策だったのである。

1823年6月の庶民院(House of Commons)における相互主義関税法案の審議過程にてハスキソンが強調しているとおおり⁹、当時イギリス政府が相互主義を採用した意図が、あくまで諸国との間で自由化を実現することにあつたのは間違いない。しかしながら、19世紀イギリスにおける自由貿易政策推進の旗振り役を担ったリチャード・コブデン(Richard Cobden)は、以上の相互主義政策を次のように批判している。

「(相互主義関税法の存在によって)イギリスの政策動機に関する諸外国の猜疑心が高まっていたことをわれわれは発見したが、これがかえって外国の保護主義派に手を貸す結果となり、諸外国において自由貿易派に対する世論の反感を駆り立てることとなつてしまった……(省略および括弧内=筆者)¹⁰」。

また、のちの首相グラッドストーン(William Gladstone)も、当時の相互主義政策が諸国の非妥協的態度を醸成してしまったことを自省している。

「われわれは十分な熱意とともに任務(すなわち条約交渉)にとりかかったが、すべての場合において失敗した。……相互主義政策の実施が、われわれイギリス自身を本来とは異なる立場に追いやってしまったように思われる。諸国はそれぞれの自国民にとってより大きな利益をもたらすはずの法改正(関税引き下げ)を、イギリス人に恩

⁹ *House of Commons Debates*, 6 June 1823, Vol. 9, cc. 795-802.

¹⁰ *Quoted in J. A. Hobson, Richard Cobden: The International Man* (T. Fisher Unwin, 1919), p. 41.

恵を与えるものでしかないとして懐疑的かつ用心深く警戒するようになっていたのである。(省略および括弧内=筆者)¹¹⁾

以上を踏まえると、当時の相互主義関税法は、相互主義の消極的機能と自由化を結びつけようとした点にその特質を見出すことができるが、それは必然的に交渉相手国に自由化を強要するものにならざるをえなかったため、かえって諸外国の猜疑心と非妥協的態度を生み出し、結局自由化を実現することができなかつたのである¹²⁾。

かつてアダム・スミス (Adam Smith) は、1776年の著書『国富論』において、重商主義批判の立場から報復関税への懐疑論を展開し、消極的相互主義の問題性をいち早く指摘していたが¹³⁾、19世紀前半のイギリスの相互主義実践は、アダム・スミスの懐疑論を半ば現実化させたものにほかならなかつた¹⁴⁾。

(2) 19世紀中葉：1860年コブデン条約における相互主義の発現形態

相互主義政策の失敗に直面したイギリスは、その後一方的自由化へと方向転換することになる¹⁵⁾。ピール (Sir Robert Peel) 内閣による穀物法 (Corn Laws) の廃止 (1846年) や航

¹¹⁾ Quoted in Francis E. Hyde, *Mr. Gladstone at the Board of Trade* (Cobden-Sanderson, 1934), p. 126.

¹²⁾ Jagdish N. Bhagwati & Douglas A. Irwin, "The Return of the Reciprocitarians: US Trade Policy Today", *The World Economy*, Vol. 10, No. 2 (1987), p. 120; Jagdish Bhagwati, *Protectionism* (MIT Press, 1988), pp. 24-31; Conybeare, *supra* note 2, p. 44; Iliasu, *supra* note 5, p. 70.

¹³⁾ アダム・スミスは報復関税への懐疑論を次のとおり展開していた。「……報復措置は、問題の高関税や輸入禁止を撤回させる可能性が十分にあれば、適切な政策かもしれない。……相手国が撤回する見込みがないのであれば、自国民の一部の業種が被った被害を埋め合わせるために、その業種だけでなく、ほぼすべての業種にさらに打撃を与えるのは、まずい方法だと思える。(省略=筆者)」アダム・スミス (山岡洋一訳) 『国富論—国の豊かさの本質と原因についての研究—(下)』(日本経済新聞出版社、2007年) 44頁。

¹⁴⁾ 加えて、当時フランスが高関税政策を堅持し、1834年にはドイツ関税同盟 (Deutscher Zollverein) が発足するなど、後発資本主義国たるヨーロッパ大陸諸国が保護主義政策を維持・増強せざるをえない時期にあったことが、イギリスの自由貿易政策を阻んだことも指摘されている。吉岡『前掲著書』(注4) 80頁; Bhagwati, *supra* note 12, pp. 30-31.

¹⁵⁾ イギリスの圧倒的経済力と、国内需要の増大に対応するために原料や食料品を安く輸入する必要があったという当時の特殊事情ゆえに、一方的自由化が実行可能であったと指摘するものとして、吉岡『前掲著書』(注4) 82頁。

海条例 (Navigation Acts) の廃止 (1849 年) に象徴される、一連の一方的自由化は、自由市場資本主義に親和的な宗教的・精神的基盤に支えられつつ¹⁶、イギリスの自由貿易政策を決定的なものとした。実際に一方的自由化は着実に進められ、輸出関税は 1842 年に廃止され、輸入関税の対象産品は 1842 年から 1845 年のあいだに 750 品目から 520 品目にまで減少し、1860 年にはわずか 48 品目になっていた¹⁷。

コブデン条約を契機とした通商条約網の整備

ただし、当時のイギリスは一方的自由化の理念を貫徹していたわけではなく、自由貿易の実現に資するかぎりでは相互主義に基づく自由化の可能性も排除してはいなかった¹⁸。このような状況下でイギリスとフランスの間で締結されたのが、1860 年のコブデン・シュバリエ条約 (以下、コブデン条約) である。

本条約はつぎの 3 点をその骨子とした。すなわち、(1) イギリス側の譲許として、フランス工業製品に対する輸入関税の撤廃、ぶどう酒などの酒類に対する植民地特恵の廃止、(2) フランス側の譲許として、イギリス繊維製品に対する輸入禁止制度の撤廃、石炭・鉄・機械などの生産材に対する関税引き下げ、完成品に対する関税の上限税率を 30% に設定、(3) 無条件最恵国待遇の相互保障 (19 条) である¹⁹。

コブデン条約は以上の相互的自由化によって二国間の貿易を拡大しただけでなく、条約当事国のいずれかが第三国に与えた特恵についても、最恵国条項を通じて自動的に他方当事国にも均霑することを規定していたため、自由化が連鎖的に波及してゆく仕組みを備え

¹⁶ 西欧社会における資本主義の発達とプロテスタント的な精神基盤との連関を分析した社会学の古典として、マックス・ヴェーバー (大塚久雄訳) 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(岩波書店、1989 年) 16-371 頁。

¹⁷ A. G. Kenwood & A. L. Lougheed, *The Growth of the International Economy 1820-2000: An Introductory Text* (Routledge, 4th ed., 1999), p. 63. See also, Conybeare, *supra* note 2, p. 35.

¹⁸ Conybeare, *supra* note 2, pp. 45-47. 一方的自由化を志向しながら相互主義にも依拠するという方法論的矛盾は、コブデン条約締結に際してイギリス国内で大論争を巻き起こしている。詳細は、河合康夫「コブデン条約と自由貿易論争」『経済理論 (和歌山大学)』241 号 (1991 年) 110-138 頁。

¹⁹ 吉岡『前掲著書』(注 4) 127 頁。

るものであった。この条約を契機に、ヨーロッパ諸国間で無条件最恵国条項を有する同型の二国間通商条約が 50 以上締結され、条項の自動均霑機能を通じて通商条約網が整備されたのである。その結果、諸国の関税水準は大幅に低下し、1860 年から 1870 年頃までの間はヨーロッパにおいて自由貿易がもっとも花開いた時代として評価されている²⁰。

最恵国待遇原則と相互主義

ここで注意すべきは、コブデン条約を含む当時の通商条約による二国間の自由化は相互主義に基づいており、その意味で相互主義の積極的機能が自由化と結びついた顕著な例ではあるが、しかし他方で、各国が相互主義に依拠するだけでは当時のヨーロッパに多角的自由貿易関係は成立しえなかった、ということである。

多角的自由貿易関係の成立を支えたのが無条件最恵国条項であったことは既述のとおりであり、たとえばフランスは、コブデン条約においてイギリスに与えた自由化利益を取引材料に、ベルギー（1861 年）、ドイツ関税同盟（1862 年）、イタリア（1863 年）、スイス（1864 年）、スウェーデン＝ノルウェー（1865 年）、スペイン（1865 年）、オランダ（1865 年）、ポルトガル（1866 年）と矢継ぎ早に通商条約を締結していったが²¹、これらの条約は一貫して、相互主義的な関税引き下げと無条件最恵国待遇の供与をその中核的内容とした。同時代のヨーロッパ諸国間の通商条約に共通する以上の定式から理解されるのは、コブデン条約を含む当時の通商条約においては相互主義に基づく自由化が追求されてはいるものの、それはあくまで条約を締結するためのものであって、相互主義に基づく自らの関税引き下げはいわば一回限りの取引材料としてのみ機能していた、ということである²²。

ゆえに、当時の多角的自由貿易関係の構築過程においては、二国間の自由化（条約締結）に際しては相互主義が起点となりつつも、その後無条件最恵国条項に基づいて自由化が波及してゆく段階（均霑段階）では相互主義は一切追求されていなかった。つまり、無条件

²⁰ Arthur Nussbaum, *A Concise History of the Law of Nations* (Macmillan, revised ed., 1954), p. 202.

²¹ 佐分晴夫「最恵国条項の史的研究」『名古屋大学法政論集』63 号（1975 年）103 頁。

²² 同上、104 頁参照。

最恵国条項を二国間通商条約に規定するという事は、多角化の実現と引き換えに各国が厳密な相互主義の追求を放棄することを意味したのである²³。この点、イギリスを代表する歴史家で当時グラッドストーン派自由主義の政治家でもあったジョン・モーリー (John Morley) が、重商主義時代のメシエン条約 (1703 年) における相互主義を「独占のための相互主義 (reciprocity of monopoly)」と性格づけ、これと対比するかたちでコブデン条約における相互主義を「自由のための相互主義 (reciprocity of freedom)」として評価していたことは、双方の相互主義に異なる意義を見出し、自由貿易の実現に資する相互主義の在り方を認識していた点で興味深い²⁴。

コブデン条約を契機としたヨーロッパの多角的自由貿易関係は国際環境の変化もあって 10 年ほどしか持続しなかった。しかし、コブデン条約以前にこの種の自由貿易関係は存在したことがなく、また、その後も第二次大戦後に至るまで成立しえなかったことを踏まえるならば、最恵国待遇原則と相互主義の「共存」という、この時代特有の相互主義の発現形態には、とくに注目しなければならないのである。

(3) 19 世紀末 : 「公正貿易運動」における消極的相互主義への回帰

経済的優位性の喪失にともなう「公正貿易運動」の台頭

19 世紀中葉以降、米国やドイツなどの後発資本主義国が相次いで産業革命を経験し、それらの国内産業が徐々に国際競争力を備えるようになったため、世界の工場としてのイギリスの絶対的優位は脅かされつつあった。また、1873 年のウィーン証券市場の暴落を契機とした 19 世紀末大不況によってヨーロッパ諸国の経済は長期の停滞局面に入り、イギリス

²³ 当時、一方的自由化政策を基調としていたイギリスは、自国との通商条約の有無にかかわらず (すなわち、最恵国条項の有無にかかわらず)、コブデン条約においてフランスに与えた譲許を、他のすべての国 (the rest of the world) に対しても一方的に与えていた。つまり、イギリスにあっては相互主義がよりドラスティックなかたちで放棄されていたのである。Iliasu, *supra* note 5, p. 71.

²⁴ John Morley, *The Life of Richard Cobden*, Vol. II (London, Chapman & Hall, 1881), pp. 340-341.

もその例外ではなかった²⁵。

これらの国際経済環境の変化に呼応し、1870年代後半以降、イギリス国内では従来の自由主義的経済政策を転換するための種々の運動が展開され、それは不動であるかにみえた自由貿易政策にも及んだ²⁶。1881年以降に本格化した、いわゆる「公正貿易運動 (Fair Trade Movement)」がその代表例である²⁷。この運動は、1846年以来イギリスの通商政策の基調をなしていた一方的自由貿易政策を批判するもので、イギリスと諸外国とのあいだに生じた非対称的で不均衡な競争条件を「不公正 (unfair)」なものとし、その是正 (通商条約の廃棄や輸入品に対する報復関税) を要求する運動であった。

公正貿易運動は、1880年代中頃には保守党勢力の支持を得ることによって一大国民運動にまで発展し、自由貿易政策の転換を迫るようになっていた。しかしながら当時のイギリス資本主義の構造上、自由貿易政策を擁護する産業部門が多く存在していたこと (綿工業、紡毛工業、海運業、造船業、石炭業、鉄鋼業の大部分など) や、イギリスの政界や学界では伝統的な自由貿易政策への信奉が根強かったなどの理由によって、公正貿易運動は盛り上がりを見せつつも十分な政治的支持を獲得するには至らず、結局挫折に終わった²⁸。

相互主義の転化

運動の成否はともかく、本稿で注目すべきは、公正貿易論の中核をなしていたのがまさに相互主義の主張であったという点である。公正貿易論によれば、たとえばイギリスがある種の関税を廃止しているにもかかわらず、その競争相手国が高関税を維持している場合には、イギリスは競争上の不公正なハンディ・キャップを負わされているものとみなされる。このような不公正な競争条件を是正するために、相手国が利害を有する輸出入品に報

²⁵ 金井ほか編『前掲著書』(注1) 127-128頁；吉岡『前掲著書』(注4) 143-150頁。

²⁶ 吉岡『前掲著書』(注4) 162-165頁。

²⁷ 当時のイギリスにおける公正貿易運動については、熊谷次郎「19世紀末『大不況期』の自由貿易論(上)・(下)」『桃山学院大学経済経営論集』30巻4号、31巻1・2号(1989年)；Bhagwati & Irwin, *supra* note 12, pp. 111-117.

²⁸ 吉岡『前掲著書』(注4) 184-186頁；Bhagwati & Irwin, *supra* note 12, pp. 113-117.

復的な高関税を設定したり相殺関税を賦課するなど、相互主義に基づいた対抗措置ないし報復を利用することによって、当該相手国とのあいだに均衡な競争条件を回復する、というのが公正貿易論の本旨であった²⁹。

つまり公正貿易運動とは、「公正」という言葉の響きの良さを隠れ蓑にしつつも、その実態は自国の貿易障壁を引き上げるために相互主義の概念に依拠するものであり、つまるところ保護主義の主張にほかならなかった。当時の首相グラッドストーンは、相互主義に基づく公正貿易の主張が「かつてイギリスが克服したはずの保護主義に新たな呼び名を与えたにすぎないもの³⁰」と看破し、公正貿易運動批判を展開したファーラー (Thomas H. Farrer) やマレット (Louis Mallet) も、この種の相互主義がコブデン条約における「自由のための相互主義」とはまったく別物であり、保護主義の温床となるものでしかないと痛烈に批判したのであった³¹。

上で考察した各時代における相互主義と比較するならば、19世紀末のイギリスにおける相互主義の主張は、消極的相互主義が保護主義の要求と密接に結びつけられていた点にその特質を見出すことができ、これまでとは正反対に、自由貿易を阻止する論理としての相互主義の姿がそこにはあったのである。

以上、3つの時代区分におけるイギリス通商政策と相互主義の連関、およびその変遷を考察したが、これらについての総括は米国における相互主義の考察をも踏まえておこなう必要があることから、続けて米国の実践を考察し、本章第3節にて全体の総括をおこなうこととする。

²⁹ Bhagwati & Irwin, *supra* note 12, p. 112.

³⁰ “The Prime Minister at Leeds”, *The Times*, London, 8 October 1881, p. 6.

³¹ T. H. Farrer, *Free Trade Versus Fair Trade* (London, Cassell & Co., 3rd ed., 1886), pp. 265-266, 284; Louis Mallet, *Free Exchange: Papers on Political and Economical Subjects including Chapters on the Law of Value and Unearned Increment* (London, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co., 1891), pp. 126, 135. *See also*, Morley, *supra* note 24, pp. 335-345.

第2節 米国の国際経済法実践における相互主義

米国は、1776年の独立以来長期にわたって保護主義を堅持し続けた国であった。かつての宗主国イギリスは、植民地時代の米国を原料供給拠点としてだけでなく本国製品の輸出市場としても位置づけ、工業化の進展を意図的に抑制していたため、独立直後の米国には有力な製造業が存在しなかった³²。この状況下で、米国の初代財務長官ハミルトン

(Alexander Hamilton) は、1791年に下院に提出した『製造業に関する報告書』において、幼稚な米国産業をヨーロッパ産業との競争から保護することによってその発展を促進すべきことを主張し、将来本格化する保護主義政策に理論的基盤を提供した³³。その後、1816年関税法において保護主義的な関税政策が採用され、実際に保護主義が通商政策の中心に据えられてゆくこととなる³⁴。

国内の工業化が進展するにつれ、自国製造業の保護を主張する北部が保護主義を要求し、農産物の輸出促進を図りたい南部は自由貿易を要求するという、その後長期にわたる対立構図が出現する。この構図を反映し、北部に支持基盤を有する共和党は保護主義政策に傾き、南部に支持基盤を有する民主党が自由貿易政策に傾くことになり、とくに南北戦争

(1861年～1865年) 後から第二次大戦前までの時期においては、いずれの政党が政府および議会において主導権を握るかによって、関税も乱高下を繰り返すという有様であった³⁵。ただしこの時期にはいずれの政党も純粋な自由貿易政策を実行したことはなく、関税も全体としては不断に高まる傾向にあったなど、その通商政策は一貫して保護主義の色彩を帯びたものであった³⁶。

³² 奥西孝至・鳩澤歩・堀田隆司・山本千映『西洋経済史』(有斐閣、2010年) 245頁。

³³ Alexander Hamilton, "Report on Manufactures", Communicated to the House of Representatives in 5 December 1791, *Annals of Congress*, 2nd Congress, 1st Session, pp. 971-1034. また、岡田泰男『アメリカ経済史』(慶應義塾大学出版会、2000年) 5、239頁参照。

³⁴ 米国における初期の保護主義運動と関税法の展開については、F. W. Taussig, *The Tariff History of the United States* (G. P. Putnam's Sons, 5th ed., 1910), pp. 63-95.

³⁵ Douglas A. Irwin, "Reciprocity and the Origins of U.S. Trade Liberalization", in Bhagwati (ed.), *supra* note 2, pp. 66-67.

³⁶ 藤井「前掲論文」(注3) 52頁。

ところで、米国は独立以来一貫して相互主義を通商政策の柱としてきた国でもある。独立直後に締結された1778年米仏通商友好条約の前文には、両国の衡平で永続的な通商関係構築のためには、当該合意が「もっとも完全な平等と相互主義 (the most perfect equality and reciprocity) ³⁷」に基づかなければならないと表明されていた。第6代米国大統領クインシー・アダムズ (John Quincy Adams) がこの条約を評して、「もっとも完全な平等と相互主義」は米国の通商政策の礎石となったと強調したとおり³⁸、本条約に表明された米国の認識こそが、のちに続く米国の相互主義実践の基礎をなしているのである。

このような米国の相互主義は、実定法上大きく2つの形態で現れていた。第1に、国内法としての関税法であり、当該国内法が米国の国際経済法実践の在り方を規定していたという意味で重要な役割を果たした。第2に、独立以来1923年に至るまでほぼ一貫して採用された、条件付最恵国条項の実践である。以下ではこの2つの実践に着目し、米国の相互主義が国際経済法上果たした役割とその意義を明らかにする。

(1) 関税法における相互主義の実定化

19世紀末から1930年頃までの時期において、米国の関税法には以下の2種類のうち、一方ないし双方の相互主義規定が必ず設けられるようになっていた。すなわち、(1) 相互主義に基づく関税引き下げ交渉の権限を大統領に付与する規定 (相互主義的自由化規定) と、(2) 米国産品に差別待遇を与えている国の産品を対象に、相互主義に基づく対抗措置ないし報復をおこなう権限を大統領に付与する規定 (相互主義的報復規定) である。前者は相互主義の積極的機能に依拠した自由化の実現 (国際法上の権利義務の創出) を目的とする一方で、後者は相互主義の消極的機能に依拠することによって、外国との関係で待遇

³⁷ Clive Parry (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, Vol. 46, 1775-1778 (Oceana Publications, 1969), pp. 419-420.

³⁸ 石河正夫「国際関係における相互主義の歴史と機能について」『外務省調査月報』28巻2号 (1985年) 11頁。

の均衡回復を図ろうとするものであった。

相互主義的自由化規定の機能不全

米国関税委員会 (United States Tariff Commission) がかつて自ら認めたとおり、関税法上の相互主義的自由化規定に基づき米国がおこなった条約交渉は、みるべき成果をほとんどもたらさなかった³⁹。たとえば、1844年から1902年にかけて米国がおこなった13の通商条約交渉のうち、実際に発効にまで至ったものは3つしかなく、カナダ(1855年～1866年)との条約のほかは、当時事実上の従属的地位にあったハワイ(1876年～1900年)およびキューバ(1903年～1934年)との条約のみであった⁴⁰。また、その後民主党が政権を奪取し制定した1913年アンダーウッド関税法は、前の1909年関税法にて共和党が削除した相互主義的自由化規定を苦心の末復活させたにもかかわらず、ここでも政府はなんら自由化を実現することができなかつたのである⁴¹。このように実質的には死文化していたに等しい相互主義的自由化の規定は、その後1934年に復活するまで米国関税法から姿を消すこととなった。

当時の相互主義的自由化規定の機能不全には種々の原因が考えられるが、もっとも本質的な原因は米国の憲法構造自体に存在していた。米国連邦憲法は、その1条8節において関税の賦課・徴収および外国との通商を規制する権限を議会に付与する一方で、2条において大統領制を採用することによって厳格な権力分立体制を確立している⁴²。そのコローリーとして、議会と大統領の厳しい緊張関係のなかで関税を含む通商問題は議会の専権事項となり、そこから厳格な「自主関税 (autonomous tariff)」政策の採用が導かれたのであ

³⁹ United States Tariff Commission, *Reciprocity and Commercial Treaties* (U.S. Government Printing Office, 1919), pp. 59-60 [hereinafter U.S. Tariff Commission Report]. See also, Irwin, *supra* note 35, pp. 67-69.

⁴⁰ Robert O. Keohane, "Reciprocity in International Relations", *International Organization* Vol. 40, No. 1 (1986), p. 15.

⁴¹ U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 279-282; Irwin, *supra* note 35, p. 68.

⁴² 伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門〔第4版〕』(日本評論社、2008年)33頁。デスラー (I. M. Destler) は、「米国政府の政策領域のなかで通商問題ほど立法府の優位が明白な領域はない」と評している。I. M. Destler, *American Trade Politics* (Institute for International Economics, 4th ed., 2005), p. 14.

る⁴³。自主関税とは、関税を国内法で自由かつ排他的に定めることを原則とし、条約交渉の対象にはしないとする政策原理であり、したがって本政策下では、相互主義的自由化規定を設けること自体がきわめて異例となる。

また、関税問題が議会の専権事項であるということは、同問題が必然的に議員の選挙活動と結びつき、国内政治上の高度な利害調整問題となることを意味する⁴⁴。独立以来、関税問題が他のいかなる問題よりも米国議会のエネルギーを独占し続けていたと評される所以であり⁴⁵、当時の米国の産業構造とそれを支持基盤とする共和党の優勢という事情を踏まえるならば、保護主義に基づく一貫した高関税政策の採用はある意味必然であった。

以上の基本構図のもとでは、たとえ関税法において自由化交渉権限を大統領に付与する規定が設けられ、実際に条約交渉がおこなわれたとしても、保護主義勢力の圧力下にある議会の審議を通じて、交渉結果が葬り去られる可能性が高く、実際にそれが常態化していた。諸外国も米国との通商条約交渉に徐々に消極的になっていったという⁴⁶。

要するに、厳格な権力分立のもとでの議会による通商問題の独占が、自主関税政策の採用と関税問題の極端な国内政治化を生み出し、これによって国内の保護主義圧力が前面に押し出され、自由化を実現するための積極的相互主義の機能を大きく制限したのである⁴⁷。これらは相互主義自体に内在する問題ではないが、自由化に根ざした相互主義の積極性が機能するためには一定の法的ないし制度的基盤を要することが、ここには示されているといえよう。後述するように、その後の米国における相互主義の転換は、以上の問題にいかにして対処するかを最大の課題としたのである。

相互主義的報復規定の積極的活用

⁴³ Jan Tumlir, *Protectionism: Trade Policy in Democratic Societies* (American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1985), pp. 20-21; Irwin, *supra* note 35, pp. 62-67.

⁴⁴ See, Elmer Eric Schattschneider, *Politics, Pressures and the Tariffs: A Study of Free Private Enterprise in Pressure Politics, as Shown in the 1929-1930 Revision of the Tariff* (Prentice-Hall, 1935), pp. 103-278.

⁴⁵ James L. Sundquist, *The Decline and Resurgence of Congress* (Brookings Institution, 1981), p. 99.

⁴⁶ Irwin, *supra* note 35, pp. 68-69.

⁴⁷ See, *ibid.*, p. 67.

当時の米国の相互主義政策を象徴するのが、消極的相互主義に基づく対抗措置ないし報復の規定である。この種の規定をはじめて導入した 1890 年マッキンレー関税法 3 条では、外国における一定の米国産品に対する輸入関税が「相互主義的に不平等かつ不合理

(reciprocally unequal and unreasonable)」であると大統領が判断する場合には、相互主義を回復するために当該外国産の一定の産品に対して懲罰関税を課しうる旨が規定されていた。

この規定に基づき、実際にコロンビア、ベネズエラ、ハイチの産品に懲罰関税が課せられたが、このうちコロンビアは、米国の主観的かつ一方的な判断に異議を唱えるとともに、コロンビア産品に対する当該懲罰関税の賦課が 1846 年の米コロンビア通商航海条約に規定される最恵国条項に違反する旨の抗議をし、両国間に紛争を生じさせることとなった⁴⁸。

マッキンレー関税法は民主党に政権移行後廃止され、1894 年関税法に取って代わられたが、同法案の審議過程において下院の歳入委員会 (Committee on Ways and Means) が、マッキンレー関税法 3 条を削除すべきとする報告書を提出していたことがここでは注目される。すなわち、

「本条は、米国の輸出業者にとってなんら利益をもたらしておらず、単なる報復のための規定でしかない。……報復によって差別された諸国は当然米国に敵意を抱くようになるのであって、当該差別は厳粛な条約義務の違反であるとする、明らかに正当な主張を記載した外交書簡がわが国に接到しているのも、なんら不思議ではない……。

(省略＝筆者)⁴⁹」

歳入委員会による以上の懸念にもかかわらず、のちに共和党が政権を奪取した際には 1897 年ディングレー関税法があらためて制定され、消極的相互主義の規定が復活した。その後も民主党政権と共和党政権による改廃が繰り返され、ディングレー関税法以降も、1909

⁴⁸ U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 155-156.

⁴⁹ *Congressional Record*, 53rd Congress, 2nd Session, p. 11.

年ペイン・オルドリッチ関税法、1922年フォードニー・マッカumber関税法、1930年スモート・ホーレイ関税法が共和党政権下で制定され、もれなく消極的相互主義の規定が設けられた。とりわけ、1909年ペイン・オルドリッチ関税法において相互主義的自由化規定が削除された一方で、報復規定（2条）が維持された際には、同関税法の過剰なまでの敵対性と、その適用による諸外国との関税戦争勃発の危険性に対して、新聞などの言論機関だけでなく当の議会までもが深刻な懸念を表明したほどであった⁵⁰。

諸外国との紛争や国内の懸念からも明らかなように、一連の関税法における消極的相互主義への依拠は、特定国との待遇の均衡回復に根ざした自国の貿易障壁の引き上げが目的であり、それ自体保護主義に資するだけでなく、相手方の貿易障壁の引き上げを招きかねないなど、保護主義の促進と通商条約上の権利義務の減殺要因としての機能が顕著に現れていた。こうした相互主義と保護主義の結びつきは米国自身も認めるところで、たとえば1896年の共和党政綱は、「保護主義と相互主義が米国の通商政策において表裏一体をなす施策である⁵¹」と明記し、また、1920年代にはハーディング（Warren G. Harding）大統領自ら、同政権の保護主義政策が相互主義に基礎づけられていることを公に宣言していた⁵²。

このように当時の関税法における相互主義的報復規定は保護主義の手段として用いられていたことが明白であり、相互主義の消極的機能と保護主義との親和性がここにおいても確認されるのである⁵³。

（2）条件主義的最恵国条項への固執

米国の相互主義政策のもう1つの支柱は、通商条約における条件付最恵国条項の採用で

⁵⁰ U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, p. 270.

⁵¹ “Republican Party Platform of 1896”, reproduced in Donald Bruce Johnson & Kirk H. Porter (eds.), *National Party Platforms: 1840-1964* (University of Illinois Press, 3rd ed., 1966), p. 107.

⁵² William S. Culbertson, *Reciprocity: National Policy for Foreign Trade* (Whittlesey House, 1937), p. 159.

⁵³ Keohane, *supra* note 40, p. 16.

ある。条件付最恵国条項とは、「第三国に与えられた恩恵が無償で与えられた場合は無償で、有償で与えられた場合は同様の対価の提供を条件としてその恩恵を与えることを約束するもの⁵⁴」をいう。その趣旨は、最恵国としての待遇が関係国に自動的に均霑することを防ぐことにあり、個々の均霑に際して同等の譲許交換という条件を設定することによって、最恵国待遇義務を負う国がその均霑をコントロールしようとするものである。

ここから明らかなように、条件付最恵国条項とは、最恵国条項の名称を用いながらも最恵国待遇原則の本質である自動均霑機能を否定するものであり、それはすなわち最恵国条項の事実上の否定にほかならない⁵⁵。

条件付最恵国条項の嚆矢は上述の 1778 年米仏友好通商条約であり、その 2 条は次のとおり規定していた⁵⁶。

2 条 フランスおよび米国は、他方締約国にとって即時に共通のものとならないような通商・航海に関する特別の恩恵を、他国に対して一切付与しないことを相互に約束し、(第三国に対する) 譲許が無償でなされている場合には無償で、また、譲許が条件付でなされている場合には同様の代償を与えることを条件として、(他方締約国は) 同一の恩恵を享有するものとする。(括弧内=筆者)

本条約交渉において条件付最恵国条項を案出し、その挿入を提案したのは米国ではなくフランスであったが、それはすぐれて政治的な考慮に基づく提案であったとされており、少なくともこの時点では両国ともに、条件付条項が現実の通商関係においていかなる機能を営むかについて、明確なイメージをもっていたわけではなかったと指摘されている⁵⁷。

⁵⁴ 佐分晴夫「最恵国待遇」国際法学会編『国際関係法辞典〔第 2 版〕』（三省堂、2005 年）404 頁。

⁵⁵ Georg Schwarzenberger, “The Most-Favoured-Nation Standard in British State Practice”, *British Year Book of International Law*, Vol. 22 (1945), p. 102; Jacob Viner, *International Economics* (Free Press, 1951), p. 105.

⁵⁶ Parry (ed.), *supra* note 37, p. 421.

⁵⁷ V. G. Setser, “Did Americans Originate the Conditional Most-Favored-nation Clause?”, *Journal of*

しかしいずれにしても、米国は本条約以来、初期においては形式も一定していなかったとはいえ、1923年に政策が転換されるまで原則的には条件付最恵国条項を採用し続けた⁵⁸⁵⁹。

また米国は、1782年米蘭通商航海条約、1794年米英通商航海条約、あるいは1800年米仏通商航海条約などにみられるように、無条件または条件付のいずれかを明示しない単純形式の最恵国条項を設ける場合もあった⁶⁰。しかしこの場合にも、最恵国条項を敢えて条件付条項として解釈すべしとする独自の解釈論を展開し、条件主義的な最恵国待遇実践の徹底を図ったのである⁶¹。

条件主義的解釈をめぐる紛争の頻発

以上の米国の実践は、その独自性と徹底ぶりゆえに条項の適用をめぐる諸外国との間で見解の相違を生じさせ、紛争を頻発させた。1787年に勃発した米国とオランダとの間の通商紛争はその最初かつ典型的な事例であり、そこで展開された米国の法解釈論は、その後一貫して採用される条件主義的解釈 (conditional construction) を確立するものとなった。

紛争の発端は、バージニア州政府が米国船およびフランス船によるフランス産ブランデーの輸入に免税措置を採ったにもかかわらず、オランダ船による同一製品の輸入には免税

Modern History, vol. 5 (1933), pp. 319-323. See also, *Yearbook of the International Law Commission*, 1969, Vol. II, p. 161, para. 25., UN doc. A/CN.4/213; 村瀬信也「最恵国条項論(1)」『国際法外交雑誌』72巻4号(1974年)68頁。

⁵⁸ Charles Cheney Hyde, *International Law: Chiefly as Interpreted and Applied by the United States*, Vol. II (Little, Brown, 2nd revised ed., 1947), p. 1504; Lord McNair, *The Law of Treaties* (Clarendon Press, 1961), pp. 275-276; U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 397-401. なお日本との関係では、1894年の日米通商航海条約(14条)や1911年の同改正条約(14条)において条件付最恵国条項が規定されていた。

⁵⁹ ナポレオン戦争(1803年~1815年)後の戦後不況期には、ヨーロッパ諸国間でも条件付最恵国条項を規定した通商条約の締結が一時的に増加したが、1860年コブデン条約の成立を契機として無条件最恵国条項の実践が支配的となった。詳細は、L.-E. Visser, “La clause de la nation la plus favorisée dans les traités de commerce”, *Revue de droit international et de législation comparée*, 2nd series, Tome 4 (1902), pp. 66, 159, 270.

⁶⁰ See, U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, p. 402.

⁶¹ See, Charles Cheney Hyde, “Concerning the Interpretation of Treaties”, *American Journal of International Law*, Vol. 3, No. 1 (1909), p. 57. ここでとりあげた米国だけでなく、ヨーロッパ諸国による条件主義的解釈の実践を紹介するものとして、S. Basdevant, “Clause de la nation la plus favorisée”, in A. G. de Lapradelle & J.-P. Niboyet, *Répertoire de droit international*, Tome 3 (Recueil Sirey, 1929), p. 479.

を均霑しなかったことにあった。オランダは、この差別待遇が 1782 年米蘭通商航海条約に規定される、単純形式の最恵国条項に違反するとして米国に抗議したが、当時の米国外務省（現・国務省）長官ジェイ（John Jay）はつぎのとおり述べ、条項の条件主義的解釈の正当性を主張するとともに、米国独自の解釈論を確立させた。

「本条は代償と引き換えに特権が与えられる場合について規定していないが、……条項と衡平がこの欠缺を補完する。……特権が無償ではなく契約によって付与されている場合、（最恵国条項に基づいて生じる）恩恵とは、当該特権自体のことではなく、特権を付与する契約を締結するための同意を意味する。したがって、同様の取引をおこなうことを（最恵国待遇義務を負う締約国に）受け入れて貰うという恩恵こそが、本条に基づいて合理的に要求しうる唯一のものである。さらに、フランスが大きな対価を支払うことによって米国から特権を獲得している一方で、オランダが自国にもただちに無償で同種の特権を付与すべきであると主張することは、正義および公正というもっとも明白な解釈原則に確実に反するであろう。（省略および括弧内＝筆者）⁶²」

米国の条件主義的解釈をめぐる国家間紛争はその後も頻発し、たとえば 1817 年にはフランスとの間でその後長期にわたる紛争が勃発し、1832 年にはオーストリアとの間でも紛争化している。いずれの紛争も、米国との二国間条約（米仏間＝1803 年ルイジアナ割譲条約、米オーストリア間＝1829 年通商航海条約）中に設けられた最恵国条項の存在にもかかわらず、米国から最恵国待遇の均霑を受けられなかったことに端を発しており、フランス、オーストリアはそれぞれ、およそ最恵国条項は無条件の均霑を保障するものとして解釈されるべきであると主張し、米国に抗議した。米国はいずれの抗議に対しても先のジェイ長官

⁶² *Quoted in Samuel B. Crandall, "The American Construction of the Most-Favored-Nation Clause", American Journal of International Law, Vol. 7, No. 4 (1913), pp. 708-709. 本紛争についての詳細は、U.S. Tariff Commission Report, supra note 39, p. 404.*

と同旨の理由づけによって条件主義的解釈を正当化し、それぞれに反論したのであった⁶³。

また、1894年にドイツとの間で同種の通商紛争が生じた際に、米国政府が条件主義的実践の基底をなす相互主義に明示的に言及したことは注目に値する。当時ドイツの抗議に対応した米国司法長官オルニー（Richard Olney）は、相互主義こそが最恵国待遇に関して米国が独立以来堅持してきた原則であることを強調し、本件においてドイツが均霑を主張する待遇（米国における塩の輸入税の免税）と同等の待遇を、米国はドイツから提供されていないとして、ドイツへの一方的な利益の均霑を拒否したのであった⁶⁴。

条件主義の実践を支える相互主義の論理

以上は米国の実践とそれがもたらした紛争の一端にすぎないが⁶⁶、そこで展開された米国の解釈論には、条件主義の実践を支える米国の一貫した法認識が明確化されている。すなわち、米国の理解するところの最恵国待遇原則とは、ある国に有償で与えた待遇を他国に無償で均霑するものではない。米国政府の条件主義的解釈の是非が争われた *Shaw v. United States* 事件において米国関税控訴裁判所（Court of Customs Appeals）が述べたように、ある国（A国）が米国から有償で獲得した待遇を、米国が無償で他の国（B国）に均霑してしまえば、それはA国に与えたものと同等の待遇をB国に与えることにはならず、A国

⁶³ フランスとの紛争は米国の反論後に激化し、その後長期に渡って外交上の激しい応酬が続くことになった。しかし、1831年にフランス側が別種の問題を解決するために自らの主張を撤回し、米国の条件主義的解釈を受け容れたことによって紛争は終息した。本件紛争の詳細については、*American State Papers: Foreign Relations*, Vol. 5, pp. 149-213; U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 405-406. また、オーストリアとの紛争についての詳細は、John Bassett Moore, *A Digest of International Law*, Vol. 5 (U.S. Government Printing Office, 1908), pp. 257-260.

⁶⁴ Stanley Kuhl Hornbeck, *The Most-Favored-Nation Clause in Commercial Treaties: Its Function in Theory and in Practice and its Relation to Tariff Policies* (Madison, Wisconsin, 1910), p. 32.

⁶⁵ 相次ぐ紛争を前にして米国国務省は、1875年、1884年、1898年にそれぞれ、相互主義に基づいて条件主義的実践を正当化する見解を公表している。詳細は、U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 407-408.

⁶⁶ コブデン条約以降、無条件主義の旗手となったイギリスは、当時の米国の条件主義的実践に対して批判的立場を明確に示していた。たとえば、1885年にグランヴィル（Earl Granville）外務大臣が同国駐米大使に宛てた訓令公電には、米国の条件主義は関税の簡素化と自由貿易をもたらす最恵国条項を無効化するものにほかならず、イギリスとしては米国の条件主義を阻止することにもっとも深い関心を有する旨が表明されていた。Moore, *supra* note 63, pp. 270-271.

に与えた待遇以上のものを B 国に与えることになってしまう⁶⁷。換言すれば、B 国は最恵国としての待遇以上に有利な待遇（a treatment more favored than that of the “most-favored nation”）を享受しうることになり⁶⁸、平等待遇の保障という最恵国条項の本旨に反し、正義や衡平の観念にも合致しない、という趣旨である。

ここで留意すべきは、米国の特殊な平等概念である。本来最恵国待遇とは、外国国家間に付与される待遇自体を比較し、その内容が同一または同等であることをもって平等待遇の確保を図るものである。しかし米国の場合は、均霑を主張する関係国が均霑に際して支払うべき対価（つまり、米国が獲得する自由化利益）にまで着目し、その有無と内容を含めて関係国間の平等性を評価しようとする⁶⁹。つまり米国は、最恵国待遇における平等概念のなかに相互主義の要素をもち込むことによって、最恵国待遇が本来志向する平等とは異なる平等概念に変質させてしまっているのである。最恵国条項の実践を詳細に分析したスナイダー（Richard C. Snyder）の言を借りれば、結局のところ米国の条件主義は、「平等待遇を与えるものではなく、平等待遇を獲得するための機会を与えるもの⁷⁰」にすぎなかった。

それゆえ、条件主義が差別待遇と紛争を頻発させたことは必然であった。自動均霑機能の否定は、ある製品の関税率を一国との間で変更するたびに他のすべての関係国との間で

⁶⁷ *Shaw v. United States*, 1 Ct. Cust. App., 426, 433-434 (1911). *Shaw v. United States* 事件を含め、条件主義的解釈の正当性は、米国の国内裁判においても国内の輸入業者が原告となってたびたび争われたが、裁判所は行政府の解釈論を一貫して支持した。条件主義的解釈に関する米国国内裁判については、U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 408-412. See also, Green Haywood Hackworth, *Digest of International Law*, Vol. 5 (U.S. Government Printing Office, 1943), pp. 279-291.

⁶⁸ U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, p. 406; See, Moore, *supra* note 63, pp. 257-260.

⁶⁹ 佐分「前掲論文」（注 21）83 頁。なお、上述の *Shaw v. United States* 事件において米国裁判所がさり気なく触れているように、契約には対価の存在を不可欠とする英米法上の約因（consideration）の法理も、米国の条件主義を根底で支える論理となっていた。米国の条件主義的实践と約因の法理の連関を指摘するものとして、Paul Pradier-Fodéré, *Traité de droit international public européen et américain: Suivant les progrès de la science et de la pratique contemporaines*, Tome IV (Paris, Durand et Pédone-Lauriel, 1888), p. 394; Nussbaum, *supra* note 20, pp. 205-206. See also, *Yearbook of the International Law Commission*, 1968, Vol. II, p. 167, para. 9., UN doc. A/CN.4/L.127.

⁷⁰ Richard Carlton Snyder, *The Most-Favored-Nation Clause: An Analysis with Particular Reference to Recent Treaty Practice and Tariffs* (King's Crown Press, 1948), pp. 214-215.

その均霑をめぐる再交渉を生じさせることを意味する。実際、対価の同等性評価が困難であるという相互主義の抱える問題も手伝って、交渉はほとんどの場合不調に終わり、結果的に差別待遇を生じさせることとなった。不断の交渉と差別こそが条件主義の帰結だったのである⁷¹。

つまり米国の条件主義とは、最恵国条項の本質である自動均霑機能を否定することによって、個別の条約当事国ごとに厳密な相互主義的利益交換を確保しようとするものであった。この点ヴィラリー（Michel Virally）も、「……最恵国条項の自動性（l'automatisme）を排除することは、相互主義を確保する分にはあきらかに良いが、最恵国条項本来の目的を達成することを妨げ、条項自体を完全に無意味なものにしてしまう（省略＝筆者）⁷²」と述べている。その意味で、米国の実践上、最恵国条項の機能は徹底的に相互主義によってコントロールされていたといえ⁷³、19世紀中葉のヨーロッパにおける無条件最恵国条項の実践（すなわち、均霑段階における相互主義の放棄）と著しい対照をなしている。

条件主義への固執の背景

それでは、なぜ米国はこのような法実践を長期にわたって堅持し続けたのであろうか。換言すれば、以上の実践は米国にとっていかなる実際的意味をもったのであろうか。結論を先取りすれば、条件主義的最恵国条項の実践は、ヨーロッパ諸国との関係で米国国内産業を保護する役割を担うものであった。

20世紀初頭までの米国では、工業化の進んだヨーロッパ諸国との関係で国内産業保護を

⁷¹ 国際連盟経済委員会（Economic Committee of the League of Nations）は、戦間期の経済秩序再建のために提出した勧告のなかで、条件付最恵国条項をつぎのとおり評している。「条件付最恵国条項は、最恵国条項の事実上の否定にほかならない。というのは、最恵国条項は、あらゆる種類の差別を排除する点にその本質がある一方で、条件付最恵国条項はその性質上、差別のための一手法（a method of discrimination）を構成するからである……（省略＝筆者）」“Recommendations of the Economic Committee relating to Tariff Policy and the Most-Favoured-Nation Clause”, League of Nations doc. C.190.M.92.1933.II.B., 16 February 1933, p. 7. 同様の指摘をおこなうものとして、U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, p. 443; Snyder, *supra* note 70, pp. 212-213; Irwin, *supra* note 35, p. 70.

⁷² Michel Virally, “Le principe de réciprocité dans le droit international contemporain”, *Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye*, Tome 122 (1967-III), p. 74.

⁷³ Schwarzenberger, *supra* note 55, p. 118. See also, Snyder, *supra* note 70, p. 215.

求める声が圧倒的であったため、必然的に高関税政策が採用されていた。他方、この全般的な保護主義政策のなかで、例外的に国際競争力を有する米国輸出産業⁷⁴が海外市場において優位に立つためには、相手国市場における待遇改善を実現する必要がある、そのためには自国の高関税も引き下げざるをえなかった。ただし原則としての高関税維持のためには個別国に対する自由化が自動的に他国へ均霑することを防ぐ必要がある、当該自由化をあくまで例外的なものとしなければならなかったのである⁷⁵。

つまり、相互主義に支えられた条件主義的最恵国条項の実践は、「対価の評価をめぐって個別交渉を可能にし、さらに、対価の評価権を事実上握ることにより、先進国には関税引下げを均霑しないことも可能となり、……保護貿易政策に役立ったことは明らか（省略＝筆者）⁷⁶」であった。ここにおいても米国の相互主義は、保護主義と密接不可分に結びつけられていたのであり、条件主義がもたらす差別がかえって米国に対する報復を招くなど、保護主義の手段およびその促進要因としての機能が顕著に現れていたのである。

(3) 相互主義の転換：1934年互惠通商協定法

20世紀初頭までの米国の相互主義は、事実上死文化していたに等しい相互主義的自由化規定を除き、消極的相互主義に基礎づけられた関税法や通商条約における条件付最恵国条項など、種々の形態をとりながらも一貫して保護主義政策と結びつけられてきた。そしてこれらの実践が、自国に対する待遇の改善をもたらさないどころか他国との紛争を常態化させていたことはすでに述べたとおりである。このような米国の相互主義の構造に転換

⁷⁴ 当時の米国の貿易構造については、佐々木隆雄『アメリカの通商政策』（岩波書店、1997年）33-35頁。

⁷⁵ Benjamin H. Williams, *Economic Foreign Policy of the United States* (McGraw-Hill Book, 1967), pp. 287-289; 佐分「前掲論文」（注21）86頁。なお、当時の米国は、ヨーロッパ先進国に対する徹底した保護主義政策とは対照的に、ラテン・アメリカの後進国に対しては自国の競争上の優位を前提とした自由主義的な政策をも実施していた。このような貿易の二重構造のもとで、ラテン・アメリカ諸国に対して与えた待遇をヨーロッパ諸国に自動的に均霑させないためにも、条件付最恵国条項は意味をもったのである。

⁷⁶ 佐分「前掲論文」（注21）86頁。See, Snyder, *supra* note 70, p. 243.

をもたらしたのが、1934年の互惠通商協定法（Reciprocal Trade Agreement Act）であった。

無条件主義への転換

互惠通商協定法の意義を理解するためには、その前提として同法に至るまでの過程を把握しておかなければならない。20世紀に入り米国の工業化はますます進展し、農産物に加えて工業製品などの輸出産業も徐々に成長していたが、第一次大戦勃発後、当初中立を保っていた米国はイギリス・フランスなどのヨーロッパ同盟諸国への物資の輸出や貸付を積極的におこない、また、ヨーロッパ諸国からの輸入が途絶えたアジア・南米諸国も米国からの輸入に頼るようになっていた。その結果、大戦によるヨーロッパ経済の疲弊とは対照的に、米国は輸出産業を中心に著しい経済成長を遂げ、かつての債務国からイギリスに比肩するほどの大規模債権国へと変貌を遂げた。

このように、第一次大戦を境に米国の経済的地位は劇的に変化し、国内の産業構造においても輸出産業が大きな位置を占めるようになったが、この変化によって輸出市場としての外国の貿易障壁がこれまで以上に問題視されるようになったのである⁷⁷。

こうした状況変化を背景として、1919年に米国関税委員会は、議会に対して無条件最恵国条項への転換を事実上勧告するに至った。すなわち、これまでの条件付最恵国条項の実践が諸外国に対する差別をもたらし、それがかえって米国産品に対する外国の貿易障壁を高める原因となってきたことを関税委員会は指摘し、「米国が条件主義の実践に固執し続けるならば、今後も諸外国との間で紛争が頻発することは避けられないであろう」として、無条件最恵国条項への転換を迫ったのである⁷⁸⁷⁹。

⁷⁷ 有田武夫「関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論（2）」『国際法外交雑誌』52巻5号（1953年）57-58頁；奥西ほか『前掲著書』（注32）268-274頁参照。

⁷⁸ U.S. Tariff Commission Report, *supra* note 39, pp. 439-444.

⁷⁹ 条件主義的解釈の問題性は当時の学界においても認識されており、その結果、最恵国条項はたとえ単純形式のものであっても、原則として無条件的なものと解釈すべしとする規範的理解が広がった。たとえば万国国際法学会（Institut de droit international）は、1936年ブリュッセル会期において「通商航海事項における最恵国条項の効果」と題する決議を採択したが、その第1項は、「最恵国条項は、それを否定する明示的規定のないかぎり、無条件的（*inconditionnel*）である。」と謳っていた。Institut de droit international, *Annuaire de l'Institut de droit international*

その後、1922年に関税委員会のカルバートソン（William S. Culbertson）委員長から同趣旨の提言が再びなされたことを踏まえ⁸⁰、1923年にヒューズ国務長官（Charles E. Hughes）は最恵国条項に関する米国国務省の方針転換をつぎのとおり宣言した。

「……条件主義的最恵国政策がはじめて打ち出されたとき、通商上の諸事項における差別待遇は諸国家間の一般的ルールであった。そして、明確かつ等価値の代償（definite and equivalent compensation）を許与する国家に対してのみ譲許を与える政策を採用することが、米国にとって望ましいものと考えられていた。しかしそれ以来、平等待遇の原則は大きな進歩を遂げており、当該原則の受容を拡大すべく努力することは、世界の市場において他国の貿易と競ううえでも、いまや米国貿易にとっての関心事になっていると思われる。……それゆえ国務省は、新たな通商条約交渉に関連して、米国が無条件平等待遇（unconditional equality of treatment）を保障し、またその保障を受けることを期待しうるところの最恵国条項を提案することに決定した。（省略＝筆者）⁸¹」

こうして、関税委員会の勧告や国務省の方針転換を受けた米国政府および議会は、1923年米ブラジル通商条約、同年の米独通商条約⁸²などにおいて、無条件主義への転換をいち早く実現させることになったのである。

(1936-II), pp. 289-292. こうした規範的理解はのちの時代にも引き継がれ、たとえばグッゲンハイム（Paul Guggenheim）は、最恵国条項に関してつぎのように述べている。「(解釈上) 疑問の余地がある場合には、最恵国条項は無条件的なものとなされるべきである。（括弧内＝筆者）」 Paul Guggenheim, *Traité de droit international public* (Georg, 2nd revised ed., 1967), p. 211.

⁸⁰ カルバートソン委員長がヒューズ国務長官に宛てた、無条件最恵国条項への転換に関する提言については、*Papers relating to the Foreign Relations of the United States, 1923*, Vol. 1 (U. S. Government Printing Office, 1938), File No. 611.0031/162, pp. 121-126 (“From the Acting Chairman of the Tariff Commission (Culbertson) to the Secretary of State”, Washington, 14 December 1922).

⁸¹ *Papers relating to the Foreign Relations of the United States, 1923*, Vol. 1 (U. S. Government Printing Office, 1938), File No. 611.0031/197a, pp. 131-132 (“The Secretary of State to American Diplomatic Officer”, Washington, 18 August 1923).

⁸² 米独通商条約の締結に際しては、ヒューズ国務長官が無条件最恵国条項の挿入を正当化するための説明を上院に対しておこなっている。詳細は、Marjorie M. Whiteman, *Digest of International Law*, Vol. 14 (U. S. Government Printing Office, 1970), p. 754.

残された自主関税政策

しかしながら、無条件主義への転換の一方で、米国は依然として上述の自主関税政策に縛られていたことから、条約に基づく関税引き下げは事実上不可能な状態にあった。このことが意味するのは、米国との間で無条件最恵国待遇を保障し合う通商条約を締結した場合、米国は条約相手国が第三国との間で起こった自由化については自動的均霑を要求するが、米国自身の高関税はそのまま維持し続ける、ということにはほかならなかった。それゆえ、とりわけヨーロッパ主要国にとって、米国の無条件最恵国条項への転換は、実質的には米国による自由化利益の一方的要求としてしか映らなかったとされている⁸³。

加えて、その後の1930年スムート・ホーレイ関税法によって史上類をみないほどの高関税が設定された際には、この米国の関税引上げが契機となって諸外国の報復的関税引上げを招来し、図らずも戦間期における保護主義の世界的蔓延をもたらす主因となってしまったのである⁸⁴。

ここに至って米国は、自国に対する待遇改善を含めた自由化を諸国から引き出すためには、無条件最恵国条項の採用のみでは意味をなさず、自ら諸外国との間で関税引き下げをおこなっていく努力、すなわち、相互主義の積極的機能を活用しなければならないことを認識するに至ったのである⁸⁵。

互惠通商協定法の意義

そこで、無条件最恵国条項の採用とともに、外国との交渉を通じて条約に基づく関税率の設定を可能とする「協定関税 (conventional tariff)」政策への転換を実現させたのが、1934年の互惠通商協定法であった。本法の眼目は、(1) 3年間の期限で大統領に相互主義的な関税引き下げ交渉の権限を付与したこと (個別の産品につき現行税率の50%以内で関税を

⁸³ Tumlir, *supra* note 43, pp. 22-23.

⁸⁴ William R. Cline, "Reciprocity": *A New Approach to World Trade Policy?* (Institute for International Economics, 1982), pp. 21-22.

⁸⁵ 佐々木『前掲著書』(注74) 59-60頁。See, Tumlir, *supra* note 43, p. 25.

変更する権限を付与)、(2) 上記権限の範囲内で締結された条約の批准については議会の承認を不要としたこと、(3) 無条件最恵国条項の採用にあった⁸⁶。

互惠通商協定法に基づき米国は、1938年までに19か国との間で相互的自由化を実現する条約を順次締結したが、そのなかにヨーロッパ諸国はほとんど含まれておらず、また、ブロック経済ないし二国間貿易に支配され最恵国条項が形骸化していた当時の国際経済環境下では、米国が独自に互惠通商協定方式を実践しても、その成果は限定的なものにならざるをえなかった⁸⁷。

にもかかわらず互惠通商協定法は、米国が独立以来抱えてきた保護主義の呪縛を克服する画期的意義を有するものであった。すなわち、相互主義的自由化規定を復活させるだけでなく、議会による通商問題の独占を打破し、議会に向けられてきた保護主義圧力の緩和を図るために、議会による条約の事前承認を法律上確保することによって関税設定権限の行政への実質的な委譲を実現させたのである⁸⁸。無条件最恵国条項の採用とともに実効的な協定関税制度への転換を経てはじめて、米国の相互主義はその積極性を獲得し、自由貿易の実現に資するものとして機能する法的・制度的基盤を得たのであり、ここに、米国における相互主義の転換が果たされたのであった⁸⁹。

ところで、互惠通商協定法において米国が構想した相互主義が、かつてのコブデン条約を契機とする多角的通商関係構築における相互主義とその発現態様を同じくする点は、注

⁸⁶ Douglas A. Irwin, "From Smoot-Hawley to Reciprocal Trade Agreements: Changing the Course of U.S. Trade Policy in the 1930s", in Michael D. Bordo, Claudia Goldin & Eugene N. White (eds.), *The Defining Moment: The Great Depression and the American Economy in the Twentieth Century* (University of Chicago Press, 1998), pp. 341-342; 佐々木『前掲著書』(注74) 56-60頁。なお、相互主義的自由化規定を有していた1897年ディングレー関税法においては、1934年互惠通商協定法とは異なり、条約の批准には議会の承認を要することとなっていた。

⁸⁷ Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization* (University of Chicago Press, 1970), pp. 61, 64; 佐々木『前掲著書』(注74) 61-62頁。戦間期の国際経済法実践については、第4章第2節を参照。

⁸⁸ この点を重視するものとして、Kenneth W. Dam, "Cordell Hull, the Reciprocal Trade Agreements Act, and the WTO: An Essay on the Concept of Rights in International Trade", *NYU Journal of Law and Business*, Vol. 1, No. 3 (2005), p. 713; Irwin, *supra* note 35, pp. 75-77.

⁸⁹ See, Judith Goldstein, "Creating the GATT Rules: Politics, Institutions, and American Policy" in John Gerard Ruggie (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form* (Columbia University Press, 1993), pp. 207-208.

目に値する。相互主義と無条件最恵国待遇原則の共存が意味したのは、自由化に際しての厳密な相互主義追求の放棄であったことから理解されるように⁹⁰、かつて条件主義の実践を通じて相互主義的利益交換に固執し続けた米国の方針転換は、こうした点にも見出すことができるのである。

第3節 相互主義の多義性と国際経済法への含意

本章では、国際経済法がいまだ制度的な基盤を有さず、各国が独自に通商政策を展開していた時代に焦点を当て、国際経済法の発展過程においてとくに重要な役割を担った、イギリスと米国の通商政策と相互主義との連関の仕方に着目することによって、そこでの相互主義の発現態様とその意味を考察した。

イギリスにおいては、かつての重商主義から自由貿易主義への転換、そしてその確立と動揺に至るまで、相互主義はかたちを変えて通商政策のなかで枢要な役割を果たし続けた。まず19世紀初頭にイギリスは相互主義に基づき欧米諸国との間で自由化を試みるも、条約交渉はことごとく失敗に終わった。相手国の自由化を消極的相互主義の威嚇に基づいて実現しようとしたことがその原因であり、そこには協調の契機としての相互主義は存在しなかった。19世紀中葉にはコブデン条約を契機として相互主義がその積極的機能を発揮し、ヨーロッパ諸国間での通商条約網の整備と高度な自由化が実現した。そこでは相互主義とともに無条件最恵国条項が不可欠な役割を果たし、いわば最恵国待遇原則と相互主義の共存こそが多角的自由貿易関係の成立要件となっていたのである。イギリスの圧倒的優位に陰りが見えはじめた19世紀末には、イギリス国内で「公正貿易運動」が展開され、最終的に同運動は挫折したものの、公正貿易論の基底にあったのはほかならぬ相互主義の論理だ

⁹⁰ 本章第1節(2)参照。

ったのであり、その消極的機能が保護主義の主張を根底で支えたのであった。

他方、米国においては、保護主義と相互主義の密接不可分な連関こそが、独立以来の通商政策を貫く特質であった。消極的相互主義に根ざした関税法上の報復規定はつねに保護主義の手段であったし、条件主義的最恵国条項の実践も詰まるところは相互主義の論理に基づく保護主義政策の発現であった。そして米国にあっては、積極的相互主義が機能するための法的・制度的基盤が本来的に脆弱なため、通商条約を通じた相互主義的自由化の試みは、国内の全般的な保護主義圧力に屈服するほかなかった。米国の相互主義が積極性を獲得するのは、1934年の互惠通商協定法まで待たなければならなかったのである。

両国のこうした経緯から理解されるように、相互主義はその積極的機能を發揮して条約を通じた自由化に結びつく場合もあれば、反対に、その消極的機能が前面に押し出されることによって自由化を妨げることとなったり、あるいは保護主義政策と結びつき通商条約上の権利義務を減殺する要因にもなったのである。ここには、相互主義が、自由主義と保護主義という通商政策の両極いずれとも親和的な概念であることが示されているとともに、相互主義を援用する国家の置かれる状況や判断次第で、相互主義と通商政策の結びつき、あるいは、そこで発現する機能（積極的相互主義あるいは消極的相互主義）が容易に他方へ転化しうることを示されている。このような相互主義の柔軟性、換言すれば不安定性が、それに依って立つ法律関係に反映されうることはいうまでもない。

したがって、ここで考察された相互主義の特性は、同原理に深く根ざす権利義務関係または条約制度の安定性に深く影響を及ぼさざるをえず、より巨視的には、国際経済法秩序自体の安定性にも影響を及ぼすものと考えられるのである。

第4章 最恵国待遇原則の理念と現実

前章で考察したとおり、国際経済法の歴史上、相互主義が自由貿易の実現に資するかたちで機能した例はごく限定的であった。それでは、そうした限定的な事例において、相互主義に基づく自由貿易の発展を可能にした不可欠の条件はいったい何であったかといえ、それは無条件最恵国待遇原則の存在にほかならなかった。1860年コブデン条約を契機とした19世紀中葉ヨーロッパにおける多角的自由貿易関係の成立や、1934年互惠通商協定法における米国の自由貿易構想は、いずれも相互主義と無条件最恵国待遇原則の「共存」をその必須要件としたのである。「自由・無差別・多国間主義」を基調とする戦後のGATT/WTO体制が、両原則を条約制度の基本原則として採用したのは決して偶然ではなかったように思われる。

他方で、独立以来の米国の保護主義政策を貫いていた相互主義は、条件付最恵国条項への固執として現れていたことも前章で論じた。条件主義の実践において最恵国条項の自動均霑機能を骨抜きにしていたのは、ほかならぬ相互主義の論理だったのである。

こうした例からも推察されるとおり、国際経済法の実践上、相互主義と最恵国待遇原則は互いに密接な関係にあり、したがって一方を理解するためには、他方についての理解も欠かすことができないように思われる。また双方についての透徹した理解がなければ、両者の関係性を把握することも困難であろう。

そこで本章では、相互主義から一旦目を転じ、古くから自由貿易体制を支える理念とされてきた、最恵国待遇原則に焦点を当てることとする。

第1節 最恵国条項の基本的性格とその存立基盤

最恵国待遇原則に関する議論

最恵国待遇とは、「ある国の領域内で他の国、人または物に与えられる待遇で、第三国のそれらの対象が同様な場合にその領域内で与えられる待遇より不利でないもの¹」をいう。最恵国待遇を与えることを義務として定めた条約規定が最恵国条項と呼ばれ²、古くは二国間通商航海条約などに挿入され、経済分野を中心に今日まで広く活用されてきた。

最恵国待遇原則³をめぐっては、時代を越えて用いられてきた法原則の例にたがわず、その機能や意義をいかに理解すべきか、個別具体的場面においていかなる解釈論が展開されるべきかなどについて、今日に至るまで無数の議論・学説が展開されてきた⁴。

最恵国待遇原則に関する議論において特徴的なのは、マックネア（Lord McNair）もその著書『条約法』のなかでほのめかしているとおおり、条約規定としての最恵国条項の法的機能と、その運用がもたらす経済的利点（経済的側面から把握される機能）とが峻別されずに論じられることが往々にしてある、ということである⁵。このような場合、ただでさえ複雑な最恵国条項の法適用メカニズムとその経済的影響の評価とが同時に論じられることに

¹ 佐分晴夫「最恵国待遇」国際法学会編『国際関係法辞典〔第2版〕』（三省堂、2005年）404頁。また、国連国際法委員会は、1978年の「最恵国条項に関する条草案」の5条にて、最恵国待遇を「受益国あるいは当該受益国とのあいだで定められた関係にある（in a determined relationship）人または物に対して供与国が与える待遇で、第三国あるいは当該第三国とのあいだで同様の関係にある（in the same relationship）人または物に与えられる待遇より不利でないもの」と定義している。ただし、同条のコメンタリーと併せ読まなければその意味するところが判然としない文言もある。Yearbook of the International Law Commission, 1978, Vol. II, Part Two, p. 21 (draft article 5), UN doc. A/33/10.

² Yearbook of the International Law Commission, 1978, Vol. II, Part Two, supra note 1, p. 18 (draft article 4).

³ 本稿では、「最恵国待遇原則」と「最恵国条項」の語を文脈に応じて使い分けることとする。

⁴ たとえばわが国の代表的な先行研究としては、村瀬信也「最恵国条項論（1）（2・完）」『国際法外交雑誌』72巻4号、72巻5号（1974年）；佐分晴夫「最恵国条項の史的研究」『名古屋大学法政論集』63号（1975年）がある。

⁵ Lord McNair, *The Law of Treaties* (Clarendon Press, 1961), p. 273. Cf., Yearbook of the International Law Commission, 1978, Vol. II, Part Two, supra note 1, p. 14, para. 62.

なり、議論が一層複雑化し錯綜することも少なくない。

むしろ、こうした議論傾向の存在は、最恵国条項の運用が有する経済的含意の大きさの裏返しでもあり、条項の現実的有用性を評価するにあたっては、その経済的含意を無視できないことはいうまでもない。本稿の趣旨からはずれるため詳述はしないが、最恵国条項の^{はら}孕むこうした複雑さを反映し、関連する先行研究や国際的討議の場における議論も、時代ごとの社会的・経済的背景に大きく規定されつつ展開してゆかざるをえなかったように思われる⁶。

いずれにしても、最恵国待遇原則について正確な議論・認識を期するためには、その法的機能と経済的含意とを意識的に峻別して把握する必要がある。こうした点に留意しつつ、本章ではその目的上、主として法的機能の側に焦点を当てることとし、以下議論を進めてゆく。

最恵国条項の基本的性格—相対性・内容中立性・不確定性—

最恵国条項の本質的な機能は、最恵国条項中に定められた対象事項につき、一方の条約当事国が第三国に与えたもっとも有利な待遇を他の条約当事国にも同様に均霑しなければならぬという、いわゆる自動均霑機能にある⁷。この自動均霑機能がもたらす対象事項間

⁶ たとえば 1960 年代以降、最恵国条項と途上国の開発問題とが関連づけられるようになり、最恵国条項はいかに途上国の経済発展に資するのか、あるいは逆に阻害するのかをめぐって、法的議論と経済的効果の議論が折り重なって展開していった。その後の政治的妥協によって、最恵国条項の例外として途上国に特惠待遇を付与するための法的基盤が整備されたものの、議論自体は混迷を深めたまま、現在に至るまで確たるものは得られていない。See, “Final Report: Study Group on the Most-Favoured-Nation Clause”, UN doc. A/CN.4/L.852, 29 May 2015, paras. 18, 39. 最恵国条項と途上国の問題についての詳細は、Robert E. Hudec, *Developing Countries in the GATT Legal System: With a New Introduction by J. Michael Finger* (Cambridge University Press, 2011) (ロバート・E・ヒュデック (小森光夫編訳) 『ガットと途上国』 (信山社、1992 年)) を参照。
⁷ たとえば、西元宏治「最恵国待遇—投資協定仲裁による解釈とその展開—」小寺彰編『国際投資協定—仲裁による法的保護—』(三省堂、2010 年) 56 頁。

の形式的平等の保障は⁸、とりわけ国際経済法分野において自由主義的な経済秩序の要請によく適合し、競争条件の平準化（level playing field）による自由競争の実現に大きく寄与してきた。1860年コブデン条約をきっかけとするヨーロッパ諸国の法実践が典型例であるように、最恵国条項は各国の締結する通商航海条約などに挿入されることによって、本来独立した個々の二国間条約関係を「自動的に媒介・結合⁹」してゆき、多角的な経済関係構築の原動力となったのである（多国間主義の手段としての最恵国待遇原則¹⁰）。

こうした機能を有する最恵国条項の特性は、その「相対性」・「内容中立性」・「不確定性」に求めることができる。第1に、最恵国条項は、条約当事国によってもっとも有利な待遇を供与された「第三国」の存在を基準として機能するものであり、対象事項について何ら

⁸ 形式的平等を保障するという特性にかんがみて、最恵国待遇原則は、内国民待遇原則とともに無差別原則を構成するものとして一般的に理解されているが、注意すべき点が2つある。第1に、条約規定としての最恵国待遇原則は、自動均霑機能の作用するかぎりにおいて関係国間で無差別待遇を実現しうるがゆえに、無差別原則と呼ばれるのであって、主権平等原則から導かれるところの、国際法の一般規則としての無差別原則とは本来的に異なるものである。したがって、最恵国待遇原則を主権平等原則に基礎づけて議論しようとする、かつての共産圏諸国にみられた論法や、あるいは一般規則としての無差別原則に基づいて、他国に対して利益の均霑を要求するといったことは、両概念の差異を考慮しない不正確な議論となる。国際法の一般規則としての無差別原則については、たとえば、*Yearbook of the International Law Commission, 1958, Vol. II, p. 105, UN doc. A/3859; Yearbook of the International Law Commission, 1961, Vol. II, p. 128, UN doc. A/4843* を参照。注意すべき第2の点は、最恵国待遇原則の無差別原則としての歴史的基盤がそれほど強固ではない点である。というのは、中世ヨーロッパの都市国家間においては、他の競争相手を出し抜いてより有利な待遇を確保するために最恵国条項が用いられていたという事実があり、いわば“discrimination-in-favor”の道具として最恵国条項は存在していたといえる。ゆえに、この時代の最恵国待遇原則を、現在と同じ意味での無差別原則と性格づけることは困難である。Cf., Le Baron Boris Nolde, “La Clause de la nation la plus favorisée et les tarifs préférentiels”, *Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye*, Tome 39 (1932-I), pp. 24-31.

⁹ 村瀬「前掲論文（2・完）」（注4）78頁。See, Georg Schwarzenberger, *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, Vol. 1 (Stevens, 3rd ed., 1957), p. 243.

¹⁰ タムリル（Jan Tumlir）は、多国間主義と最恵国待遇原則を明確に区別し、後者は前者のための手段であることを強調している。Jan Tumlir, “Emergency Protection against Sharp Increases in Imports”, in Hugh Corbet & Robert Jackson (eds.), *In Search of a New World Economic Order* (Croom Helm, 1974), p. 266. 同様の理解を示すものとして、Thiébaud Flory, *Le G.A.T.T: Droit international et commerce mondial* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1968), p. 7; John Gerard Ruggie, “Multilateralism: The Anatomy of an Institution”, in John Gerard Ruggie (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form* (Columbia University Press, 1993), pp. 9, 11, 13. 柳赫秀『ガット19条と国際通商法の機能』（東京大学出版会、1994年）211, 215-216頁；Stephan W. Schill, *The Multilateralization of International Investment Law* (Cambridge University Press, 2009), pp. 193-196.

かの一定の待遇を保障するものではない。それ自体としては待遇の絶対的基準をもち、不特定の第三国を基準点として保障すべき待遇の内容が定まるという特性は、最恵国待遇があくまで「相対的な基準」であることを示しており¹¹、この相対性ゆえに、関係国に供与されるべき待遇の内容がもっとも有利なものへと不断に更新されてゆくこととなる。

第2に、以上の相対性は、最恵国条項が「内容中立的」であることを意味する。最恵国条項の機能からすれば、第三国に与えた待遇がいかなるものであれ、それと同一ないし同等の待遇が関係国に等しく均霑されていれば法理論上はなんら問題ないのであり、条項は待遇の内容そのものには無関心である¹²。この点、国際社会における自由貿易の発展史と最恵国条項の連関を踏まえると、条項にはあたかも自由貿易推進のイデオロギーが刻印されているかのようにもみえるが、それは単に、自由市場メカニズムの前提となる競争条件の平準化に資する機能を最恵国条項が有しているだけで、条項自体が特定の経済システムを志向しているわけではない¹³。事実、パターソン（Gardner Patterson）によれば、かつては関係国に対する関税障壁の一律上昇を正当化するための論理として最恵国条項が援用される場合もあったという¹⁴。

第3に、最恵国条項は「不確定的性質」を内包している。上述のとおり、最恵国条項は不特定の第三国との関係で機能する点にその特徴があり、均霑に際して「基準点となる第

¹¹ UNCTAD, “Most-Favoured-Nation Treatment”, UNCTAD/DIAE/IA/2010/1, 23 January 2011, pp. 23-24; Rudolf Dolzer & Christoph Schreuer, *Principles of International Investment Law* (Oxford University Press, 2nd ed., 2012), p. 206. See, Claude Rossillion, “La clause de la nation la plus favorisée dans la jurisprudence de la Cour internationale de Justice”, *Journal du droit international*, Vol. 82, No. 1 (1955), p. 106; 西元「前掲論文」(注7) 58頁; 阿部克則「マフェチニ事件」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選〔第2版〕』(有斐閣、2011年) 149頁。

¹² *Yearbook of the International Law Commission, 1978*, Vol. II, Part Two, *supra* note 1, p. 56, paras. 5-6; Gerard Curzon, *Multilateral Commercial Diplomacy: The General Agreement on Tariffs and Trade and Its Impact on National Commercial Policies and Techniques* (Michael Joseph, 1965), p. 64; 佐分「前掲論文」(注4) 60頁; Georg Erlar, *Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts* (Schwartz, 1956), S. 68 (ゲオルク・エルラー (佐藤和男訳)『国際経済法の基本問題』(嵯峨野書院、1989年) 83-84頁)。See, Schwarzenberger, *supra* note 9, p. 240.

¹³ See, League of Nations Economic Committee, “Equality of Treatment in the Present State of International Commercial Relations: The Most-Favoured-Nation Clause”, League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, 12 September 1936, pp. 11-12.

¹⁴ 詳細は、Gardner Patterson, *Discrimination in International Trade: The Policy Issues 1945-1965* (Princeton University Press, 1966), p. 8. See also, Curzon, *supra* note 12, pp. 58-59.

三国 (Etat tiers qui servait de point de référence)¹⁵」は、實際上絶え間なく入れ替わってゆく。その結果、受益国の享受しうる権利の態様や待遇の内容および範囲は、不特定の第三国との関係で規定されることになるため必然的に不確定的なものにならざるをえない¹⁶。こうした不確定性は、流動的な国際経済関係の変化に法が柔軟に対応するという意味では利点となるが¹⁷、他方、不特定の第三国との関係で待遇の内容および範囲が不断に変化する以上、条約当事国間の法律関係がそれだけ不安定なものになることを意味する¹⁸。いずれにしても、最恵国条項は基本的には二国間条約中に設けられる規定である以上、その規定内容も条約ごとに多様であり、結局は個々の条項ごとに解釈を通じて条約当事国の合意内容を明らかにし、個別具体的な時点・場面ごとに均霑されるべき待遇の内容・範囲を確定せざるをえない¹⁹。

最恵国条項は以上の特性を有するがゆえに、歴史的には自由主義時代における多角的通商関係の構築に大きく寄与することとなった。しかし同時に、とりわけ「内容中立性」や「不確定性」といった特性は、条約規定としての最恵国条項の存在が必然的に自由化をもたらすわけではなく、場合によっては保護主義を促進しうること²⁰、最恵国条項の運用がその時々を経済環境や各国の思惑に翻弄されやすいことを示唆している。

存立基盤としての自然的・自由主義的秩序

¹⁵ Emmanuel Decaux, *La réciprocité en droit international* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1980), p. 203.

¹⁶ 村瀬信也「特惠制度の展開と多边的最恵国原則」『立教法学』15号(1976年)4頁。

¹⁷ Georg Schwarzenberger, "The Most-Favoured-Nation Standard in British State Practice", *British Year Book of International Law*, Vol. 22 (1945), pp. 99-100.

¹⁸ デイ・アンチロッチ(一又正雄訳)『国際法の基礎理論』(酒井書店、復刻限定版、1971年)461-462頁；村瀬「前掲論文」(注16)4-5頁。過去の紛争事例において生じた最恵国条項の作用・効果に関する当事者間の見解の不一致は、条項の「不確定性」に端を発するものが多いように思われる。この点につき示唆を与えるものとして、西元「前掲論文」(注7)59-60頁。また、最恵国条項の解釈適用が争点となった各国の国内判例を収集し紹介するものとして、"Decisions of National Courts relating to the Most-Favoured-Nation Clause", *Yearbook of the International Law Commission*, 1973, Vol. II, UN doc. A/CN.4/269, 29 March 1973 を参照。

¹⁹ 田岡良一『国際法学大綱 上巻 [改訂増補版]』(巖松堂書店、1950年)453頁；アンチロッチ『前掲著書』(注18)462頁；村瀬「前掲論文(2・完)」(注4)66頁；"Final Report: Study Group on the Most-Favoured-Nation Clause", *supra* note 6, paras. 91, 163, 215.

²⁰ 本章注14を参照。

それでは最恵国条項は、いかなる社会的・経済的背景のもとで以上の特性を十分に発揮しえたのか。結論を先取りするならば、最恵国条項の伝統的な存立基盤は、第一次大戦を画期としてそれ以前の時代に存在した、自然的・自由主義的な国際経済秩序に求めることができる。

西欧諸国を中心に、観念的には重商主義を克服し、政治的・経済的自由主義への原則的支持が及した19世紀においては、国際経済活動は概して自由市場メカニズムに依拠しておこなわれ、通貨・金融の面に関しても、金本位制の自動調整メカニズムを通じて物価の安定・為替の安定・国際収支の調整が実現していたため²¹、国家の役割は基本的に消極的なものにとどまっていた²²。むしろ、当時国際経済に関する国際法がまったく存在しなかったわけではなく、同時代に国際社会で広く締結された二国間通商航海条約が、個人・私企業などによる国際経済活動の法的基礎にはなっていた²³。しかし当時は自然的・自由主義的な秩序が妥当していたことから、二国間条約それ自体が国際秩序を創出する役割を担う

²¹ 金本位制の自動調整メカニズムは、英国を指導的立場としつつ、各国が「ゲームのルール」といわれる暗黙の政策ルールを実施することによって補完されていたのが実態であった。伊東光晴編『岩波現代経済学事典』（岩波書店、2004年）、「金本位制」の項。

²² 高野雄一・筒井若水『国際経済組織法』（有斐閣、1965年）10-12、23-24頁。なお、当時のヨーロッパ諸国は、自由市場メカニズムが機能するかぎりにおいては、国際的にも消極的役割を担うにとどまっていたが、他方で市場そのものの成立・拡大のためには、国家としてむしろ積極的な関与をおこなっていた。金井雄一・中西聡・福澤直樹編『世界経済の歴史—グローバル経済史入門—』（名古屋大学出版会、2010年）274-275頁。See, John A. C. Conybeare, “Leadership by Example?: Britain and the Free Trade Movement of the Nineteenth Century” in Jagdish Bhagwati (ed.), *Going Alone: The Case for Relaxed Reciprocity in Freeing Trade* (MIT Press, 2002), pp. 42-43. こうした姿勢は当時の国際法実践においても確認することができ、たとえば同時代の国家責任法（とくに外交的保護）に関する西欧諸国の法実践には、国家の積極的介入の側面をみてとることができる。詳細は、小畑郁「『個人行為による国家責任』についてのトリーペル理論—『外国人が受けた損害についての国家責任』研究ノート—」『神戸商船大学紀要 第一類 文科論集』36号（1987年）；同「19世紀中葉における国債返済を求めるイギリス外交的保護権の確立—『外国人が受けた損害についての国家責任』研究ノート—」『神戸商船大学紀要 第一類 文科論集』38号（1989年）；同「イギリスの外交的保護とメキシコ干渉 1861-62—『外国人が受けた損害についての国家責任』研究—」『神戸商船大学紀要 第一類 文科論集』39号（1990年）；同「初期パーマストン外交と外交的保護制約原理としての『領域国法による平等な保護』観念—『外国人が受けた損害についての国家責任』研究—」『神戸商船大学紀要 第一類 文科論集』41号（1992年）；同「パーマストンと『領域国法による平等な保護』観念の凋落 1847-50—『外国人が受けた損害についての国家責任』研究—」『金沢法学』36巻1・2合併号（1994年）を参照。また、松井芳郎「伝統的国家責任法—国家責任法の転換（1）—」『国際法外交雑誌』89巻1号（1990年）も参照。

²³ 高野・筒井『前掲著書』（注22）31頁。

必要がなく、その内容はあくまで自然発生的に存在する秩序を尊重し、それを補完するものにとどまったのである²⁴。

こうした二国間条約に挿入された最恵国条項は、それぞれ別個に存在する無数の条約を相互に結びつけることによって、条約網を整備し、個人・私企業の自由な国際経済活動の場を拡大してゆく役割を担ったが、これもひとえに、上述の 19 世紀的な自然的・自由主義的国際経済秩序の存在に負うところが大きかったといえる²⁵。すなわち、市場に対する国家の干渉が基本的に排除された状態であったがゆえに、最恵国条項を通じた競争条件の平準化・市場の拡大を阻むモメンタム（市場統制を志向する政策など）が社会に存在せず、その結果として最恵国条項は、上記の特性を多角的な通商関係の構築に向けて十二分に活かすことができたのである。

第 2 節 戦間期における最恵国条項の形骸化—背後に潜む相互主義—

19 世紀的経済秩序の変動

最恵国条項の存立基盤であった 19 世紀的な自由主義的経済秩序は、20 世紀に入ったのち、第一次大戦による経済的疲弊、その後の世界恐慌（1929 年）、金本位制の崩壊（1931 年）などによって徹底的に破壊されるに至った²⁶。経済危機に直面した各国は、国内経済の安定を最優先する諸策をこぞって採用し²⁷、列強は経済ブロックを形成していったので

²⁴ 同上、34 頁。

²⁵ この点について詳細は、金沢良雄「国際経済法に関する一考察（2・完）」『法学協会雑誌』72 巻 4 号（1955 年）376-377 頁。See, Michael Trebilcock, Robert Howse & Antonia Eliason, *The Regulation of International Trade* (Routledge, 4th ed., 2013), p. 55.

²⁶ 高野・筒井『前掲著書』（注 22）7-8、30 頁。

²⁷ E. H. カー（大窪愿二訳）『ナショナリズムの発展』（みすず書房、新版、2006 年）27-39 頁参照。また、1933 年に米国大統領に就任したフランクリン・ルーズヴェルト（Franklin D.

ある。

戦間期の国際経済の特色は、「国家統制の強化」という点に見出すことができる²⁸。とくに 1930 年代初頭の金本位制崩壊によってその自動調整メカニズムが作用しなくなったことから、各国は積極的に外国為替管理や貿易統制策を採用し、自国の立場のみを考慮した人為的な経済統制が自動調整メカニズムに取って替わることとなった²⁹。このことはただちに国家間の摩擦を生ぜしめ、その調整には従来型の通商航海条約では対応できなくなったため、各国は相互に具体的かつ短期的な通商条約を締結することによってこれを調整せざるをえなくなった³⁰。こうした国家統制の増大を通じて国際貿易はその多角性を喪失し、世界貿易の縮小と差別待遇の蔓延による国際関係の悪化に繋がっていったのである³¹。戦間期における以上の国際経済秩序の動揺によってその存立基盤を失ったのが、最恵国条項であったことはいうまでもない。

最恵国条項の形骸化要因

以下では、最恵国条項が機能不全に陥った具体的要因を考察する。その前提として、戦間期における最恵国条項をとりまく法状況をまず確認しておきたい。

Roosevelt) は、その就任演説で、「国際貿易関係はきわめて重要ではあるが、時機と必要性の点からすると、健全な国民経済の確立の方がより重要である」と述べ、国内経済の安定を最優先する姿勢を当時明確に示していた。 *Inaugural Address of Franklin D. Roosevelt, Delivered at the Capitol Washington, D. C. March 4, 1933* (U.S. Government Printing Office, 1933), p. 6.

²⁸ 恒藤恭「統制経済法について（第 6 講）」『公法雑誌』6 卷 2 号（1940 年）70-79 頁；峯村光郎『経済法の基礎理論』（東洋書館、1943 年）25-32 頁；金沢良雄「国際経済法に関する一考察（1）」『法学協会雑誌』72 卷 3 号（1955 年）215 頁。

²⁹ 金沢「前掲論文」（注 28）、217-218 頁。なお、矢内原忠雄と楊井克巳によれば、経済ナショナリズムの傾向はヨーロッパ大不況のあった 1870 年代から次第に強まっていたが、第一次大戦前までは諸国の貿易制限は禁止的なものではなく、国際貿易自体も 1870 年代以後引き続き拡張していた。ゆえに、第一次大戦前までの国際貿易は、本質的にはなお自由主義的であったと評価できるという。矢内原忠雄・楊井克巳『国際経済論』（弘文堂、1954 年）184-185 頁。

³⁰ 金沢「前掲論文」（注 28）、217-218 頁。

³¹ 当時の経済ブロック形成は、戦間期の政治状況を反映したのもでもあった。すなわち、第一次大戦後の民族自決原則の浸透によって植民地の獲得が困難になったことから、後発国たる日本やドイツは、植民地の代わりに「経済圏」の形成を追求せざるをえなかったのである。矢内原・楊井『前掲著書』（注 29）26-28 頁。

1930年代の通商条約実践を分析したスナイダーによれば³²、当時は、広い裁量のもとで経済統制をおこなうべく、そもそも最恵国条項を含まない通商条約の締結が増加していた。また、条約中に最恵国条項が規定される場合でも、関税のみをその適用対象とするものが多く、関税以外の経済統制策は無差別待遇義務の埒外にあった³³。当時のこうした法状況を踏まえると、以下で考察する諸策のなかには、条約によっては最恵国条項違反を構成しないものも含んでいると思われる。しかしながら、各国による以下の諸策の採用は、最恵国待遇原則の志向する競争条件の平準化を徹底的に否定するものであり、それら諸策によって現に多角的貿易関係は分断されたのである。こうした点を踏まえるならば、単に最恵国条項に違反する実践だけでなく、最恵国条項の理念や精神を形骸化させた実践をも含めて広く考察の対象としなければならない。

こうした前提のもとで形骸化要因をそれぞれ考察してゆくと、第1に、各国の恣意的かつ不安定な関税政策を挙げることができる。当時は最恵国条項の適用範囲を制限するために種々の関税政策が用いられたが、その典型例が「関税分類の細分化」である。関税分類の細分化とは、関税率表における品目分類を細分化し、同種性が肯定される製品の範囲を狭く設定することにより、最恵国税率の均霑範囲をなるべく限定しようとする技術のことをいう³⁴。この技術自体は第一次大戦前より存在し、最恵国条項の運用につきまとうフリー・ライダーを排除する意義を有するが³⁵、細分化の行き過ぎは最恵国条項の適用範囲を過度に制約し、不当な差別待遇の手段となりうるため、最恵国条項の効果を阻害する実践として戦間期にとくに問題視された³⁶。

³² Richard Carlton Snyder, *The Most-Favored-Nation Clause: An Analysis with Particular Reference to Recent Treaty Practice and Tariffs* (King's Crown Press, 1948), pp. 133-135.

³³ なお、関税を含む広範な措置について最恵国待遇義務を定める条約も存在したが、こうした措置も無差別に実施されるかぎりには義務違反にはならなかった。See, *ibid.*

³⁴ Josef Ebner, *La clause de la nation la plus favorisée en droit international public* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1931), pp. 52-58; Snyder, *supra* note 32, pp. 115-117.

³⁵ 「関税分類の細分化」の実践が、最恵国待遇原則と相互主義の共存あるいは緊張関係を示していることについては、第5章補論を参照。

³⁶ 国際連盟の「国際法の漸進的法典化のための専門家委員会」のもとで、最恵国条項の法典化の可否が検討されたが、報告者ウィッカーシャム (Wickersham) は、最恵国条項の効果を阻害する試みの一つとして「関税分類の細分化」を取りあげている。Committee of Experts for the

ところで第一次大戦直後の不況期には、その状況を反映して通商条約も短期のものになっていた。そのためもあって、関税は頻繁に変更され、条約の再交渉時には各国が交渉力担保のために事前に関税を引き上げ合うことにより、関税戦争も頻発していた³⁷。たしかに、こうした例はただちに最恵国待遇義務に反するものではないが、相対性・内容中立性を本質とする最恵国条項が自由化推進の手段として機能するためには、各国の関税制度の安定化や関税自体の低減がともなわなければならないことを、以上の例は物語っている。

第2に、1930年代に入って広く普及した輸入割当（import quotas）を挙げることができる。輸入割当とは、国家が自国領域内へ仕向けられた他国産品の輸入数量を各輸入業者に割り当てることによって、直接輸入量を制限し一定水準以下に抑制するものである³⁸。割当の手法を精緻化し発展させたフランスは、当初保護の手段として割当を用いたが³⁹、その後、国別の割当制度を採用したことをきっかけに差別のための手段へと転化し、フランスの輸出を拡大するための交渉上の武器として用いられるようになった⁴⁰。こうした実践を通じて輸入割当の手法が各国に浸透し、その実施が最恵国待遇義務違反の疑義をたびたび生じさせるようになったとされる⁴¹。

国際連盟経済委員会（Economic Committee of the League of Nations）の研究によれば、最恵国待遇義務に整合的なかたちで輸入割当をおこなうことは不可能であるという⁴²。関税が製品の効率性によってある程度乗り越えられる貿易障壁である一方、割当は輸入量を事

Progressive Codification of International Law, “The Most-Favoured-Nation Clause: Report adopted by the Committee at Its Third Session, held in March-April 1927”, League of Nations doc.

C.205.M.79.1927.V., 9 May 1927, pp. 8-10.

³⁷ 永井三樹三・下田吉人『国際貿易憲章解説』（時事通信社、1948年）387頁。

³⁸ 岩本武和・阿部顕三編『岩波小辞典 国際経済・金融』（岩波書店、2003年）、「輸入数量制限（輸入割当）」の項。

³⁹ 当時フランスは関税協定により多くの関税率を固定していたことから、外貨の下落によって外国産品の輸入圧力に晒された際に、輸入量を直接制限するために割当制度を導入した。永井・下田『前掲著書』（注37）394-395頁。

⁴⁰ 同上。

⁴¹ 同上、395頁。

⁴² League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* 13, note, pp. 13-15. 他方で、当時は輸入割当と最恵国待遇義務の関係性は不明確であったとする見解もある。Robert E. Hudec, “Tiger Tiger, in the House: A Critical Appraisal of the Case against Discriminatory Trade Measures”, in Ernst-Ulrich Petersmann & Meinhard Hilf (eds.), *The New GATT Round of Multilateral Trade Negotiations: Legal and Economic Problems* (Kluwer Law and Taxation, 1988), p. 178.

前に固定するものであるため、最恵国条項が保障するところの、製品の効率性に基づく競争が機能する余地をそもそも奪うことになる⁴³。こうして輸入割当は、最恵国条項の精神に反する差別待遇の手段にほかならず、当時、その普及が国際貿易全体を縮小させる効果をもったのである。

第3に、外国為替管理（foreign exchange control）の普及が挙げられる。これは、国際収支の均衡または外国為替相場の安定などのために国家が民間の外貨保有もしくは外貨取引を規制するもので⁴⁴、世界恐慌後に資本の引き揚げや国際収支の悪化、外貨不足に苦しんだドイツ・東欧・中南米諸国がまず採用し、漸次他国に拡大していった⁴⁵。輸入業者に対して輸入の支払のために必要な外貨を与えるかどうか、またいくら与えるかを国家が管理することは、それが原産地を基準とした差別につながるかぎりにおいて、割当同様の差別的効果をもつ⁴⁶。とりわけ1930年代のように、国際貿易の大部分が二国間貿易としておこなわれるようになると、各国は為替管理を特定国との貿易の手段として用いるようになり、その結果必然的に輸出国間における差別待遇につながっていった⁴⁷。

また、為替管理に付随して清算協定（clearing agreement）も締結され、貿易の二国間化に拍車をかけた。清算協定は、輸出入額の相殺によって輸出入の決済をおこなうための協定であり、外貨不足に直面し為替管理を試みる国の多くが、外貨を用いず輸入をおこなうための方策として貿易相手国との間で締結した⁴⁸。特定国間での貿易を前提とした清算協定の運用は、当該協定の第三国を事実上排除することを意味するため⁴⁹、為替管理の場合

⁴³ League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* note 13, pp. 14-15.

⁴⁴ 伊東編『前掲著書』（注21）、「外国為替管理」の項。

⁴⁵ 大内力『大内力経済学大系 第6巻 世界経済論』（東京大学出版会、1991年）282頁。

⁴⁶ 一般的に、外貨不足に直面する国家は、輸入品を必需品と贅沢品に区別し、必需品の輸入に優先的に外貨の利用を割り当て、経済状態が悪化するにつれて贅沢品の範囲を拡張してゆく。こうした方法自体は産品間の差別をもたらすにすぎないが、運用方法如何によっては国別の差別につながることもある。League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* note 13, p. 15; Snyder, *supra* note 32, p. 141.

⁴⁷ League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* note 13, p. 15.

⁴⁸ *Ibid.*; Snyder, *supra* note 32, p. 142.

⁴⁹ League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* note 13, p. 16. 1930年代に厳重な経済統制をおこなったドイツが、為替管理や清算協定を用いて輸出入の流れを徹底的にコントロールしたことについては、Erler, *supra* note 12, S. 89-95（邦訳、110-119頁）。

と同様、結果的に第三国に対する差別待遇をもたらし、最恵国条項を形骸化させる要因となったのである。

第4に、1932年オタワ協定に基づく帝国特惠制度を挙げることができる。この制度は、英連邦諸国間では相互的な特惠関税を設定する一方で、外部に対しては高関税を維持するという差別のシステムであり、他国との関係を切断し、帝国内部の貿易を促進することによってイギリス産業を保護する目的を有していた⁵⁰。当時英国との間で結ばれていた通商条約のなかには、帝国特惠を最恵国条項の例外として承認するものもあったとされるが⁵¹、いずれにせよ大規模な差別待遇を実現する制度であったことには変わりがなく、国際経済をブロック化の方向に踏み出させ、多角的な貿易関係の解体を決定づけたものとして評価されている⁵²。ゆえに米国は、戦後の経済秩序構想においてこの帝国特惠の廃止をその最重要課題の一つとしたのであった⁵³。

形骸化の背後に潜む相互主義的实践

以上が戦間期に広く普及した国家政策の例であり、その実践は多岐に渡ったが、こうした多様な実践を貫いていたのは、厳格な二国間主義の発想にほかならなかった。すなわち、当時市場の絶え間ない縮小に直面した各国は、自らのためになるべく多くの市場を留保すべく、それぞれ独自の立場から以上の諸策を採用し、二国間での排他的な経済関係の構築に腐心したのである。

こうした二国間主義の徹底を顕著に示すものとして、いわゆる「求償主義 (compensationism)」と呼ばれる立場も普及し、トルコやギリシャなどは当時多数の国と

⁵⁰ 長岡新吉・太田和宏・宮本謙介編『世界経済史入門』（ミネルヴァ書房、1992年）137頁。

⁵¹ Snyder, *supra* note 32, p. 151.

⁵² ドイツによる広域経済圏の形成、日本による大東亜共栄圏の構想、フランスによる植民地特惠制度の創設などの当時の経済ブロック政策は、多かれ少なかれ英国の帝国特惠制度によって誘発されたものであった。長岡・太田・宮本編『前掲著書』（注50）137-140頁。

⁵³ Richard N. Gardner, *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order* (Columbia University Press, 3rd ed., 1980), pp. 107-108.

求償協定を締結した。これは二国間の輸出入の均衡を追求するもので、輸出入のいずれか多い方を削減することによって強制的に均衡を図るものであったため、結果的に貿易の縮小を招いた⁵⁴。このほかに、二国間での特定商品の取引を定める「バーター制(barter system)」も普及し、二国間主義の極みと評された⁵⁵。

これらの極限的な事例からも理解されるとおり、当時の二国間主義とは、閉鎖的な範囲において相互主義に基づく取極めを通じて、互いの経済関係を維持・増進しようとするものだったのであり⁵⁶、実際、1935年までに世界貿易の70%が二国間の枠組みで実施されるようになっていたとする分析もある⁵⁷。

要するに、戦間期に最恵国条項がその多角化機能を喪失した背景には、相互主義の考慮に支えられた二国間主義の実践⁵⁸、より具体的にいえば、取引可能な国家間でのみ経済的利益の均衡を求め、それ以外の国には差別待遇もやむなしとする、排他的な相互主義の追求が蔓延していたということが出来る⁵⁹。別言すれば、当時は理念としての最恵国待遇原則と現実主義的な相互主義が「乖離」した状態にあったといえ、各国は相互主義を極端にまで追求していくことによって、最恵国待遇原則をいわば排除したのである。

このようにして戦間期の最恵国条項は、形式的には存在するが実質的には機能しない状態に陥ったのであった⁶⁰。

⁵⁴ 永井・下田『前掲著書』(注37) 396頁。

⁵⁵ 同上、395頁；Snyder, *supra* note 32, pp. 142, 146-147.

⁵⁶ League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* note 13, p. 13. See, Hudec, *supra* note 42, p. 194. なお、上述の帝国特惠制度は二国間の事例ではないが、排他的な関係性のなかで相互主義に基づく貿易を実現しようとする点で、ここでの二国間主義と本質を同じくするものといえる。

⁵⁷ Snyder, *supra* note 32, p. 145.

⁵⁸ 相互主義と二国間主義の関係については、第5章注4を参照。

⁵⁹ Snyder, *supra* note 32, p. 155.

⁶⁰ *Ibid.*

第3節 秩序再建の焦点—最恵国待遇原則・相互主義・多数国間条約—

国際社会の対応と挫折

国際社会は戦間期の困難に沈黙していたわけではなく、各種の国際会議を開催するなどして、崩壊した国際経済秩序の回復を試みた。世界恐慌前までのあいだには、国際連盟主催のもと、ブリュッセル金融会議（1920年）、ジェノア会議（1922年）、ジュネーヴ世界経済会議（1927年5月）、およびジュネーヴ会議（1927年10月）のいわゆる四大経済会議が開催された⁶¹。これら会議では種々の問題が取りあげられたが、とくに、(1) 国際通商関係における法的・行政的基礎の改善、(2) 輸出入の禁止および数量制限の緩和・廃止、(3) 無条件最恵国待遇原則の回復（rehabilitate）および一般化（generalize）、(4) 関税の一般的水準の引き下げが、通商分野の課題として収斂をみせた⁶²。とりわけジュネーヴ世界経済会議では、上記(3)の最恵国待遇原則が中心課題となり、その復権を期する勧告が採択されるとともに⁶³、それを受けて国際連盟経済委員会が最恵国条項の研究をおこなった⁶⁴。

こうした試みはある程度効果を発揮したとされるが⁶⁵、世界恐慌が発生し1930年代に入るや、各国は以上の努力を顧みることなく国内経済の安定を最優先する諸策を急速に拡大していった。その後も関税休戦会議（1930、1931年）やロンドン世界経済会議（1933年）

⁶¹ William A. Brown, *The United States and the Restoration of World Trade: An Analysis and Appraisal of the ITO Charter and the General Agreement on Tariffs and Trade* (Brookings Institution, 1950), pp. 30-33. 第一次大戦後初期には、通貨の安定が各国の第一の関心事であったことから、ブリュッセル、ジェノアの両会議では、通商問題は二義的な注意を惹くにとどまった。のちのジュネーヴでの会議は、通貨の安定がある程度達成され、各国の保護主義的な通商政策に問題の焦点が移っていたことから、通商問題が会議の中心的テーマとなった。永井・下田『前掲著書』（注37）381頁。

⁶² Brown, *supra* note 61, p. 30.

⁶³ “Report and Proceedings of the World Economic Conference held at Geneva May 4th to 23rd 1927”, League of Nations doc. C.356.M.129.1927.II.B, December 1927, p. 43. なお、本章第1節にて最恵国条項の特性として「不確定性」を挙げたが、ジュネーヴ世界経済会議においては、この特性が国際通商関係を不安定なものにしてしまうとして問題視された。その結果、最恵国条項の「不確定性」を除去する方策として、解釈の在り方および適用範囲につき明確かつ画一的な原則を確立する必要性が勧告されている。*Ibid.*

⁶⁴ 国際連盟経済委員会による当時の研究を概観するものとして、*Yearbook of the International Law Commission, 1969*, Vol. II, pp. 169-170, paras. 73-78, pp. 175-180 (Annex I), UN doc. A/CN.4/213, 18 April 1969.

⁶⁵ 金沢「前掲論文」（注28）218頁；永井・下田『前掲著書』（注37）387-388頁。

などを通じた努力が重ねられるも、当時の不安定な国際情勢に抗うことはできず、いずれも失敗に終わっている⁶⁶。とりわけロンドン世界経済会議の失敗は国際協調の望みに終止符を打ち、その後各国は孤立的な経済政策に没頭してゆくこととなる⁶⁷。

学界の立場からは、万国国際法学会（Institut de droit international）が「通商航海事項における最恵国条項の効果」と題する検討をおこない、あるべき最恵国条項を提示した決議を1936年に公表したが⁶⁸、当時の状況下ではもはや各国の通商条約実践になんらの影響も与えることができず、有意義な成果を出すことはなかった。

戦後秩序の萌芽

こうした経過を踏まえると、当時の国際社会の企図は挫折したものと評価せざるをえない⁶⁹。しかしながら、当時の取り組みのなかに、第二次大戦後の多数国間法秩序の萌芽をなすものが含まれていたことには注目すべきであり、本稿との関連では以下の3点がとくに注目に値する。

第1に、戦後GATTにて採用された最恵国条項が、1933年に国際連盟経済委員会の作成したモデル条項⁷⁰と大きく似通っている点である。このモデル条項は、貿易の多角性を再建するためには、広範な事項に対して無条件最恵国待遇を確保することが不可欠であるとの理念に基づき起草されたもので⁷¹、時を経て1946年に米国の作成した「国際貿易機関の

⁶⁶ Brown, *supra* note 61, pp. 38, 42-44. なお、1933年ロンドン世界経済会議においても最恵国条項の復権が議論の対象となったが、恐慌後の経済状況の悪化を反映してか、最恵国条項に関して従前にはみられなかった意見対立が諸国のあいだで生じているさまを、報告書中にみとることができる。詳細は、“Reports approved by the Conference on July 27th, 1933 and Resolutions by the Bureau and the Executive Committee”, League of Nations doc. C.435.M.220.1933.II.B, 27 July 1933, pp. 23-24.

⁶⁷ 川田侃『現代国際経済論』（岩波書店、1967年）25頁。

⁶⁸ Institut de droit international, *Annuaire de l'Institut de droit international* (1936-II), pp. 289-292.

⁶⁹ 当時の国際社会に存在した経済的ユートピアニズムの思潮が、こうした取り組みの挫折をもたらした元凶であると指摘するものとして、Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (Macmillan, 2nd ed., 1946), pp. 54-60 (E. H. カー（原彬久訳）『危機の二十年-理想と現実-』（岩波書店、2011年）117-129頁）。

⁷⁰ “Recommendations of the Economic Committee relating to Tariff Policy and the Most-Favoured-Nation Clause”, League of Nations doc. C.190.M.92.1933.II.B, 16 February 1933, p. 21.

⁷¹ *Ibid.*, p. 6.

ための試案」の8条⁷²に取り込まれ、交渉の結果 GATT 条1項としてほぼそのままのかたちで採用されるに至った⁷³。こうした系譜は、戦間期の二国間主義に対応すべく考案された最恵国条項の理念型が、ほぼそのまま戦後秩序の基礎になったことを示している⁷⁴。

第2に、二国間主義を排し貿易の多角性を再建するためには多数国間条約を用いるべきだとする見解が、1920年代から繰り返し提唱されていた点が注目される。たとえば1927年のジュネーブ世界経済会議では、世界経済の改善のためには諸問題を包括的にカバーする多数国間条約が締結されるべきであるとする勧告が出され⁷⁵、また同年には、未発効に終わったものの、輸出入禁止・制限の撤廃に関する条約が29か国の間で締結されている。加えて国際連盟経済委員会も、1936年の報告書において多数国間経済条約の締結を強く推進している⁷⁶。これらの例は、当時の国際社会が、各国の恣意的な行動を総体的立場から統御する必要性を認識し、その手段として多数国間の法的・制度的枠組みを理念的には選択していたことを意味する。

第3に、戦間期には最恵国待遇原則と相互主義が「乖離」した状態にあったことはすでに述べたが、同時代に奇しくも米国は、両原則の「共存」を実現すべく独自の試みをおこなっていた。この試み米国独自のものであったため、必ずしも国際社会の取り組みとして位置づけることはできないが、上述した戦後の最恵国待遇原則の復権や多数国間法秩序の構築と密接にかかわるものでもあるため、次章にて詳しく取り扱うこととする。

⁷² United States Department of State, “Suggested Charter for an International Trade Organization of the United States”, Department of State Publication No. 2598 (1946), p. 3.

⁷³ John H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT: A Legal Analysis of the General Agreement on Tariffs and Trade* (Bobbs-Merrill, 1969), p. 252.

⁷⁴ 当時米国の交渉担当者であったブラウン (William A. Brown) によれば、ITO 憲章および GATT の起草過程では、最恵国条項の文言について細部で議論はありつつも、大枠については当初から交渉者間で合意が得られていたという。Brown, *supra* note 61, p. 70. See also, Jackson, *supra* note 73, pp. 252-253.

⁷⁵ League of Nations doc. C.356.M.129.1927.II.B, *supra* note 63, pp. 34-36.

⁷⁶ League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, *supra* note 13, p. 24.

第5章 国際経済法秩序の動態をもたらすもの

本稿において残された課題は、これまでに論じてきた相互主義の論理と、二国間主義と多国間主義の両極の間を行きつ戻りつ動揺するという国際経済法秩序の動態とのあいだに、いかなる連関が存在するのかを探ることである。

ここまでの論述を振り返れば、第2章では、相互主義一般に通底する本質的属性と、「生産者バイアスの相互主義」として定式化される、国際経済法における相互主義の基底性をそれぞれ明らかにし、その含意を提示した。しかしながら、そこで論じられた相互主義の姿は自由化に資する側面にのみ光を当てた一面的なものであったため、第3章では敢えて、GATTやWTOのような制度的基盤のない時代にまでさかのぼって焦点を当て、国際経済法におけるいわば原初的な相互主義の発現形態とその多義性を明らかにした。

そこで論じたとおり、相互主義は、その二面性（協調の契機／対立の契機）と両側面の発現の不安定性、および道徳的曖昧さといった本質的な属性を背景に、国際経済法の文脈においては自由主義だけでなく保護主義とも結びつくことによって、通商政策を如何様^{いかよう}にでも展開させうる原理として機能してきたのであった。そして歴史的に相互主義は、その消極的機能を容易に発揮し保護主義の連鎖を招きがちであったのとは対照的に、自由貿易の実現に資するかたちで相互主義が機能した例は限定的だったのである。

また以上の歴史的な分析を通じて、国際経済法の実践上、相互主義との密接な関係性のなかで展開してきたものとして、最恵国待遇原則の存在が浮き彫りになった。そこで第4章では、多国間主義の手段たる最恵国待遇原則に目を転じ、その基本的性格や存立基盤を考察するとともに、戦間期における最恵国条項の形骸化の要因を探った。当時、最恵国条項がその多角化機能を喪失した背景には、相互主義の考慮に支えられた二国間主義の実践があったのであり、各国は独自の立場から相互主義を極端にまで追求していくことによって、最恵国待遇原則をいわば排除したのであった。ここに至ってまたしても、最恵国待遇

原則の機能と相互主義とのあいだにある密接な連関と矛盾した関係性が明らかになったのであり、こうした両原則同士の関係性ゆえに、相互主義の発現をいかにして制御するかが、戦後の最恵国待遇原則の復権と、それに基づく多数国間法秩序構築の鍵を握ったのであった。

ここで想起しておきたいのは、第2章第1節で論じたとおり、国際法における相互主義の位置は、法の拡充を通じてその援用が許される際の要件や法的効果にも制約が生じるため、国際法の発展に応じて流動的だという点である。このことは当然、国際経済法分野にも妥当する。

こうした基本認識を前提として、本章では、国際経済法の制度的発展形態の一つであるGATT/WTO体制を考察の軸に据え、相互主義の抱える上述の諸問題に対して、同体制がいかなる法的・制度的対応を試みているのかを明らかにし、そのうえで、同体制の内外で発現する相互主義の問題を、法秩序の動態と関係づけて詳しく分析してゆくこととする。またこうした分析を通じて、国際経済法秩序の展開が、理念としての最恵国待遇原則と現実主義的な相互主義の相克のもとでなされてきたことも、おのずと示されるであろう。

以下の第1節ではまず、前章末尾で指摘した、米国による最恵国待遇原則と相互主義の「共存」の試みと、GATT/WTO体制におけるその実現形態を明らかにするとともに、国際経済法の制度的発展を通じて相互主義がいかにして法制度に内在化され、その原初的な発現形態が有する問題を克服しえたのかを考察する。これはすなわち、相互主義はいかなる法的・制度的基盤のもとで、多数国間法秩序の創造・発展の契機となりえたのかを明らかにするものである。

第1節 法秩序の創造・発展の契機

(1) 最恵国待遇原則と相互主義の「共存」

最恵国待遇原則を形骸化させた戦間期の国際経済法実践は、総じて「保護・差別・二国間主義」の様相を呈していたといえ、当時の国際社会は、以上の実践を支えた排他的な相互主義の追求を批判するとともに、最恵国待遇原則の復権を通じた多角的自由貿易関係の再建を提唱した。以上の企図は、戦間期の社会的・経済的現実を顧慮しない理想主義的性格の強いものであったため当時実を結ぶことはなかったが²、戦後の秩序はそこで表明された理念および構想を、基本的には受け継いだといえる³。こうした企図のなかでもとくに注目すべきなのが、最恵国待遇原則と相互主義の「共存」の試みである。

これはすなわち、貿易の多角性を再建するために必要とされた最恵国待遇原則と、自由化のために必須となる相互主義を同時に追求する道であり、1860年コブデン条約を契機としてヨーロッパで成立した19世紀中葉の多角的自由貿易関係が、これを体現した数少ない

¹ 佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成の構想と原理—戦後国際経済関係再編成の基本論理(1)—」『経済学研究(北海道大学)』30巻2号(1980年)100頁。なお、引用元では「保護・差別・双務主義」と表現されているが、本稿内での表記の一貫性を優先し、双務主義を二国間主義に修正した。

² Edward Hallett Carr, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (Macmillan, 2nd ed., 1946), pp. 54-60 (E. H. カー(原彬久訳)『危機の二十年—理想と現実—』(岩波書店、2011年)117-129頁)。

³ 戦後の国際経済秩序をいかに再編すべきかという問題は、1940年7月に「新秩序」構想がナチスによって提示されたことを受け、これに対抗すべく連合国がこの問題を取りあげ、大戦初期の戦後処理原則確立の過程で基本構想を承認するに至った。すなわち、1941年の大西洋憲章4項および5項、あるいは1942年の米英相互援助協定7条にその端緒を見出すことができ、米英両国は、一方で「自由・無差別・多国間主義」(米国側の要求)を、他方で完全雇用と社会保障を志向する「国際協力」(イギリス側の要求)を、来たるべき秩序再編成の基本原則として承認したのである。佐々木隆生「戦後国際経済の政治経済学」藤田勇編『権威的秩序と国家』(東京大学出版会、1987年)62-70頁。こうした構想の延長線上にあるGATTは、純粋な自由主義を志向するものでは決してなく、本来的に矛盾しかねない上記2つの基本原則の「混淆物」として成立したのであり、このことは、多種多様な例外規定を内包した条約の全体構造からも把握することができる。上記2つの基本原則の関係性については、佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成と『国際協力』—戦後国際経済関係再編成の基本論理(2)—」『経済学研究(北海道大学)』35巻3号(1986年)25-35頁。

例であった。翻って第二次大戦後には、相互主義を、最恵国待遇原則を基盤とする多国間主義の枠内に取り込むことによって、戦間期の「相互主義＝二国間主義」⁴という図式を解体することが企図されたのである。

米国の失敗から得られた教訓

ところで、前章の末尾で指摘したとおり、最恵国待遇原則と相互主義を「共存」させようとする試みは、1930年代にすでに米国によって取り組まれていた。1934年互惠通商協定法とそれに基づく一連の通商協定プログラムがそれである⁵。この互惠通商協定法の目的が、積極的相互主義に基づく自由化の実現と、無条件最恵国条項による平等待遇の自動的均霑を通じた自由貿易関係の構築にあったこともすでに述べた。

しかしこうした米国の試みは、当時十分な成果をもたらすことはなかった⁶。というのは、互惠通商協定法に基づく条約の交渉・締結は、米国対相手国というかたちで二国間ごとにおこなわれるものであったため、その条約関係は米国を機軸とした「二国間関係の束」として形成されてゆくこととなり、条約交渉は煩雑を極め、その進捗もスローペースにならざるをえなかった⁷。また、そもそも米国のみの意図でこうした努力を重ねてみたところで、国際社会全体としての通商関係が改善されるはずはなく、このことも、二国間関係の束として関係を構築してゆく手法の限界を露呈させたといえる⁸。

むしろ、GATT/WTOは基本的にこの互惠通商協定方式を引き継いだものであることから、

⁴ 相互主義 (reciprocity) と二国間主義 (bilateralism) の概念は互換的に用いられる場合があるが、同義の概念ではない。そもそも相互主義は、二国以上の複数国間の関係のなかでも理論的には追求可能であり、現に GATT/WTO 体制は条約当事国全体で相互主義を実現しようとする条約制度である。ただし実際上は、二国間関係が相互主義の追求にもっとも適した状況であることから、戦間期の例を含め、多くの場合に相互主義は二国間主義の形態をとったのである。ここで言及する戦間期の国際経済法実践については、その特徴を踏まえたいうえで、敢えて「相互主義＝二国間主義」という表現を用いている。

⁵ 第3章第3節(3)参照。

⁶ 米国の互惠通商協定プログラムによるわずかな成果については、第3章第2節(3)参照。

⁷ Kenneth W. Dam, *The GATT: Law and International Economic Organization* (University of Chicago Press, 1970), pp. 61, 64.

⁸ *Ibid.*; 佐々木隆雄『アメリカの通商政策』(岩波書店、1997年) 61-62頁。

米国の互惠通商協定法は戦後秩序の祖型をなすという意味で重要な意義をもつ⁹。しかし以上の経験を通じて理解されたのは、「多角的」かつ「自由な」貿易関係を実現するためには、相互主義は、個々の二国間条約における二边的関係を通じてではなく、多数国間関係においてこそ追求されるべきだということであり、それゆえ米国は、戦後構想において多数国間法秩序の実現を重視したのである¹⁰。

以上の経緯から導かれた、多数国間条約制度を舞台とした最恵国待遇原則と相互主義の「共存」という解は、今日に至るまでの国際経済法秩序の特質をなすものという意味で、きわめて重要である。

(2) 多数国間条約における両原則の「共存」メカニズム

「共存」の困難さ

一般論として、最恵国待遇原則と相互主義とが原理的に相容れないものであることは、両原則がそれぞれ志向するものの違いから自明といえる。すなわち、無差別原則たる最恵国待遇原則は、同原則の受益者すべてに対して同一の待遇を与えることを目的とし、それは一方的かつ一律に供与されるべきものである。他方で相互主義は、第2章第1節で論じたとおり、「条件性」と「同等性」をその不可欠の要素とするため、相互主義に基づく行動は基本的に一方的なものにはなりえず、したがって関係者の数が多くなるほど一律の対応をとることが困難になる。コヘイン (Robert O. Keohane) は相互主義が差別待遇をもたらすものであると評し¹¹、ヒュデックも最恵国待遇原則と相互主義は互いに矛盾しかねな

⁹ この点、戦後経済秩序構想における米国側のキーマンであった国務長官コーデル・ハル (Cordell Hull) が、1934年互惠通商協定法の立案者でもあったことは、同法とGATTの連続性を理解するうえで重要な示唆をもつ。See, Cordell Hull, *The Memoirs of Cordell Hull, Volume I & II* (Macmillan, 1948), pp. 352-377, 974-976, 1151-1153, 1472-1481, 1729-1742.

¹⁰ John H. Jackson, "The Birth of the GATT-MTN System", *Law and Policy in International Business*, Vol. 12, No. 1 (1980), p. 29; Gerard Curzon & Victoria Curzon, "The Management of Trade Relations in the GATT", in Andrew Shonfield (ed.), *International Economic Relations of the Western World 1959-1971 Volume 1: Politics and Trade* (Oxford University Press, 1976), p. 144.

¹¹ Robert O. Keohane, "Comment on 'Multilateral and Bilateral Negotiating Approaches for the Conduct of U. S. Trade Policies'", in Robert M. Stern (ed.), *U. S. Trade Policies in a Changing World*

いと述べているが¹²、それは相互主義が以上の性質をもつからにはかならない。

要するに、一律の平等を志向する最恵国待遇原則と、相手ごとに異なる待遇を導きやすい相互主義とのあいだには、本来的に矛盾の可能性が潜んでおり、両者を同時に追求しようとするればその矛盾が発現しかねず、関係者が多数になればなるほどこうした矛盾は顕在化しやすくなる。

以上の一般論を前提として本題に戻ると、「自由貿易の命綱 (the sheet-anchor of free trade)¹³」と評される最恵国待遇原則の存在意義は、その自動均霑機能を通じた自由化利益の一般化にあるが、1860年コブデン条約を検討した際に論じたとおり¹⁴、こうした最恵国待遇原則と相互主義を同時に追求することが意味するのは、厳密な相互主義追求の放棄であった。

すなわち、最恵国条項に基づく自由化利益の均霑過程においては、個々の受益国との関係で対価を得ることはもはや放棄されており（供与国の視点）、さらに「条約外部の不特定の第三国」との関係で機能するという最恵国条項の特質ゆえに、均霑に際して「基準点となる第三国 (Etat tiers qui servait de point de référence)¹⁵」が絶え間なく入れ替わることによって、最恵国として享受しうる自由化利益も予測不能であり不安定であった（受益国の視点）¹⁶。つまり、最恵国条項が機能することを前提とするかぎり、関係国間で自由化利益の相互主義的交換を厳密におこなうことは原理的に不可能なのであり¹⁷、それを踏まえて各国が最恵国条項を採用することによってはじめて、多角的な自由貿易関係は成立しえたのである。

Economy (MIT Press, 1987), p. 403.

¹² Robert E. Hudec, “Like Product”: The Differences in Meaning in GATT Articles I and III”, in Thomas Cottier & Petros C. Mavroidis (eds.), *Regulatory Barriers and the Principle of Non-Discrimination in World Trade Law* (University of Michigan Press, 2000), p. 109.

¹³ John Morley, *The Life of Richard Cobden*, Vol. II (London, Chapman & Hall, 1881), p. 342.

¹⁴ 第3章第1節(2)を参照。

¹⁵ Emmanuel Decaux, *La réciprocité en droit international* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1980), p. 203.

¹⁶ 最恵国条項に内在する「不確定性」については、第4章第1節を参照。

¹⁷ See, Jean Paulin Niboyet, *Traité de droit international privé français*, Tome II (Sirey, 1938), p. 245; *Yearbook of the International Law Commission*, 1968, Vol. II, pp. 166-167, para. 8, UN doc. A/CN.4/L.127, 19 June 1968.

しかし同時に、各国の現実的要請に根ざす相互主義の追求が不徹底になるということは、当の多角的自由貿易関係自体が脆弱な基盤のもとに成り立っていることをも意味し、それゆえ、歴史的にもごく例外的な現象にとどまらざるをえなかった。

多数国間法秩序としての GATT/WTO の革新性

この点 GATT/WTO 体制では、相互主義と最恵国待遇原則の追求が多数国間条約制度のもとでおこなわれることにより、以下の重要な変化が生じている。第 1 に、GATT/WTO における最恵国条項は、多数国間条約の内部においてのみ作用する規定となっていることから、最恵国条項の運用につきまってきた「条約外部の不特定の第三国」の存在を考慮する必要がない。これはすなわち、自由化利益の均霑に関する予測可能性が相当程度高まることを意味し、相互主義的利益交換をより確保しやすくなっている（相互主義の追求が不徹底となることの緩和）。また、ドゥコーが指摘しているように、最恵国条項の作用によって条約の各当事国は他のすべての当事国との関係において供与国であると同時に受益国になることから、相互主義は無差別原則のなかに埋没し、抽象的な権利義務関係の相互性としても確保されることになる¹⁸。このことが、条約当事国間に相互監視のメカニズムを作り出し、法の適用・履行確保段階における相互主義として機能することはいうまでもない。

第 2 に、条約当事国全体で同時に交渉をおこなうラウンド交渉のメカニズムは、自国がおこなう譲許と交渉を通じて獲得される譲許利益についての予測可能性を高め、上述した最恵国条項の変容とあいまって、条項の自動均霑機能にも関わらず自由化利益の相互主義的交換を確保しやすくしている¹⁹。

このように GATT/WTO 体制においては、最恵国待遇原則を基本原理として設定しつつも、現実主義的な要請から欠くことのできない相互主義の追求にも慎重な配慮がなされて

¹⁸ Decaux, *supra* note 15, pp. 203, 205. Cf., Peter-Tobias Stoll, “World Trade Organization as a Club”, in Ulrich Fastenrath et al. (eds.), *From Bilateralism to Community Interest: Essays in Honour of Judge Bruno Simma* (Oxford University Press, 2011), pp. 182-183.

¹⁹ Decaux, *supra* note 15, p. 205; Dam, *supra* note 7, pp. 63-64. See, Harry C. Hawkins, *Commercial Treaties & Agreements: Principles & Practice* (Rinehart & Co., 1951), pp. 79-80.

おり²⁰、本来的に矛盾しかねない最恵国待遇原則と相互主義とを可能なかぎり調和的に実現しようとする、法的・制度的基盤が築かれているのである。

(3) 相互主義の多義性に対する法的・制度的制約

次に、通商政策における相互主義の多義性ないし価値中立性の問題に議論を移すと、GATT/WTO 体制においては、GATT 前文および WTO 設立協定前文からも明らかなように、条約当事国間での自由貿易主義と無差別原則の理念の共有が条約制度存立の大前提をなしており、かつてのように各国が独自の観点から通商政策を実施する余地が国際法上大きく制約されている。

譲許維持の義務（GATT2 条、GATS16 条など）や、各種の対象協定に共通する最恵国待遇原則（GATT1 条、GATS2 条、TBT2 条 1 項、SPS2 条 3 項など）、内国民待遇原則（GATT3 条、GATS17 条、TBT2 条 1 項、SPS2 条 3 項など）²¹、貿易制限の原則禁止（GATT11 条、TBT2 条 2 項、SPS2 条 2 項など）などの基本的ルール群からはじまり、アンチ・ダンピング協定や補助金協定、セーフガード協定などの貿易救済を司るルール群、そしてこれらの実体的ルールの実効性を担保する強力な紛争処理手続の存在（DSU）など、多種多様な法規範から成る一種の法体系が実体法および手続法の双方から構築された結果、歴史的には頻繁にみられたような保護主義に結びつく相互主義の発現は、法の形成・適用・履行確保のいずれの法実現段階においても、GATT/WTO 法上の義務に抵触することになっているのである。この点、第 2 章第 2 節において GATT/WTO 体制の法構造から相互主義の位置を考察した際に、相互主義の自由貿易に資する側面のみが表面に現れたのは、まさに法体系のこうした構造ゆえであったといえる。

²⁰ GATT 初期の法形成過程における相互主義の分析として、川瀬剛志「初期ガットにおける通商交渉と相互主義」『法学政治学論究』14 号（1992 年）を参照。

²¹ これら無差別原則の解釈論上の変容を、WTO 紛争処理の先例を素材に分析したものとして、川瀬剛志「WTO 協定における無差別原則の明確化と変容—近時の判例法の展開とその加盟国規制裁量に対する示唆—」RIETI Discussion Paper Series, 15-J-004（2015 年）を参照。

また、以上の指摘は今日のような地域主義全盛の時代にあってもほぼ妥当する。すなわち、FTA の当事国が WTO 加盟国であるかぎり、当該国は FTA 上の規律と同時に WTO 協定の規律にも当然服することになる。もちろん、FTA によって当該 FTA の当事国間かぎりで権利義務関係が一定の範囲で修正されるとも解されるが、その場合にも、GATT24 条や GATS5 条における地域統合の要件に示されているように、WTO の趣旨・目的に反するような権利義務関係の修正が許容されるわけではない。それゆえに、GATT/WTO の法体系は、野放図な相互主義の発現を法的に制約するミニマム・ルールとしての役割を、相当程度有し続けることになるのである²²。

このように自由化に根ざした相互主義のみが国際法上許容されているという点は、通商政策における相互主義の歴史を踏まえるならば、国際経済法の制度的・体系的発展の重要な成果として理解されなければならない。

歴史的にみれば、第二次大戦後の国際経済法における相互主義は多角的自由化の実現と促進をもたらす契機としての発現が顕著であり、関税障壁だけでなく非関税障壁の削減に至るまで²³、相互主義が大幅な自由化と規律拡充の原動力となってきたことは衆目の一致するところである。このようにして相互主義は、多角的自由貿易関係を支える法秩序を創造し、発展させる契機として機能しえたのであった。

補論 法適用過程における最恵国待遇原則と相互主義の相克

以上で触れた最恵国待遇原則と相互主義の共存あるいは両原則間の緊張関係は、最恵国

²² 傍論としてではあるが、WTO 上級委員会が WTO と FTA の規律の関係性について論じたものとして、Appellate Body Report, *Peru – Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products*, WT/DS457/AB/R, adopted on 31 July 2015, paras. 5.81-5.119.

²³ See, Jock A. Finlayson & Mark W. Zacher, “The GATT and the Regulation of Trade Barriers: Regime Dynamics and Functions”, in Stephen D. Krasner (ed.), *International Regimes* (Cornell University Press, 1983), pp. 288-289.

条項を具体的に解釈・適用する過程においても発現する。ここでは、両原則間のこうした関係性が顕在化する論点の一つとして、最恵国条項における「同種性 (likeness)」判断の問題を取りあげる。

(1) 平等規範における「同種性」問題の位置

最恵国待遇原則や内国民待遇原則などに限らず、およそ平等を志向するあらゆる種類の平等規範は、受益対象となる人やもの同士のあいだに平等な待遇を確保する点にその趣旨がある。しかし当然のことながら、無限定にあらゆるもの同士の間で平等を確保しなければならないわけではない。

「類似の事例は同様に扱うべし ([t]reat like cases alike)²⁴」、「異なる事例は別々に扱うべし (treat different cases differently)²⁵」、あるいは、「同様の人々は同様に扱われるべし (people who are alike should be treated alike)²⁶」、「異なる人々は異なるように扱われるべし (people who are unlike should be treated unlike)²⁷」などと定式化される平等命題²⁸が示しているように、およそ平等とは、類似あるいは同種とみなされる特定の対象間において確保されるべき関係性を意味する。たとえば、法の下での平等を定める日本国憲法 14 条は、「すべて国民は」と規定することによって、日本国籍の保持という点で同種の人々の関係性を問題にし、同じく法の下での平等を定めるカナダの 1982 年憲法 15 条 1 項は、「すべて人は (Every individual)」と規定することによって、より抽象的に人という属性にのみ

²⁴ H. L. A. Hart, *The Concept of Law* (Oxford University Press, 3rd ed., 2012), p. 159 (H. L. A. ハート (矢崎光圀訳者代表) 『法の概念』 (みすず書房、1976 年) 174 頁)。

²⁵ *Ibid.*

²⁶ Peter Westen, “The Empty Idea of Equality”, *Harvard Law Review*, Vol. 95, No. 3 (1982), p. 539.

²⁷ *Ibid.*, p. 540.

²⁸ こうした平等命題は他の論者によっても類似の表現を用いて定式化されてきたが、これら命題は結局のところ、「各人に各人のものを (suum cuique)」あるいは「価値に応じた配分」として知られる、古代ギリシャの正義・平等観念を別の視点から再定式化したものにほかならない。*Ibid.*, pp. 539-540, footnote 8. 古代ギリシャを代表するアリストテレスの平等観念 (とくに配分的正義) については、アリストテレス (神崎繁訳) 『アリストテレス全集 15 ニコマコス倫理学』 (岩波書店、2014 年) 192 頁 (第 5 巻第 3 章 1131a26-29)。

着目し、そうした存在同士の関係性を広く問題にする平等規範となっている²⁹。

以上の各例は、類似あるいは同種とみなすべき対象が比較的明確に示された例であるが³⁰、そうでないものも含め、あらゆる平等規範は、個々の平等規範の根底にある実体的価値にかんがみて、同様に扱うことが要請されるほどの類似性・同種性（以下、同種性に統一）を備える対象同士のあいだにおいてのみ、適用されるべきものである。

それゆえ、個々の平等規範を個別事案に適用するに際しては、当該規範の適用の有無を判断するためにも、まずは問題となる対象間に同種性があるかどうかが決まされなければならない。そしてその際には、各対象の備える無数の要素のうちいかなる要素に着目し、同種性の有無を判断するための基準として用いるのか（裏を返すと、それ以外のいかなる要素を関連のないものとして捨象するのか）、また、対象が当該要素を備えていることをいかなる精度で求めるのかなどが、個々の平等規範の趣旨や目的に即して問題となる³¹。

このいわゆる同種性（likeness）判断の問題³²が、あらゆる平等規範における核心的問題

²⁹ 「法の下での平等」という定式の有する、平等規範としての不明瞭性・多義性を指摘するものとして、Peter Westen, *Speaking of Equality: An Analysis of the Rhetorical Force of 'Equality' in Moral and Legal Discourse* (Princeton University Press, 1990), pp. 74-79.

³⁰ 以上で例示した平等規範を具体的事案に適用する際には、ある存在が当該規範の受益者たりうるか自明でない場合も当然ありえ、そうした場合には慎重な同種性の検討（後述）が必要になる。

³¹ Hart, *supra* note 24, pp. 159-160 (邦訳 174 頁)。ケルゼン (Hans Kelsen) も同様の指摘をおこなっている。Hans Kelsen, "Aristotle's Doctrine of Justice", in Hans Kelsen, *What Is Justice?: Justice, Law and Politics in the Mirror of Science, Collected Essays* (University of California Press, 1957), pp. 127-128 (ハンス・ケルゼン「アリストテレスの正義論」同 (長尾龍一訳)『ハンス・ケルゼン著作集 V ギリシャ思想集』(慈学社、2009 年) 421-422 頁) ; Westen, *supra* note 26, pp. 543-548.

³² こうした同種性判断の問題は、平等規範における「受益者の範囲 (scope of beneficiary)」を画定する作業として位置づけられるものであるが、これとは別に、平等待遇の保障がいかなる事項にまで及ぶべきかという、「待遇の範囲 (scope of treatment)」の問題も存在する。後者の問題は、法解釈におけるいわゆる *ejusdem generis* 規則の観点から捉えられ、国際法の文脈ではとくに最恵国条項との関連で議論されてきた。最恵国条項の保障する「待遇の範囲」が争点となった国際判例として、たとえば、*Anglo-Iranian Oil Co. Case (United Kingdom v. Iran), Preliminary Objection, Judgement of 22 July 1952, I.C.J. Reports 1952*, p. 110 があり、仲裁判断として、*The Ambatielos Claim (Greece, United Kingdom)*, 6 March 1956, *Reports of International Arbitral Awards*, Vol. 12, pp. 106-107 がある。これら判例における最恵国条項の解釈論を、*ejusdem generis* 規則の適用の観点から批評するものとして、Sir Gerald Fitzmaurice, "The Law and Procedure of the International Court of Justice, 1951-4: Points of Substantive Law. Part II", *British Year Book of International Law*, Vol. 32 (1955-6), pp. 85-86. なお近年、投資仲裁における最恵国条項の解釈をめぐる混迷が生じているが、そこでは、個々の投資協定における最恵国条項の均霑対象に、手続法たる紛争解決条項を含むことの是非が問われている。この問題も究極的には、個々の最

であることを、法哲学者のハート（H. L. A. Hart）はつぎのように説明している。

「……どんな人々の集りであっても、ある点ではお互いに似かよっており、他の点では異なっているのであって、どのような類似点と相違点が問題になっているかが確定されないかぎり、『類似の事例は同様に扱うべし』ということは依然として空念仏にとどまらざるをえない……。これに意味をもたせるためには、いかなる場合にさまざまな事例が当面の目的からして類似のものであるとみなされうるのか、またどのような相違が問題となっているのかを知らなければならない。（省略および傍点＝筆者）³³」

つまり、個々の平等規範を通じていかなる目的・価値を実現しようとするのかに応じて、各平等規範に対応する同種性判断の在り方が定まることになるのであり、裏を返せば、同種性判断の在り方次第で、平等規範に吹き込まれる実質的価値が決まるのである³⁴。

以上から推察されるとおり、同種性の判断とは、最恵国待遇原則はおろか、WTO 協定上に存在するあらゆる平等規範（無差別原則）の適用に際して必須となる前提的作業であり、とりわけ内国民待遇を定める GATT3 条を中心に、先例や学術的議論が積み重ねられてきた経緯がある³⁵。この点、ここではあくまで最恵国待遇原則に焦点を当てているため、以

恵国条項に関して、*ejusdem generis* 規則を通じて最恵国待遇の範囲をいかに画定すべきかが問題の核心をなしており、2008 年から 2015 年にかけて最恵国条項の問題をとりあげた国連国際法委員会も、同様の問題整理をおこなっている。詳細は、“Final Report: Study Group on the Most-Favoured-Nation Clause”, UN doc. A/CN.4/L.852, 29 May 2015, paras. 79-140. 他方で GATT/WTO 法の文脈においては、GATT1 条 1 項の規定ぶりにみられるように、最恵国待遇として保障されるべき事項が規定中に詳細に列挙されていることから、待遇の範囲に関する問題が争点化する余地があまりなく、実際の紛争事例においても大きな論点になることは稀である。

³³ Hart, *supra* note 24, pp. 159-160 (邦訳 174 頁)。

³⁴ 平等規範と同種性判断のトートロジカルな関係については、Westen, *supra* note 26, pp. 543-548. See also, Kelsen, *supra* note 31, pp. 127-128 (邦訳、421-422 頁)。

³⁵ 国際経済法において同種性に関する議論が活発であるのとは対照的に、同じく平等規範を基本原理の一つとする憲法あるいは人権法分野においては、同種性判断の問題がそれほど議論の対象になってこなかったように思われる。この点については、ハートのつぎの指摘が示唆的である。「……一見して人間と見られる者はすべて同様の取り扱いを受ける資格があるという原則は、現代人の心に非常に深く根をおろしているので、……ほとんど普遍的に、この原則に対して少なくとも口先だけの忠誠が広く払われている。（省略＝筆者）」Hart, *supra* note 24, p. 162 (邦訳 177 頁)。以上の指摘のとくに前半部分を踏まえた私見ではあるが、人の基本的権利の

下では GATT1 条 1 項における同種性判断の問題を主たる検討対象とする。

(2) 最恵国条項における同種性の判断枠組みと相互主義の流入

GATT/WTO 法における同種性判断の基本枠組み

最恵国待遇原則を定める GATT1 条 1 項は、その内容をつぎのとおり規定している。

GATT1 条 1 項 一般的最恵国待遇 (General Most-Favoured-Nation Treatment)

いずれかの種類の関税及び課徴金で、輸入若しくは輸出について若しくはそれらに関連して課され、又は輸入若しくは輸出のための支払手段の国際的移転について課せられるものに関し、それらの関税及び課徴金の徴収の方法に関し、輸入及び輸出に関連するすべての規則及び手続に関し、並びに第三条 2 及び 4 に掲げるすべての事項に関しては、いずれかの締約国が他国の原産の産品又は他国に仕向けられる産品に対して許与する利益、特典、特権又は免除は、他のすべての締約国の領域の原産の同種の産品 (like product) 又はそれらの領域に仕向けられる同種の産品 (like product) に対して、即時かつ無条件に (unconditionally) 許与しなければならない。(傍点=筆者)

以上の規定に示されているとおり、GATT1 条 1 項においては、問題となる対象産品同士が「同種の産品 (like product)」である場合にはじめて、両者のあいだに最恵国待遇を保障すべき義務が生じることになる。たとえば、A 国において何らかの有利な待遇を享受する B 国原産の産品 *b* がある場合、C 国原産の産品 *c* は、産品 *b* と「同種の産品」である場合

保障を目的とする人権上の平等規範においては、人間としての属性を備える存在はすべて同種とみなされるべきことが自明なため、具体的な適用場面において同種性の問題を議論する必要性が基本的にはないように思われる。また、権利の名宛人を「国民」とする場合のように、一定のカテゴリーの人間にのみ権利が与えられる場合にも、国籍という同種性の基準が規定上に明示されているので、同種性判断は比較的容易である。こうした事情から、憲法あるいは人権法上の平等規範に関しては、同種性の問題に焦点が当たることが少ないものと考えられるが、より総合的かつ詳細な平等規範の考察は今後の課題としたい。

にのみ、GATT1 条 1 項に基づいて有利な待遇の均霑を A 国に要求することができる。したがって、「同種の産品」の意味と同種性の判断基準が GATT1 条 1 項の適用に際してきわめて重要になるが、にもかかわらず、「同種の産品」とは何かについて GATT あるいは WTO 協定上明確な定義は存在しない³⁶。そのため、同種性判断の在り方は、GATT/WTO の紛争事例あるいは学術的議論において絶えず論争の的となってきた。

本稿は「同種の産品」概念自体を論じることを目的とするものではないため、平等論における同種性の議論を踏まえ、無差別原則の解釈論を再構成する試みは別の機会に譲る。以下では本節の目的に沿って、「同種の産品」の解釈論において最恵国待遇原則と相互主義の共存あるいは緊張関係が顕在化する場面があることを指摘し、その背後にある論理を明らかにするにとどめるが、その前提として、GATT/WTO 法において構築されてきた「同種の産品」の判断枠組みについて、必要な限度で触れておきたい。

GATT/WTO の歴史において、同種性の判断枠組みに関する基礎を提供したものと位置づけられているのが、1970 年の「国境税調整に関する作業部会報告書」である³⁷。本報告書は標題にあるとおり国境税調整にまつわる GATT 法上の問題を整理するもので、同種性の問題自体に主たる関心があったわけではないが、その一部で「同種の産品」概念に言及したため、これがのちの慣行に重要な示唆をもたらすこととなった。作業部会報告書の関連部分はずぎのとおりである。

³⁶ ITO 憲章起草過程の初期段階（ロンドン会期、1946 年 10 月～11 月）においても、「同種の産品」とは何を意味するのかが問題となっていた。その際に英国代表は、過去の通商条約においても同概念が用いられており、その明確な定義が存在しなかったにもかかわらず通商条約は機能してきたことを指摘しつつ、「ITO がこの問題に立ち入り適切な検討をおこなえるようになるまでのあいだ、それ（同種の産品についての定義の不存在）がわれわれの憲章の機能を妨げることはないであろう」と述べ、概念の明確化よりも憲章自体の早期発効を優先させるべきであるとする主張をおこなった。この見解はオーストラリア、キューバ、チェコスロヴァキアによって支持され、明示的な反対国はなかった。UN doc. E/PC/T/C.II/PV/12, 22 November 1946, pp. 6-8. その後、こうした意見の収斂を受けた準備委員会は、起草段階における同概念の定義は不要と判断し、「ITO 設立後にあらためて検討されるべきである」と勧告した。“Report of the First Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment”, UN doc. E/PC/T/33, November 1946, p. 9. こうして、「同種の産品」に関する解釈上の諸問題は、のちの時代に先送りされたのである。

³⁷ “Report by the Working Party on Border Tax Adjustment”, GATT doc. L/3464, 20 November 1970.

「この用語（引用部分の前で述べられている、『同種あるいは類似の産品（like or similar products）』という表現を指す）の解釈から生ずる問題は、ケースバイケースで検証されるべきであると作業部会は結論づけた。……ある産品が『類似』のものかどうかをケースバイケースに決定するためのいくつかの基準が提案されたが、それはすなわち、一定の市場における産品の最終用途（end-uses）、国によって異なる消費者の嗜好や習慣、産品の属性（properties）、性質（nature）および品質（quality）である。（省略および括弧内の日本語＝筆者）³⁸」

本報告書は締約国団によって採択されたが、それ以後、GATT 紛争処理手続において無差別原則が争点となった事案で、産品の同種性判断に際してパネルが上記部分にたびたび言及し依拠したため、作業部会報告書の見解が同種性判断の基礎的枠組みとなった³⁹。今日では WTO のパネルや上級委員会が以上の作業部会報告書に言及することはなくなっているものの、いくつかの基準を組み合わせながらケースバイケースに同種性判断をおこなうという判断枠組み自体は、一貫して維持されている⁴⁰。

同種性判断における相互主義の流入

こうした同種性の判断枠組みを通じて、具体的事案において問題となる対象間に無差別

³⁸ *Ibid.*, para. 18.

³⁹ William J. Davey, *Non-Discrimination in the World Trade Organization: The Rules and Exceptions* (AIL-Pocket, 2012), p. 162; Michael Trebilcock, Robert Howse & Antonia Eliason, *The Regulation of International Trade* (Routledge, 4th ed., 2013), p. 69. また、同種性判断に際して作業部会報告書に依拠しすぎることの問題性を指摘するものとして、Hudec, *supra* note 12, pp. 112-113.

⁴⁰ この点、各産品に与えられる待遇の差異が、産品の原産地を唯一の基準として生じていることが明白な場合（すなわち *de jure* の差別の場合）には、論理必然的に同種の産品間にも差別が生じることになる。こうした措置が WTO 紛争処理において問題となる場合、以上の論理に依拠して厳密な同種性判断を不要とするアプローチ、いわゆる「仮説的同種の産品分析（hypothetical like product analysis）」が採用される傾向にある。本アプローチの採用可能性を認めた初期の先例として、Appellate Body Report, *Canada – Certain Measures Concerning Periodicals*, WT/DS31/AB/R, adopted on 30 July 1997, pp. 20-22. 本アプローチが実際に用いられた先例として、たとえば、Panel Report, *Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry*, WT/DS54,55,59,64/R, adopted on 23 July 1998, paras. 14.112-14.113; Panel Report, *United States – Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China*, WT/DS392/R, adopted on 25 October 2010, paras. 7.424-7.432.

原則の適用があるかどうかが決定的になることとなるが、この点、GATT1 条 1 項の最恵国待遇原則に関しては、以上の判断枠組みのなかに法形成過程における相互主義の考慮がもち込まれ、同種性判断に際しての重要な基準として機能する場合がある。

この点で注目に値する判断をおこなったのが、GATT 期の *Japan – SPF Lumber* 事件である⁴¹。本件は、^{しょうはく}松柏類の製材に関する日本の関税措置が GATT1 条 1 項に反するとして、カナダが日本を GATT 紛争処理手続に申し立てた事案である。本件にてカナダが問題視した日本の関税措置とはつぎのようなものであった。すなわち、当時の日本の関税率表上の分類によれば、関税番号 HS4407.10-110 に分類されるトウヒ (Spruce)、マツ (Pine)、モミ (Fir) 属の製材 (以下、SPF ランバー) には 8% の輸入関税が課される一方で、関税番号 HS4407.10-320 に分類されるその他の^{しょうはく}松柏類の製材 (以下、非 SPF ランバー) は無関税となっており、同じ^{しょうはく}松柏類の製材でも関税分類が細分化され、異なる関税率が設けられていた⁴²。

こうした税差に着目したカナダは、以下のような主張をおこなった。すなわち、SPF ランバーと非 SPF ランバーは、いわゆるディメンション・ランバー (カナダの製材産業にて用いられる規格⁴³) として同じ最終用途に用いられる同種の製品であるにもかかわらず、米国が輸出上の関心を有する非 SPF ランバーは無関税の待遇を享受する一方で、カナダが輸出上の関心を有する SPF ランバーは相対的に高い関税が課されている。その結果、米国などの製品に比してカナダ産の同種の製品が日本の市場において競争上不利な立場に置かれることになり、こうした輸入製品間の差別をもたらす日本の関税措置は GATT1 条 1 項違反である、というものである⁴⁴。

⁴¹ GATT Panel Report, *Canada/Japan: Tariffs on Imports of Spruce, Pine, Fir (SPF) Dimension Lumber*, GATT doc. L/6470, adopted on 19 July 1989 [hereinafter GATT Panel Report, *Japan – SPF Lumber*]. 本件の評釈として、渡邊頼純「日本のトウヒ・マツ・モミ (SPF) 材の差別的関税」松下満雄・清水章雄・中川淳司編『ケースブック ガット・WTO 法』(有斐閣、2000 年) 31-34 頁 ; “Tariffs on Imports of Spruce, Pine, Fir (SPF) Dimension Lumber”, in Pierre Pescatore, William J. Davey & Andreas F. Lowenfeld, *Handbook of GATT Dispute Settlement* (Transnational Juris Publications, 1991), Part Two, pp. 155-157.

⁴² GATT Panel Report, *Japan – SPF Lumber*, *supra* note 41, paras. 2.1-2.22.

⁴³ *Ibid.*, para. 5.14.

⁴⁴ *Ibid.*, paras. 3.1-3.6.

これに対して日本は、SPF ランバーと非 SPF ランバーはそもそも同種の産品ではなく、したがって GATT1 条 1 項の適用を受ける問題ではないなどと主張し、カナダに反論した⁴⁵。

本件を審理したパネルは、SPF ランバーと非 SPF ランバーの同種性を否定することによって、いわば入り口の段階で GATT1 条 1 項の適用を否定し、同条に関するカナダの主張を退けた。この点、本節の問題関心からみて注目すべきは、両産品間の同種性を否定する際にパネルが用いたリーズニングである。

まず議論の前提としてパネルは、GATT が各国の関税構造やその枠内での産品の分類については各締約国に広範な裁量を認めていることを確認したうえで、関税分類の細分化は、「保護の必要性および関税・通商交渉上の要請からなる各締約国の通商政策上の関心」を実現するための正当な手段であると論じた⁴⁶。続いてパネルは、GATT で問題になる関税が個々の締約国の関税であることを踏まえると、ある締約国が自国産品に課せられた関税上の待遇に関連して同種性を争う場合には、そうした申立ては輸入国側の関税分類に基づいて主張されなければならないとした⁴⁷。

以上の一般論を踏まえ、パネルは、カナダの定義するディメンション・ランバーなる概念は輸入国たる日本にとって異質のものであり、関税分類のためのカテゴリーとしては認めがたく、国際的に受容された税関手続上の分類にもこれに該当するものがないと指摘した。それゆえ、ディメンション・ランバーの概念に依拠して最終用途の同一性を強調することは、GATT1 条 1 項上の同種性を立証するための適切な根拠にはならないとして、パネルは本件対象産品の同種性を否定したのである⁴⁸。

パネルは以上の論理展開をきわめて簡略に述べているため、その意味するところは一見わかりにくいだが、要するに、自由化交渉の対象である関税措置について最恵国待遇義務が問題になる場合には、「輸入国の関税分類」が同種性の判断基準として重視されなければな

⁴⁵ *Ibid.*, paras. 3.56-3.59.

⁴⁶ *Ibid.*, paras. 5.8-5.9.

⁴⁷ *Ibid.*, para. 5.13.

⁴⁸ *Ibid.*, para. 5.14; 渡邊「前掲評釈」(注 41) 33 頁。

らないことを指摘したのである。こうした判断の背景にあるのは、締約国全体として広く自由化を目指しつつも、同時に、各締約国の「保護の必要性および関税・通商交渉上の要請」という、きわめて実際的な個別国家の利益にも配慮することによって成り立っているのがまさに GATT（および WTO）である、という認識にほかならない。

各締約国はいかなる製品についてどの程度の自由化をおこなうか自ら決定することができ、こうした国家政策に基づいて相互主義的な自由化交渉がおこなわれるのであるが、この点、自由化の成果が最恵国条項を通じて自由化交渉に参加していない国も含めた全締約国に拡散すれば、自由化利益の相互性が希薄化してしまうことはすでに述べた（いわゆるフリー・ライダーの問題）。最恵国条項が有するこうした弊害に対処すべく古くより用いられてきたのが、本件で問題となった関税分類の細分化である。これは、特定の製品について特定国間でおこなわれた自由化交渉の成果が最恵国条項を通じて他国に拡散することを防ぐために、敢えて関税上の产品分类を詳細化し、その分類ごとに関税率に差異を設ける技術である⁴⁹。換言すれば、相互主義的利益交換の成果を堅持するための差別の技術といえる⁵⁰。多くの論者や過去の国家実行によって示されているとおり、関税分類の細分化は、一面では相互主義的な自由化交渉を促進する意義を有するが、他面でその行き過ぎは最恵国待遇義務の侵食につながるため、相互主義と最恵国待遇原則の微妙なバランスが問われることになる⁵¹⁵²。

⁴⁹ 関税分類の細分化に関して詳細な検討をおこなったものとして、Hawkins, *supra* note 19, pp. 88-96.

⁵⁰ ヒュデックは、こうした関税分類の細分化を「相互主義に基づく差別の典型事例」と性格づけている。Hudec, *supra* note 12, p. 114.

⁵¹ *Eg.*, Hawkins, *supra* note 19, p. 88. 関税分類の極端な細分化の例としては、「海拔 300 メートル以上の場所で飼育され、かつ、海拔 800 メートル以上の場所で毎年最低一ヶ月放牧された大型のまだら山岳牛」という、スイスにしか存在しない牛に関する関税を引き下げた、スイス・ドイツ間の 1904 年条約が有名である。この事例は最恵国待遇義務の違反事例として一般的に理解されている。詳細は、Committee of Experts for the Progressive Codification of International Law, “The Most-Favoured-Nation Clause: Report adopted by the Committee at Its Third Session, held in March-April 1927”, League of Nations doc. C.205.M.79.1927.V., 9 May 1927, pp. 8-10; *Yearbook of the International Law Commission, 1970*, Vol. II, pp. 221-222, para. 148, UN doc. A/CN.4/228 and Add.1. また、中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇『国際経済法〔第 2 版〕』（有斐閣、2012 年）107 頁も参照。

⁵² 本件パネルも、関税分類の細分化が GATT1 条 1 項上無制約に許容されるとは考えていない。

こうした前提のもとで本件パネルの判断に戻れば、同種性の判断基準として輸入国の関税分類を重視するということは、個々の輸入国の関心に応じて製品の同種性が否定されやすくなり、おのずと最恵国待遇義務の適用される場面が制約されることを意味する。要するに、GATT1 条 1 項において関税措置が問題となる場合には、自由化の過程に必須の相互主義を重視する観点から、その機能を維持するための差別はある程度許容するというのが、本件パネル判断の本旨と考えられる⁵³。

理論および実践における受容とそれが意味するもの

Japan – SPF Lumber 事件で示された同種性判断をいかに評価すべきであろうか。この点、申立国カナダは本件報告書発出後、パネルの提示した同種性の判断枠組みが最恵国待遇原則を形骸化しかねないとして懸念を表明し、全締約国に問題の検討を要請するなど⁵⁴、報告書採択に反対の立場を表明した⁵⁵。カナダに同調する締約国もあったが、被申立国の日本をはじめ、米国、EEC（欧州経済共同体）⁵⁶などは、パネルの解釈論が GATT1 条 1 項の趣旨・目的や GATT の自由化交渉における慣行に一致したものであるとして報告書を支持し、最終的にはカナダも譲歩して全会一致で報告書は採択された⁵⁷。

その後現在に至るまで、以上の先例は加盟国および紛争処理機関のいずれの側からもとくに異論が出ることなく従われてきたことを踏まえるならば⁵⁸、少なくとも実践上は、

GATT Panel Report, *Japan – SPF Lumber*, *supra* note 41, paras. 5.9-5.10.

⁵³ 本件パネル報告書発出後の 1989 年 5 月 10 日開催の理事会では、報告書中の同種性判断が有するシステミックな重要性にかんがみて、パネル議長を務めたペスカトル（Pierre Pescatore）が報告書該当部分の説明をおこなっている。詳細は、“Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 10 May 1989”, GATT doc. C/M/232, 14 June 1989, pp. 9-12.

⁵⁴ “Communication from Canada”, GATT doc. L/6528, 20 June 1989.

⁵⁵ “Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 21-22 June 1989”, GATT doc. C/M/234, 31 July 1989, pp. 44-45, 49.

⁵⁶ EEC は本紛争処理手続の過程でも第三国として意見を表明し、同様の主張をおこなっていた。GATT Panel Report, *Japan – SPF Lumber*, *supra* note 41, paras. 4.1-4.8.

⁵⁷ “Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 19 July 1989”, GATT doc. C/M/235, 22 August 1989, pp. 15-18. WTO 紛争処理における報告書が事実上自動的に採択されるのとは異なり、GATT 期のパネル報告書は締約国の全会一致でなければ採択されなかった。したがって GATT パネルの報告書が採択されているという事実は、当時の締約国の法認識を把握するうえではそれ相応の重みが付与されるべきであろう。

⁵⁸ See, Petros C. Mavroidis, *The Regulation of International Trade Volume 1: GATT* (MIT Press, 2016),

Japan – SPF Lumber 事件で示された同種性の判断枠組みは肯定的に受容されていると評価することができる⁵⁹。

翻って学説上の評価としては、本件における同種性判断の論理を支持する声が優勢であるように思われる⁶⁰。たとえばヒュデックは、GATT1 条 1 項の規律対象となる措置を関税措置とそれ以外の措置に区別したうえで、こと関税に関しては、自由化交渉において相互主義が不可欠であることを踏まえると、本件パネルのように関税分類に着目して同種性を狭く解することは、交渉におけるフリー・ライダーを排除し相互主義を確保することに資するものであり、なおかつ GATT の法形成慣行にも合致すると論じている⁶¹。また WTO 法務部部長を務めたデイヴィー (William J. Davey) も、WTO 加盟国は自らが保護したいと望む産業部門を決定する権限を保持していることを指摘しつつ、そうした現実を尊重する *Japan – SPF Lumber* 事件のアプローチを支持すると述べている⁶²。

p. 236. なお、ITO 憲章の起草過程においても、同種性の判断に際して関税分類が有用な基準となりうるとの提案がなされていた。UN doc. E/PC/T/C.II/PV/12, *supra* note 36, pp. 7-8.

⁵⁹ デイヴィーとパウウェリン (William J. Davey & Joost Pauwelyn) は、WTO 移行後の *EC – Computer Equipment* 事件において、法形成段階における相互主義に配慮を示す解釈アプローチを上級委員会も承認したようにみえる、と述べている。詳細は、William J. Davey & Joost Pauwelyn, “MFN Unconditionality: A Legal Analysis of the Concept in View of its Evolution in the GATT/WTO Jurisprudence with Particular Reference to the Issue of ‘Like Product’”, in Thomas Cottier & Petros C. Mavroidis (eds.), *Regulatory Barriers and the Principle of Non-Discrimination in World Trade Law* (University of Michigan Press, 2000), p. 30. *EC – Computer Equipment* 事件については、Appellate Body Report, *European Communities – Customs Classification of Certain Computer Equipment*, WT/DS62,67,68/AB/R, adopted on 22 June 1998.

⁶⁰ この点、WTO 上級委員のヴァン・デン・ボッシュ (Peter Van den Bossche) は、その体系書中の GATT1 条 1 項の同種性の議論において、関税分類を重視しない同種性判断をおこなった *Spain – Unroasted Coffee* 事件のみを紹介し、その直後に、文脈の違いに言及しつつも、GATT3 条の紛争において上級委員会が述べた、同種性判断とは本質的に競争関係の有無を決定することである、という旨の指摘を引用している。Peter Van den Bossche & Werner Zdouc, *The Law and Policy of the World Trade Organization: Text, Cases and Materials* (Cambridge University Press, 4th ed., 2017), pp. 317-318. デイヴィーはこのような書きぶりを捉えて、ヴァン・デン・ボッシュが *Japan – SPF Lumber* 事件のアプローチではなく、*Spain – Unroasted Coffee* 事件のアプローチを愛好しているようにみえると指摘している。Davey, *supra* note 39, p. 85.

⁶¹ Hudec, *supra* note 12, pp. 107-116. なおヒュデックは、同じく関税措置の GATT1 条 1 項整合性が問題になった *Spain – Unroasted Coffee* 事件においてパネルが関税分類を重視しない同種性判断をおこなったことにつき、「関税に関して通常適用される『同種の産品』概念を曲解する解釈とみなされなければならない」と述べて批判している。Ibid., p. 116.

⁶² Davey, *supra* note 39, pp. 84-85. そのほかに *Japan – SPF Lumber* 事件のアプローチを明示的に支持するものとして、Davey & Pauwelyn, *supra* note 59, p. 29; 中川ほか『前掲著書』(注 51) 106-108 頁; 渡邊「前掲評釈」(注 41) 33-34 頁。

このように、GATT1条1項の同種性判断において相互主義を考慮することは、実践上も、また学説上もおおむね受容されてきたと評価することができる。そして、GATT3条の対象となる国内措置やGATT1条1項でも関税以外の措置が問題となる場合、逆に関税分類が同種性判断に際してそれほど重視されてこなかったという事実は、*Japan – SPF Lumber* 事件の同種性判断アプローチの背後にあるのが、法形成過程（自由化過程）における相互主義への配慮であることを何よりも裏書きしている。

繰り返しになるが、こうした同種性判断の在り方が意味するのは、相互主義が考慮されることによって同種性の範囲（受益対象の範囲）が狭く解釈されやすくなり、その結果おのずと最恵国待遇原則の適用される場面が制約される、ということである。これは一面では、GATT/WTO という多数国間法秩序の存立を支える、最恵国待遇原則と相互主義の共存関係の現れとして理解できるものであるが、他面では、両原則のあいだに潜む緊張関係の顕在化ともいえる。

この点については、国際法のより一般的な文脈から問題を眺めることもまた示唆的である。たとえば奥脇直也は、国際社会の組織化に根ざす現代国際法の実現過程に内在する問題を、つぎのように指摘している。

「国際法は依然として国家間の『合意』を基盤とする法であり、国家が合意の締結において一方で国際社会全体にとっての一般的利益を確立することを目指しつつ、他方でそれぞれの国益の擁護を図っているかぎりにおいて、現代国際法は国家利益と国際社会の一般的利益との緊張関係を、その解釈・適用過程において個別的に解決すべき課題として残しつつ新たな規範の定立を推し進めてきたのである。（傍点＝筆者）⁶³」

この補論はあくまで国際経済法の問題に光を当てるものにすぎないが、上で示された

⁶³ 奥脇直也『『国際公益』概念の理論的検討—国際交通法の類比の妥当と限界—』広部和也・田中忠編集代表『国際法と国内法—国際公益の展開—（山本草二先生還暦記念）』（勁草書房、1991年）177頁。

GATT1 条 1 項の解釈・適用過程における最恵国待遇原則と相互主義の相克の問題は、以上の奥協の所見と軌を一にしている。すなわち、多国間主義を支える理念としての最恵国待遇原則と個別国家の現実的な要請に根ざす相互主義のせめぎ合いのなかで、個別の条約規定の解釈論が展開してきているというのがこの補論で示されたことであり、GATT/WTO 体制が共通利益のみならず個別利益の追求をも担わざるをえないという、法秩序の複雑な相がここには現れているのである。

第 2 節 法秩序の不安定化・分極化の契機

第 1 節において論じた法秩序の創造・発展の契機としての相互主義は、自由化に根ざした積極的相互主義の機能する条件が法的・制度的に整備されることによってはじめて実現しえたのであった。しかしこのことの裏を返せば、相互主義の本質的な属性や国際経済法における相互主義の現実的基盤自体が変容しているわけではないということであり、この点にこそ、法秩序の不安定化・分極化をもたらす契機が存在するのである。以下では、(1) 消極的相互主義がもたらす法秩序の不安定化と、(2) 積極的相互主義がもたらす法秩序の分極化に分けて論じる。

(1) 消極的相互主義による法秩序の不安定化

米国通商法 301 条

米国の 1974 年通商法 301 条に基づく一方的措置が「法の支配」を無視するものであり、多数国間法秩序の弱体化・政治化を招きかねない実践であるとして 1980 年代を中心に議論の的となったが、この実践の背後に相互主義の論理が存在したことは広く知られるところ

であろう⁶⁴。また、同じく 1980 年代末には当時の EC も、GATT の枠外で消極的相互主義を援用することによって、日本を含む諸外国とのあいだで二辺的に通商問題の処理を図ろうとした例があった⁶⁵。以下では、理論的により精緻化され、その実践がもたらす影響も甚大であった米国の通商法 301 条を素材として取りあげ、検討をおこなうこととしたい。

通商法 301 条の背景には、1960 年代後半から顕在化し始めた米国の経済覇権の後退とそれに呼応した国内における保護主義の台頭があった。戦後長期にわたって景気拡大を続けた米国がベトナム戦争（1955 年～1975 年）や第一次石油危機（1973 年）などの影響で高インフレと不況に陥る一方で、EC は経済統合によって成長を継続し、日本も劇的な高度成長過程にあったなど、外国経済の追い上げによって米国の繊維産業、鉄鋼産業、電子機器産業、自動車産業などは次々と国際競争力を失っていった⁶⁶。この状況を反映して米国議会にも保護主義の圧力が浸透し、自国の経済的苦境の原因を、外国の「不公正貿易慣行（unfair trade practice）」による競争条件の歪曲とそれにもなつて生じる相互主義の欠如に求める主張が支持を集めるようになったのである⁶⁷。

以上を背景に成立した通商法 301 条の趣旨は、外国の「不公正貿易慣行」を認定し、その改善の見込みがない場合には歪曲効果と同等の対抗措置ないし報復を含むあらゆる措置を発動し、米国産業を保護しようとするものであった⁶⁸。実際に米国は対日関係において通商法 301 条を頻繁に発動し、日本の行政官庁による産業政策への関与・介入・指導を挙げ不公正慣行と認定し、報復関税や輸入規制、国内市場参入規制などの対抗手段をちらつかせつつ、市場環境の改善や産業構造調整を日本に迫った。鉄鋼摩擦、半導体摩擦、自

⁶⁴ E.g., Alan C. Swan, “‘Fairness’ and ‘Reciprocity’ in International Trade Section 301 and the Rule of Law”, *Arizona Journal of International and Comparative Law*, Vol. 16, No. 1 (1999), pp. 37-75; Robert E. Hudec, “Thinking about the New Section 301: Beyond Good and Evil”, in Robert E. Hudec, *Essays on the Nature of International Trade Law* (Cameron May, 1999), pp. 153-206.

⁶⁵ EC による消極的相互主義の援用については、清水章雄「EC 域内市場の確立と GATT」『商学討究（小樽商科大学）』43 巻 1・2 号（1992 年）44-48 頁。

⁶⁶ 猪木武徳『戦後世界経済史—自由と平等の視点から—』（中央公論新社、2009 年）100-115 頁；佐々木『前掲著書』（注 8）102-104 頁。

⁶⁷ 山本草二「日米経済摩擦問題の転換点」『ジュリスト』900 号（1988 年）265 頁。

⁶⁸ 通商法 301 条について、その後の改正も含めて体系的に解説をおこなうものとして、経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2016 年版』（2016 年）145-152 頁。

自動車摩擦などをめぐる日米経済紛争はその典型例であり、米国の強圧的な要求に対峙することとなった日本政府や日本の産業界は、輸出自主規制 (Voluntary Export Restraints: VER) 協定の締結を強いられ、交渉が決裂し報復関税を課せられるなどした⁶⁹。

背後にある相互主義の論理

ところで、通商法 301 条は「不公正貿易慣行」の有無を判断する基準として、既存の条約上の権利侵害の有無とともに、外国の行為、政策または慣行が「不正 (unjustifiable)」、「不合理 (unreasonable)」または「差別的 (discriminatory)」であり、かつ米国商業に対する負担あるいは制限になっているかどうか、という不明瞭かつ恣意的な基準を併せて採用していた。この点につき、1974 年通商法の起草過程において上院財務委員会 (Committee on Finance) は、本法の必要性を米国と諸外国とのあいだの「相互主義の欠如とその回復」に求めるとともに、そのための手段たる 301 条の報復権限が精力的に行使されなければならないことを強調しつつ、同条の発動要件である米国商業への否定的影響については、外国による国際法違反の有無にかかわらず、その存否を判断すべきであるとの認識を示していた⁷⁰。すなわち通商法 301 条は、既存の国際法上の法律関係を超えて、より広い見地から国際経済関係における「相互主義の欠如」を問題にし、その是正を図ろうとするものであった。

実際、日米間の自動車摩擦問題を背景とした、1995 年の日米自動車協議において米国が問題視したのは、「日本市場の閉鎖性」であり、そもそも WTO 協定の範囲外の問題ゆえに国際法上日本に非があるわけではなかった。にもかかわらず米国は、報復関税の脅威を背景に市場環境の是正を迫り、対する日本は米国の一方的な手法を問題視し、WTO 紛争処理

⁶⁹ 1970 年代から 80 年代にかけて激化した日米経済紛争を、法的側面から包括的に分析したもののとして、松下満雄『日米通商摩擦の法的争点—紛争事例分析—』(有斐閣、1983 年)。また、通商法 301 条に基づく対日事案については、松下満雄『国際経済法 [第 3 版]』(有斐閣、2001 年) 169-182 頁 (以下、松下『国際経済法』) が詳しい。

⁷⁰ S. Rep. No. 93-1298 (1974), *reprinted in 1974 United States Code Congressional and Administrative News* 7197, 7302.

手続に基づく協議要請をおこなうなどして対抗した。しかし最終的には、WTO の枠外で米国の要求を一部受け入れ、いわば妥協的に問題解決を図らざるをえなかった⁷¹。消極的相互主義の圧力によって多数国間法秩序が便宜的な二国間関係に分解され、政治的に問題が処理されたのである⁷²。

固定的な法に比して経済ははるかに流動的であるため、交渉結果として実定法化された利益交換の経済的意義も決して不変ではないこと、そして、国際経済法における相互主義が、経済的利益交換の相互性確保というきわめて現実的・即物的な要請に根ざしていることはすでに指摘した⁷³。こうした法と経済の対照性のなかで、国際経済法における相互主義の力点の^あ在り^か処を踏まえるならば、法内容と経済実態とのあいだに乖離が生じる場合には、法を差し置かたちで経済的な相互性回復が優先される可能性も否定はできないのであり、301 条の実践がまさにそれであった。

すなわち、米国の問題意識は既存の法には反映されていない経済的利益の相互性回復に向けられており、それは本来、多数国間条約内で新たな法形成と権利義務の修正によって対応すべき問題であるところ、米国は条約制度の枠外での便宜的な問題解決を優先し、消極的相互主義を援用することによって個別国との二边的関係のなかで相互性回復を追求したのであった。相互主義を支えるどこまでも現実的な要請が、米国をして既存の法秩序を迂回させ、結果的に多数国間法秩序の政治化・弱体化がもたらされたのである。

また、戦後以来自由貿易体制の発展を支えてきた米国において相互主義が強圧的な保護主義の手段へと転化したことは、「自由化を目的とした相互主義の採用→重商主義的思考の流入→保護主義の手段としての相互主義への転化の可能性」という、第 2 章第 2 節 (2) に

⁷¹ 松下『国際経済法』(注 69) 180-182 頁。一般論として、この種の報復関税の発動は、GATT1 条違反 (特定国のみを対象とした差別的措置)、GATT2 条違反 (譲許税率を超えた関税賦課)、DSU23 条違反 (一方的措置) などを構成しうる。なお、US - Section 301 Trade Act 事件においてパネルは、301 条に基づく一方的な対抗措置の発動が WTO 協定違反となりうる旨判示している。詳細は、Panel Report, *United States - Sections 301-310 of the Trade Act of 1974*, WT/DS152/R, adopted on 27 January 2000.

⁷² 山本草二「国際経済法における相互主義の機能変化」高野雄一編『国際関係法の課題 (横田先生鳩寿祝賀)』(有斐閣、1988 年) 278-279 頁。

⁷³ 第 2 章第 2 節 (2) 参照。

て示した図式の現実化でもあった。

ここで想起されるのは、19世紀末のイギリスにおける「公正貿易運動」である⁷⁴。すでに論じたとおり、世界の工場としての経済的優位性を喪失しつつあった当時のイギリスでは、かつては自由貿易を支える手段であったはずの相互主義が、いつのまにか保護主義の手段へと転化し、消極的相互主義に基づく競争条件是正の主張を支える論理へと一変したのであった。ここで検討した通商法301条における相互主義の構図は、かつてのイギリスにおける公正貿易論のそれと酷似しており、その忠実な再現といっても過言ではない。時代を越えた両国の実践には、「国の判断と政策しだいで、相互主義の積極的または消極的な機能が恣意的に使い分けられる結果になりかねない⁷⁵」という相互主義の二面性や、その発現の不安定性、あるいは価値中立性（あらゆる通商政策との親和性）の問題が、共通して現れているのである。

いずれにしても、法制度の枠外における消極的相互主義の援用は、対日経済摩擦を含むかつての国際経済紛争がまさにそうであったように、「力の支配」に基づく国際経済関係の処理につながり、紛争要因の政治化や多数国間条約体制の弱体化を招くなど、法秩序の不安定化の契機となることは否定できない。そして、こうした消極的相互主義の発現は、301条の例に示されているとおり GATT/WTO 体制においても決して無縁ではなく、法的・制度的基盤が整っていたとしてもその間隙を突くかたちでいつでも表面化しうるものが、ここに示されているのである。

(2) 積極的相互主義による法秩序の分極化

国際経済法における相互主義の特異な点は、自由化を目的とした積極的相互主義の援用が、かえって法秩序の分極化ないし個別分散化の契機となりうる点にある。

⁷⁴ 第3章第1節(3)参照。

⁷⁵ 山本「前掲論文」(注72)274頁。

この点、外交関係を規律するウィーン外交関係条約は、接受国が同条約の規定を適用する際には無差別適用が原則となるとしつつも、同条約 47 条 2 項においては、相互主義に基づく差別的適用が一定の場合に許容されている⁷⁶。とりわけ 47 条 2 項 (b) は、条約当事国が「この条約が定める待遇よりも一層有利な待遇を相互に与え」ることを許容しており、積極的相互主義に基づく多数国間条約枠組みからの逸脱を例外的に認める規定となっている。しかしデンツァ (Eileen Denza) の研究によれば、1964 年に外交関係条約が発効して以降、本規定に基づいて新たに相互に有利な待遇を与え合ったという国家実行はほとんど確認できないという⁷⁷。

このように、相互主義に基盤を有する外交関係法分野において、積極的相互主義が多数国間条約からの逸脱をもたらすようなかたちでは援用されにくい一方で、以下で論じるとおり国際経済法分野にあつては、積極的相互主義が法秩序の在り方にダイナミズムをもたらす重要な要因となっているのである。こうした差異が生じる原因は、詰まるところ、各法分野における相互主義のレーズン・デートルの差異に帰着するものと思われる⁷⁸。

本題に立ち戻ると、既述のとおり、そもそも最恵国待遇原則と相互主義は原理的に相容れないが⁷⁹、関係国の数が拡大すればするほど最恵国待遇原則に基づく義務の一般化の影響は大きくなり、相互主義は無差別性のなかに埋没するため、両原則間の矛盾は表面化しやすくなる。つまり、最恵国待遇原則の存在が相互主義的な自由化を困難にするのである⁸⁰。このような場合、自由貿易政策を志向する国家は自由化を前進させ続けなければならない

⁷⁶ 外交関係条約の起草過程において、外交特権免除の無差別適用と、相互主義に基づく規定の制限的あるいは拡張的適用との関係が大きな問題となり、国連国際法委員会内部でも、主に横田喜三郎とフィッツモーリス (Sir Gerald Fitzmaurice) との間で議論が繰り返された。詳細は、横田喜三郎『外交関係の国際法』(有斐閣、1963 年) 473-484 頁。

⁷⁷ Eileen Denza, *Diplomatic Law: Commentary on the Vienna Convention on Diplomatic Relations* (Oxford University Press, 4th ed., 2016), pp. 5, 406-410.

⁷⁸ 外交関係法分野における相互主義のレーズン・デートルについて、*ibid.*, p. 2. 国際経済法における相互主義については、第 2 章第 2 節参照。

⁷⁹ 本章第 1 節 (2) 参照。

⁸⁰ John H. Jackson, *World Trade and the Law of GATT: A Legal Analysis of the General Agreement on Tariffs and Trade* (Bobbs-Merrill, 1969), pp. 245-246.

とする、上述の「自転車理論」の妥当性を背景に⁸¹、個別国家の利益追求に根ざした相互主義の考慮が往々にして優先されてきたのが、国際経済法の歴史であった。

以下では、今後の国際経済法の展開にとって重要な含意を有すると思われる問題を取りあげ⁸²、積極的相互主義の発現と法秩序の分極化・個別分散化との連関を考察する。

(a) GATT/WTO 体制内：GATT コードの克服とプल्ली合意の台頭

GATT コードを支えた相互主義

GATT 時代には、東京ラウンド（1973 年～1979 年）にて成立した非関税障壁の規律に関する 6 つの補助協定、いわゆる GATT コード⁸³の運用をめぐる、こうした問題が生じた⁸⁴。東京ラウンド当時、非関税障壁についてのさらなる自由化と規律強化は先進国間の関心事項にとどまっていたが、米国や EC は迅速なルールの策定を優先し、取り敢えず合意可能な少数国間で条約交渉を開始することとなった。その結果作成された 6 つのコードについて、その受諾は各 GATT 締約国の任意とされたことから、コードごとに参加国が異なるという状況が生まれ、GATT 締約国間に法律関係の個別分散化・複雑化がもたらされた。当

⁸¹ 「自転車理論」については、第 2 章第 2 節（2）参照。

⁸² 非相互主義の理念に基づく一般特惠制度（Generalized System of Preferences: GSP）に関して、EC - Tariff Preferences 事件の上級委員会報告（2004 年）を契機として、EU や米国は特惠供与の条件を拡充・精緻化し、個々の途上国との関係において実質的な利益交換の相互性を追求すべく方針転換を図った。その結果、特惠供与の有無に関してかえって途上国間に差別がもたらされる事態となっている。詳細は、伊藤一頼「WTO 体制と発展途上国—差別主義と非市場経済国がもたらす影響の分析—」日本国際経済法学会編・村瀬信也編集代表『国際経済法講座 I—通商・投資・競争—』（法律文化社、2012 年）122-141 頁。

⁸³ 6 つの GATT コードとは、(1) アンチ・ダンピングコード、(2) 補助金・相殺関税コード、(3) 政府調達コード、(4) 基準・認証コード（現在の TBT 協定の前身）、(5) 輸入ライセンスコード、(6) 関税評価コードの各補助協定を指す。

⁸⁴ GATT コードに関する法的問題全般については、Gilbert R. Winham, *International Trade and the Tokyo Round Negotiation* (Princeton University Press, 1986), pp. 304-305, 411; Robert E. Hudec, *Developing Countries in the GATT Legal System: With a New Introduction by J. Michael Finger* (Cambridge University Press, 2011), pp. 82-89 (ロバート・E・ヒュデック (小森光夫編訳)『ガットと途上国』(信山社、1992 年) 89-98 頁) が詳しい。

時、GATT のバルカン化現象 (balkanization) と呼ばれた事態である⁸⁵。

問題は、米国をはじめとする複数のコード受諾国が、各コードの非受諾国たる GATT 締約国に対しては当該コード上の待遇を付与しないとする、いわゆる“code conditionality”ないし“code reciprocity”という解釈を採用した点にあった⁸⁶。すなわち、法形成における利益交換の相互性を維持するために、法適用においても相互主義を徹底しようとするものであるが、それは必然的に、コードを受諾していない GATT 締約国に対する差別となるため、GATT1 条 1 項の最恵国待遇義務違反の疑義を生じさせ、大きな問題となった⁸⁷。

実際に、1981 年の US – CVD (*India*) 事件においてインドは、米国が、補助金・相殺関税コード上の損害テスト（補助金に基づく製品の輸出によって、輸入国国内競争産業への損害があったかどうかを評価すること）をコード非受諾国たるインドからの輸入産品（本件ではインド産ファスナーが問題となった）に適用しなかったことが GATT1 条 1 項違反を構成すると主張し、GATT 紛争処理手続に申し立てをおこなった。

本件はパネル手続中に紛争当事国間で和解が成立したため、以上の論点についてパネルの法解釈が示されることはなかった⁸⁸。しかしながら、たとえばジャクソン (John H. Jackson) は、GATT の規律と各コードとの関係性には不明瞭な点があることを認めつつも、GATT1 条 1 項の広範な規定ぶりを踏まえると、米国による本件措置はおそらく GATT1 条 1 項違反になるであろうとの見解を示していた⁸⁹。

いずれにしても、GATT コードをめぐる生じた問題の本質は、多数国間法秩序の内部で新たな自由化と規律強化を実現するために、最恵国待遇原則を犠牲にしてまで相互主義

⁸⁵ GATT コードの運用がはらむ問題性を、東京ラウンド終了後にいち早く指摘した論考として、G. C. Hufbauer, J. Shelton Erb & H. P. Starr, “The GATT Codes and the Unconditional Most-Favored-Nation Principle”, *Law and Policy in International Business*, Vol. 12, No. 1 (1980), pp. 59-93.

⁸⁶ John H. Jackson, *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations* (MIT Press, 1989), pp. 143-145. なお、いずれの GATT コードも“code conditionality”を明文上定めているわけではなかった。

⁸⁷ *Ibid.*

⁸⁸ GATT Panel Report, *Panel on United States Countervailing Duties*, L/5192, adopted on 3 November 1981.

⁸⁹ Jackson, *supra* note 86, p. 145.

の考慮が優先された点にあり⁹⁰、その結果、法秩序の個別分散化の危機を生じさせたのであった⁹¹。

近年のいわゆるプブリ合意の台頭

その後 WTO は、一括受諾方式 (single undertaking) を採用することによって以上の問題を法的に克服したが、ドーハ・ラウンド交渉の停滞に直面し多数国間交渉が現実的な選択肢となりえなくなった今日、交渉対象を絞った複数国間での合意、いわゆるプブリ合意 (plurilateral agreement) に再び注目が集まるようになり、今後の WTO における法形成の主流となりつつある⁹²。IT 製品の関税撤廃を目的とした情報技術協定 (Information Technology Agreement: ITA、1997 年発効) とその品目拡大協定 (2015 年交渉妥結)、政府調達協定に関する改正議定書 (2014 年発効) や、現在進行中の環境物品協定 (Environmental Goods Agreement: EGA) 交渉、および、新サービス貿易協定 (Trade in Services Agreement: TiSA) 交渉など、いずれも WTO 加盟国内での有志国によるプブリ合意の試みである⁹³。

以上の実践は、多数国間交渉を回避し、相互主義的自由化を実現しやすい有志国間でのみ法形成をおこなおうとするものであり、その意味では GATT 期のコードと類似している。

しかし今日のプブリ合意の多くは、法形成段階においては相互主義的利益交換が厳密に追

⁹⁰ 柳赫秀『ガット 19 条と国際通商法の機能』(東京大学出版会、1994 年) 6 頁および 17-18 頁脚注 13。See also, Hudec, *supra* note 84, pp. 82-89 (邦訳、89-98 頁)。

⁹¹ 2015 年に最恵国条項に関する最終報告書を提出した国連国際法委員会研究部会は、GATT/WTO 法における最恵国条項の適用範囲を検討した際に、この GATT コードの問題を取りあげている。同研究部会によれば、GATT1 条 1 項と GATT コードの不明瞭な関係性は整理されないまま WTO 体制に移行し、結局問題自体が消滅したが、他方で現在の WTO 体制にあっても、最恵国条項の適用範囲に関して同様の問題が生じる可能性があるとして指摘されている。すなわち、後述する WTO 協定附属書 4 の複数国間協定の締約国が、GATT1 条 1 項や GATS2 条の最恵国条項に基づき、複数国間協定上の義務を同協定の非締約国に対しても負わなければならないか、という問題である。研究部会によれば、この問題もいまだ解決されないままになっているという。“Final Report: Study Group on the Most-Favored-Nation Clause”, UN doc. A/CN.4/L/852, 29 May 2015, para. 49.

⁹² United States Trade Representative Michael Froman, “Doha Has Failed: We Need a New Type of Global Trade Deal”, *The Financial Times*, 14 December 2015, p. 13. また、日本の交渉担当者による現状の考察として、股野元貞「WTO 交渉機能の現状—現場からの視点—」『日本国際経済法学会年報』25 号 (2016 年) 27-28、35-36 頁。

⁹³ WTO におけるプブリ交渉の展開については、David A. Gantz, *Liberalizing International Trade after Doha* (Cambridge University Press, 2013), pp. 87-157.

求されながらも、その発効要件としてクリティカル・マス（critical mass）と呼ばれる基準が採用されており、この基準を満たして発効した場合には、最恵国条項（GATT1 条 1 項）に基づきプल्ली合意上の自由化利益が WTO 全加盟国へ均霑することが前提となっている。すなわち、プल्ली合意の実質的な多数国間化（multilateralization）が志向されているのである。

このクリティカル・マスを一義的に定義することは困難であるが、たとえば ITA の場合には、対象品目の世界貿易に占める ITA 参加国の貿易量が総計 90%を超えた場合にはじめて発効するという基準が採用された。このような基準を設けることによって、多数国間化を実現しながらもプल्ली合意非参加国による自由化利益へのただ乗り（free-ride）の弊害を事実上無意味化し、実質的な利害関係国間での相互主義的利益交換を堅持することが可能となる。

したがって今日のプल्ली合意においては、GATT 期に生じたような積極的相互主義に基づく法律関係の個別分散化は一応回避されており、相互主義と最恵国待遇原則の矛盾は慎重に調整されているといえるのである。

TiSA の趨勢が意味するもの

この点、今後ますます重要となるサービス貿易のより広範な自由化と規律強化を目指す TiSA に関しては⁹⁴、そこで形成される規律が実体経済に与えるであろう影響の大きさにかんがみれば、当該プल्ली合意に WTO 協定上いかなる法的位置づけを付与するかが WTO の今後の展開にとって重要な意味をもつものと思われる。現時点ではこの問題について交渉国間での公式の合意は存在しないようであるが、論者の見解を整理すれば、(1) クリテ

⁹⁴ TiSA 交渉は、GATS 発効から約 20 年経過した 2013 年に、GATS 以上の自由化を実現する必要性を認識した有志国がドーハ・ラウンド交渉とは別の枠組みとして交渉を開始したものである。現在 23 の WTO 加盟国が条約交渉に参加しており、その内訳は、日本、米国、EU、カナダ、オーストラリア、韓国、香港、台湾、パキスタン、ニュージーランド、イスラエル、トルコ、メキシコ、チリ、コロンビア、ペルー、コスタリカ、パナマ、ノルウェー、スイス、アイスランド、リヒテンシュタイン、モーリシャスとなっている。

ィカル・マスを用いた GATS 議定書の締結、(2) WTO 設立協定附属書 4 上の「複数国間貿易協定 (Plurilateral Trade Agreements)」の新設、(3) GATS5 条 (経済統合) に基づく FTA の締結、などの選択肢が有りうるとされる⁹⁵。

(1) のクリティカル・マス方式は、GATS2 条の最恵国条項に基づき自由化利益が全加盟国へ均霑することを前提とし、プल्ली合意の多数国間化を志向するものとなるが、大きな国内市場と対外競争力を有する BRICs 諸国が TiSA 交渉に参加していない現状では、これら諸国に自由化へのただ乗りを許容することは TiSA 交渉国間の相互主義 (利益交換の相互性・均衡性) 維持の観点から困難であり、最恵国条項に基づく法律関係の一般化には高いハードルが存在する⁹⁶。

この点、TiSA の多数国間化を選好する EU は、自由化の早期実現とただ乗りの実質的排除という 2 つの要請を満たすために、TiSA 参加国間で協定を発効させると同時に最恵国条項の適用を停止することによって、当面は参加国間かぎりで協定を運用しつつも、クリティカル・マスを満たした際にはその停止を解除するという将来的な多数国間化構想を 2013 年に提起している⁹⁷。しかしながら、そのための具体的な法律構成等は不明であり、WTO 法上の整合性を含めその実現可能性は評価しがたい。

(2) の附属書 4 上の「複数国間貿易協定」は、政府調達協定のように本来的に一部加盟国間での協定としてその存在が許容されるものである。それゆえに、GATS の最恵国条項に基づく全加盟国への利益の均霑を回避しうるが、この種の協定新設には全加盟国のコンセンサスを要するため (WTO 設立協定 10 条 9 項)、現実的な選択肢とはなりがたい。

他方、(3) の TiSA 交渉国間での FTA 締結という選択肢については、FTA がそもそも最恵国待遇原則の例外ゆえにただ乗りを容易に回避することができ、またそのためには

⁹⁵ Gantz, *supra* note 93, pp. 134-140; 中富道隆「サービス交渉とプल्ली合意—TiSA とセクターアプローチ」RIETI Policy Discussion Paper Series, 14-P-002 (2014 年) 11-12 頁。

⁹⁶ Gantz, *supra* note 93, pp. 134-135.

⁹⁷ EU 提案の詳細については、European Commission, “Negotiations for a Plurilateral Agreement on Trade in Services”, MEMO/13/107, 15 February 2013, p. 3 (http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-107_en.htm).

GATS5 条の要件を満たした FTA でさえあればよく、WTO における厳格な意思決定の要件（WTO 設立協定 10 条）を回避しうることなどから、以上の選択肢のなかではもっとも実現可能性が高い⁹⁸。

このような構図から理解されるとおり、以上の選択肢のあいだには、WTO 全加盟国間での最恵国待遇の実現という規範的要請を重視するのか、それともプブリ合意交渉国間のみでの相互主義の追求という現実的要請を重視するのかというかたちで、両原則間の相克関係が如実に現れているのである。いずれにしても現状では、サービス貿易の規律について最恵国待遇原則に根ざした多数国間法秩序としての一体性が維持されるのか、それとも有志国の積極的相互主義の考慮がまさり法秩序の個別分散化が生じるのか、予断を許さない状況にある⁹⁹。後者のかたちで TiSA が成立する場合には、多数国間法秩序としての WTO の存在意義は今後ますます低下することが避けられないであろう。

(b) GATT/WTO 体制外：地域主義の展開

多数国間法秩序の枠を乗り越える積極的相互主義

最後に、法秩序の分極化の最たる例として地域主義の問題を取りあげたい。2003 年のカンクン閣僚会議の失敗を受け、米国のゼーリック通商代表は、地域主義への傾斜を辞さないとする米国の断固たる姿勢を次のように表明した。

⁹⁸ Gantz, *supra* note 93, pp. 134-140. また、中富「前掲論文」(注 95) 11-12 頁参照。なお、EU が提起した上記の将来的多数国間化構想は、TiSA として FTA 方式を採用しつつ、そのなかに域外均霑のための最恵国条項を設けるなどの方策によっても実現可能であり、交渉国の意思次第ではこの選択肢も十分現実的なものとなりうる。

⁹⁹ サービス分野の特性上、その貿易障壁はもっぱら国内規制の形態をとるため、国籍に基づく差別的な自由化や規制緩和は実際には困難である場合が多い。それゆえ同分野に関する自由化は、事実上多数国間化の契機を備えていると指摘するものとして、Richard Baldwin & Theresa Carpenter, “Regionalism: Moving from Fragmentation towards Coherence” in Thomas Cottier & Panagiotis Delimatsis (eds.), *The Prospects of International Trade Regulation: From Fragmentation to Coherence* (Cambridge University Press, 2011), pp. 146-148.

「カンクンでは、やる気のある者 (the can-do) とない者 (the won't-do) とのあいだに基本的な対立があった。……WTO 加盟国は将来を黙考しているようだが、米国はそれを待つつもりはない。われわれは、やる気のある国々とともに自由貿易に向かって前進する。(省略=筆者) ¹⁰⁰」

地域主義拡大の背景にドーハ・ラウンド交渉の停滞があることは周知のとおりであり、同質性を欠く 160 以上の加盟国による法形成が現実的でない以上¹⁰¹、各加盟国が多国間主義の枠組みと最恵国待遇原則を迂回し、それぞれ独自に相互主義的自由化に奔走しようとするのは、これまでに論じてきた国際経済法における相互主義の論理からすれば不思議ではない¹⁰²。さらに、国際経済学者のボールドウィン (Richard E. Baldwin) の研究が示すように、ある FTA の誕生によって相対的に不利な競争条件を強いられることになる第三国には、その競争上の不利を是正するために新たな FTA 締結の誘因が働くことになる。FTA の有するこうした効果によって、WTO の枠外における自由化の動きはさらに拡散してゆくのである (いわゆるドミノ効果) ¹⁰³。

つまり、WTO の法形成機能が停滞するかぎり地域主義の拡大は不可避といえ、個々の FTA が相互主義的自由化の舞台として機能せざるをえないのが現状なのである¹⁰⁴。このようにして国際経済法における積極的相互主義の発現は、同原理が本来支えていたはずの多数国間法秩序の枠を乗り越えてまで新たな法形成の原動力となり、かえって法秩序の分極

¹⁰⁰ United States Trade Representative Robert B. Zoellick, “America Will Not Wait for the Won't-Do Countries”, *The Financial Times*, 22 September 2003, p. 23.

¹⁰¹ この点に関する詳細な分析として、大矢根聡「国際規範の法化・遵守連鎖の逆説—WTO における法化の不均衡とその波及効果—」『国際法外交雑誌』112 巻 3 号 (2013 年) 42-50 頁。また、荒木一郎「多角的貿易体制は維持できるか」『国際問題』601 号 (2011 年) 30-31 頁も参照。

¹⁰² 自転車理論と地域主義の展開との連関については、C. Fred Bergsten, “Competitive Liberalization and Global Free Trade: A Vision for the Early 21st Century”, Working Paper No. 96-15 (Peterson Institute for International Economics, 1996) (<https://piiie.com/publications/working-papers/competitive-liberalization-and-global-free-trade-vision-early-21st>).

¹⁰³ Richard E. Baldwin, “Multilateralising Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade”, *The World Economy*, Vol. 29, No. 11 (2006), pp. 1466-1471. See also, Trebilcock, Howse & Eliason, *supra* note 39, p. 88.

¹⁰⁴ Gantz, *supra* note 93, p. 200.

化・多極化をもたらしかねない要因となっている。

FTAにおける相互主義の功罪

以上の観点から個々の FTA の法構造や規定内容に着目すると、FTA が「無差別・多国間主義」の例外であることを反映し、そこには、最恵国待遇原則に縛られない便宜的な相互主義追求の場としての性格が顕著に現れている¹⁰⁵。

FTA の大半を占める二国間 FTA は、二辺的な利益交換の相互性の確保こそが至上命題であり、また、それさえ実現できれば十分であるため、当事国の事情に応じた柔軟な自由化と規律の形成がなされやすい。自由化対象の柔軟性（日・シンガポール EPA におけるセンシティブ品目の除外）、自由化形式の柔軟性（日・メキシコ EPA における関税割当の導入）、自由化タイムフレームの柔軟性（EU・CARIFORUM EPA）、あるいは WTO 協定がカバーしていない事項・水準の規律策定を試みる、いわゆる WTO プラスの導入¹⁰⁶など、相互主義の実現形態は当事国の創意工夫に応じて多様である。

また、こうして確保される FTA 当事国間における利益交換の相互性を維持するために、域外に対する差別を堅持することを目的とした種々の規定が FTA には導入される。たとえば、FTA の運用には必須となる原産地規則は、FTA 域内国にて生産された產品かどうか（当該 FTA 上の利益を享受するための資格要件）を判断するための基準を定めるものであり、その基準が厳格であればあるほど域外に対する差別性が強くなる。また、いわゆる利益否認条項¹⁰⁷（日・マレーシア EPA91 条など）も活用される。これはすなわち、形式的には

¹⁰⁵ 地域主義における自由化の展開を相互主義の観点から論じるものとして、伊藤一頼「相互主義の時代—その国際法上の意義と日本の EPA 政策—」『ジュリスト』1418 号（2011 年）（以下、伊藤「相互主義」）8-14 頁；同「国際経済法における規範構造の特質とその動態」『国際法外交雑誌』111 巻 1 号（2012 年）62-63 頁。

¹⁰⁶ FTA における WTO プラスの導入に関する実践とその評価については、Joel P. Trachtman, “The Limits of PTAs: WTO Legal Restrictions on the Use of WTO-Plus Standards Regulation in PTAs”, in Kyle W. Bagwell & Petros C. Mavroidis (eds.), *Preferential Trade Agreements: A Law and Economics Analysis* (Cambridge University Press, 2011), pp. 115-149.

¹⁰⁷ 利益否認条項の多くは北米自由貿易協定（NAFTA）の規定を踏襲しており、利益否認の対象となるのは、「他方の締約国のサービス又はサービス提供者であるが、①一方の締約国が外交関係を有していない第三国に所有又は支配されている他方の締約国の法人、②第三国に所有

FTA 域内国のサービスまたはサービス提供者に該当する場合であっても、実質的には域外国たる第三国のサービスまたは第三国の所有・支配下にある法人に対しては、当該 FTA 上の利益を否認しうることを定めるものであり、FTA 上の利益が域外国に拡散することを防ぎ、FTA 当事国間の利益交換の相互性維持に資する規定となっている。以上の諸規定はそれ自体が相互主義の実定法化というわけではないが、FTA における排他的な相互主義的利益交換を堅持するための役割を担うものとなっている。

しかしながら、以上のような相互主義の実現における柔軟性の裏返しとして、たとえば FTA のサービス章におけるいわゆる GATS マイナスの導入や、一方当事国の将来の FTA 締結を事実上制約しかねない、特殊な最恵国条項の導入などの例がみられ、その規定内容の是非が問題視される場合も少なくない。

第 1 の例である GATS マイナスの導入とは、GATS 上各国が引き受けている自由化約束について、FTA 当事国間でその自由化水準を後退させることをいう。オーストラリア・米国 FTA、EU・CARIFORUM EPA、ASEAN・中国 FTA などにその例が見られ、ある調査によれば、これら以外にも多くの FTA に GATS マイナスが存在するという¹⁰⁸。

この種の実践については、まず実体的観点から、GATS マイナスの導入が経済統合における更なる自由化を定めた GATS5 条 1 項上許容されるかが問題となるが、同様の実践が広く普及している以上、第三国が他国の FTA に対して法的疑義を唱えることは自国の首を絞めることにもなるため期待はできず、結局は FTA 当事国間の相互的利益交換の観点からのみ GATS マイナスが導入され、それがそのまま野放しになっているのが現状である¹⁰⁹。

手続的観点からは、FTA において自由化水準を後退させる場合、本来は GATS21 条に規

又は支配されている法人であり、一方の締約国が経済制裁等により取引を禁止している他方の締約国の法人であること、又は協定による利益を与えることにより当該措置について違反又は阻害されると認められる場合、③第三国の法人に所有又は支配されており、かつ他方の締約国の領域において実質的活動を行っていない法人」などである。問題となるサービスまたはサービス提供者が上記要件に該当する場合に利益の否認が可能となるが、実際に否認するかどうかは輸入国の裁量に委ねられている。経済産業省通商政策局編『前掲著書』（注 68）698 頁。

¹⁰⁸ Rudolf Adlung & Peter Morrison, “Less than the GATS: Negative Preferences in Regional Services Agreements”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 13, No. 4 (2010), p. 1127.

¹⁰⁹ See, *ibid.*, p. 1142.

定された多数国間レベルでの約束表修正手続を経る必要があるが（GATS5 条 5 項）、これに反して個別国家間のみで自由化水準の後退が進められ FTA が締結されたとしても、上と同様の理由で第三国が他国の FTA の WTO 整合性に関心をもつのは稀である。したがって、手続的に問題のある GATS マイナスの導入とその集積を通じて、WTO 上の権利義務の一体性が徐々に掘り崩されてゆく危険性も指摘されている¹¹⁰。

第 2 の例である特殊な最恵国条項とは、EU・CARIFORUM EPA に導入された規定である。同 EPA19 条 2 項によれば、カリブ海諸国（CARIFORUM）は、本協定以後に締結する FTA を通じて、EU に与えた待遇よりも有利な待遇を「主要通商国（major trading economy）¹¹¹」に与える場合には、当該待遇を EU にも均霑する義務を負うとされている¹¹²。こうした条項の導入自体は、相互的な取引（deal）の結果としての合意に基づく以上、法律論としては問題ないように思われる。

しかし他方で、2008 年 2 月の WTO 一般理事会において、ブラジル¹¹³をはじめとする複数の WTO 加盟国は、当該最恵国条項が実際の通商関係にもたらしうる悪影響を念頭に、当該規定の導入に対して深刻な懸念を表明する事態となった¹¹⁴。すなわち、この種の最恵国条項の存在ゆえに、「主要通商国」に該当する第三国が CARIFORUM 諸国と将来 FTA を締結する場合、CARIFORUM 諸国が当該第三国に付与した利益は EU にも等しく均霑しうることになるので、当該第三国が FTA によって獲得する有利な競争条件は事実上無意味化してしまう。したがって第三国は、CARIFORUM 諸国との FTA 締結に消極的になり、結果的に CARIFORUM 諸国自身の首を絞めることにもなりかねない、という趣旨である。

当該最恵国条項による悪影響の有無は条項の長期的な運用実態を踏まえなければ評価で

¹¹⁰ 伊藤「相互主義」（注 105）11 頁。

¹¹¹ ここでの「主要通商国」とは、世界の物品輸出の 1%以上を占める国もしくは 1.5%以上を占める諸国群として定義されている（EU・CARIFORUM EPA 19 条 4 項）。

¹¹² なお、19 条 2 項の規定する事態が生じた際には、本協定当事国は協議を実施し均霑の有無を決定することができる（EU・CARIFORUM EPA 19 条 5 項）。

¹¹³ “Communication from Brazil”, WT/GC/W/585, 28 January 2008.

¹¹⁴ “Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 5-6 February 2008”, WT/GC/M/113, 31 March 2008, paras. 98-115.

きないが、場合によってはブラジルなどの懸念が現実化する可能性も否定はできない¹¹⁵。

このように、「無差別・多国間主義」の制度枠組みから離れた舞台で少数国によって便宜的に追求されるという、FTAにおける相互主義の特質ゆえに、そこで形成されるルールには上述のような功罪が色濃く反映されるのである。

複数国間 FTA 内における法律関係のさらなる分解

なお今日では、FTA も複数国間化の傾向が顕著であり、3 개국以上の FTA においては、全当事国間での権利義務関係の一体性を重視するか、あるいは個別国同士の利益交換の相互性を重視するかで、条約上の権利義務構造にも大きな影響が及んでいる¹¹⁶。

たとえば、米国、カナダ、メキシコによって構成される北米自由貿易協定 (NAFTA) では、物品章において各当事国は他の 2 つの当事国に対してそれぞれ異なる内容の譲許表をもつこととなったが、これは交渉過程における二国間ごとの利益交換の相互性を維持するもっとも簡便な方法であり、結果として 3 개국間の FTA において二辺的な権利義務関係が複数設定されることとなった¹¹⁷。

また、ASEAN 構成国 10 개국間の FTA である AFTA においては、特惠関税の適用を受けするためには、輸出国および輸入国の双方が対象産品をセンシティブ品目に登録していないことが要件とされた。個々の二国間通商関係において可能なかぎり利益交換の相互性を失ふることのないよう工夫するものであるが、その結果、2 つの当事国の組み合わせの総計として、それぞれ内容の異なる 45 もの二辺的な権利義務関係が生じ、かえって法律関係の個別化・複雑化がもたらされた¹¹⁸。

¹¹⁵ See, Cheikh Tidiane Dièye & Victoria Hanson, “MFN Provisions in EPAs: A Threat to South-South Trade?” *Trade Negotiations Insights*, Vol. 7, No. 2, March 2008, pp. 1-3. また、以上の懸念に対して CARIFORUM 諸国の当事者が反論したものとして、Federico Alberto Cuello Camilo (Ambassador of the Dominican Republic in Brussels), “MFN in the Cariforum EPA is no Threat to South-South Trade”, *Trade Negotiations Insights*, Vol. 7, No. 4, May 2008, p. 10.

¹¹⁶ David Evans, “Bilateral and Plurilateral PTAs”, in Simon Lester, Bryan Mercurio & Lorand Bartels (eds.), *Bilateral and Regional Trade Agreements: Commentary and Analysis* (Cambridge University Press, 2nd ed., 2015), pp. 61-70; 伊藤「相互主義」(注 105) 12 頁。

¹¹⁷ Evans, *supra* note 116, pp. 62, 66.

¹¹⁸ *Ibid.*, p. 67.

こうした観点から象徴的な事例として注目されるのが、ASEAN・中国 FTA (ACFTA) である¹¹⁹。ASEAN 構成国 10 か国と中国の計 11 か国からなる ACFTA は、各当事国が協定上おこなった約束は他の全当事国に対して一律に適用されることを原則とし（たとえば、ACFTA 物品貿易協定 3 条 3 項）、条約当事国間の権利義務関係の一体性を実現しようとする統合度の高い FTA の試みであった。しかし、農水産物のアーリー・ハーベスト（早期関税引き下げ措置）をめぐる以上は頓挫することになる。

というのは、本措置に関する中国とフィリピンの交渉が不調に終わったことによって、他の当事国による自由化にフィリピンがただ乗りしうる状況が生じ、加えてタイのように農業分野で高い競争力を有する当事国にまで自由化利益を均霑すれば、他の当事国の農業が圧迫されるとの懸念が生じた。以上を受けて、ACFTA 当事国は当初の方式を変更し、ASEAN の各構成国と中国とのあいだでの二辺的な譲許が認められることとなった（ACFTA2003 年議定書）。要するに、「RTA 内で一般的かつ平等な権利義務の創出を図る試みは、相互主義の考慮が勝ったことで、結局は二辺的關係へと分解された¹²⁰」のである。

なお、2016 年 2 月に署名された TPP は、米国の流動的な国内政治状況に翻弄され、TPP11 として仕切り直されるに至ったが、その趨勢についてはいまだ予断を許さない状況にある。協定自体の評価についても、協定の全体構造とその細部の慎重な検討を要するため、本稿において本格的に論じることはできないが、TPP11 参加国間の二国間交換公文や二国間取極めなどの内容と性質次第では、相互主義の考慮に基づく法律関係の二辺化・個別分散化が協定の一体性を浸食しうることも十分考えられるであろう¹²¹。

多国間主義再考

¹¹⁹ Jiangyu Wang, “Association of Southeast Asian Nations – China Free Trade Agreement”, in Simon Lester & Bryan Mercurio (eds.), *Bilateral and Regional Trade Agreements: Case Studies* (Cambridge University Press, 2009), pp. 196-197; 伊藤「相互主義」(注 105) 12 頁。

¹²⁰ 伊藤「相互主義」(注 105) 12 頁。

¹²¹ TPP 交渉の過程においても、協定内部における法律関係の二辺化を求める動きが一部であったとされる。詳細は、“Japan Will Offer Differing Tariff Concessions to Different Countries in TPP”, *Inside U.S. Trade*, Vol. 31, No. 35, 6 September 2013, pp. 12-13.

以上、国際経済法における積極的相互主義の発現が、かえって法秩序の分極化をもたらす要因になっていることを論じたが、いずれにしても地域主義の隆盛は厳然たる事実であり、かつてのように多数国間法秩序（より厳密には最恵国待遇原則）の単なる例外として位置づけることは、もはや不可能といわざるをえない¹²²。

しかしながら、今日の FTA の有用性が多数国間法秩序たる WTO 体制の存在を不可欠の前提としていることは看過されてはならない。ジョン・ラギー（John Gerard Ruggie）は、多国間主義の本質をつぎのように説明している。

「多国間主義とは、一般化された行動原則（generalized principles of conduct）に基づいて 3 カ国以上のあいだの関係を調整する、制度的形態のことである。この一般化された行動原則とはすなわち、各当事国の個別主義的な利益や個々の状況下で生じうる戦略的な要請を顧慮することなく、ある部類の事柄にとって適切な行動を明示し特定する原則をいう。（傍点＝筆者）¹²³」

本稿の歴史的考察からも理解されるとおり、およそ国際経済活動は各国固有の利益・価値の体系に沿って利己的に展開しがちであるが¹²⁴、こうした状況に客観的な秩序と「法の支

¹²² WTO 自身も、2000 年代には総じて地域主義に批判的であったが（e.g., WTO Secretariat, *World Trade Report 2003* (World Trade Organization, 2003), pp. 44-66)、2011 年に至って態度を微妙に変化させ、共存を模索するような方向に転じている。WTO Secretariat, *World Trade Report 2011* (World Trade Organization, 2011) pp. 40-198.

¹²³ John Gerard Ruggie, “Multilateralism: The Anatomy of an Institution”, in John Gerard Ruggie (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form* (Columbia University Press, 1993), p. 11. なおラギーは上述の多国間主義と対比させるかたちで、二国間主義について、「利己主義的な動機や状況に応じた要請を基礎とする、ケースバイケースの関係性」がその本質であると指摘している。Ibid. またシル（Stephan W. Schill）は、「二国間主義は、個別的相互主義、すなわち等価交換（*quid pro quo*）の協約によって特徴づけられるものであり、往々にして、より強大な国家の利益に資する規則のかたちで現れる」と述べている。Stephan W. Schill, *The Multilateralization of International Investment Law* (Cambridge University Press, 2009), p. 10.

¹²⁴ See, Georg Erler, *Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts* (Schwartz, 1956), S. 166-167（ゲオルク・エルラー（佐藤和男訳）『国際経済法の基本問題』（嵯峨野書院、1989 年）208-210 頁）；カール・シュミット（田中浩・原田武雄訳）『政治的なものの概念』（未来社、1970 年）101 頁；E. H. カー（大窪愿二訳）『ナショナリズムの発展』（みすず書房、新版、2006 年）27-39 頁参照。

配」を導入することができるのは多国間主義を措いてほかになく¹²⁵、GATT/WTO 体制が法の形成・適用・履行確保の各段階において組織的に対応することによって以上の役割を果たしてきたことは、周知のとおりである¹²⁶。

この多数国間法秩序が国家間に浸透させた、「法の支配」や透明性などの諸価値を基盤としつつ FTA が形成されるかぎりにおいては、FTA も国際経済活動の規律にとって有用な手段たりうる。しかし、今後 FTA を舞台に法と経済の調和が進み、その一方で WTO 法と経済実態との乖離が大きくなれば、おのずと WTO 自体の存在意義やその法体系への信頼・尊重も低下し、そこで培われた価値や規範意識までもが後退するおそれがある¹²⁷。

本章第 1 節にて論じたとおり、国際経済法における利己主義的な相互主義の発現は、多数国間条約であればこそ、制御しえたのであった。こうした意義をもつ多数国間条約の基盤が弱体化する場合には、かつて相当程度克服したはずの、相互主義の多義性あるいは価値中立性にまつわる問題が再び表面化し、FTA の便宜的性質とあいまって、「力の支配」に基づく法形成と問題処理が台頭してゆく可能性も否定はできない¹²⁸。そして第三国が他国間の FTA の運用に関心をもつことは通常期待できないことも併せ踏まえると、あらためて、国際経済関係における多国間主義の意義を問わざるをえないのである。

いずれにせよ相互主義は、一面ではその基底性ゆえに国際経済法にとって欠くべからざるものであるが、他面ではその発現を制御することが、法秩序の存立にとって重要な課題となっている。こうしたジレンマは、国際経済法が相互主義に深く依存する法秩序であるかぎり回避することはできないように思われ、したがってわれわれは、自らが考案した相

¹²⁵ Ruggie, *supra* note 123, pp. 8-14; 高野雄一・筒井若水『国際経済組織法』(有斐閣、1965年) 29-36 頁。また、多国間主義と「法の支配」との関係性を論じたものとして、最上敏樹「多国間主義と法の支配」同『国際立憲主義の時代』(岩波書店、2007年) 57-94 頁。

¹²⁶ デイヴィーは、FTA との比較において多数国間法秩序たる WTO の利点を 6 つ挙げている。すなわち、(1) 無差別原則、(2) 扱われる問題の包括性、(3) ルールの簡素化による貿易促進、(4) 予見可能性、(5) 加盟国間の公平性、(6) 法に準拠した実効的な紛争解決、である。Davey, *supra* note 39, p. 136.

¹²⁷ Baldwin & Carpenter, *supra* note 99, pp. 149-151.

¹²⁸ また、先進国と途上国との間の FTA の場合、経済目的というよりもむしろ政治的思惑から FTA が締結される例もあり、その結果、途上国側の開発ニーズに必ずしも合致しない FTA となりうることも指摘されている。Olivier Cattaneo, “The Political Economy of PTAs”, in Lester, Mercurio & Bartels (eds.), *supra* note 116, p. 52.

互主義の論理に今後も振りまわされ続けるのかもしれない。

第6章 結論

国際経済法秩序の動態と相互主義の論理

相互主義という視点が国際経済法秩序の動態を分析するための唯一の視点というわけでは決してなく、また、この視点のみによってあらゆる現象を説明できるわけでもないが、本稿では国際経済法における相互主義の論理に着目することによって、国際経済法秩序の特質とその特異な動態の本質を探ってきた。

その内容を簡約すれば、相互主義が時代を越えて国際経済法の基底をなしてきたのは、各国の国内政治過程に関わるその独自の現実的・政治的要請ゆえであり（すなわち、生産者バイアスの相互主義）、相互主義を通じて各国家の具体的な利益が保障されるからこそ、同原理は個々の権利義務関係の形成や、より巨視的には自由主義に根ざした多数国間法秩序の創造と発展を担う礎石としての位置を有してきたのであった。そして、歴史的には多義的で保護主義と結びつきやすかった相互主義がこうした機能を発揮しえたのは、ひとえに、国際経済法上の制度的基盤とルールの体系的拡充によって、相互主義の野放図な発現がある程度制御されたからであった。

しかし他方で、国際経済法が相互主義に深く依存しているという事実は、相互主義一般に内在する本質的属性や、国際経済法における相互主義の基底性をもつ種々の含意ゆえに、そこで形成される権利義務関係ないし法秩序には脆弱性・不安定性がつねに潜んでいることをも意味するのである¹。

¹ 本稿で論じたように、国際経済法における相互主義は、法の外にあつて、個々の権利義務関係の形成や減殺、より巨視的には、法秩序の創造・発展あるいは不安定化・分極化に多大な影響を及ぼしており、まさに法の動態を生み出す要因となっている。この点、法社会学の始祖たるエールリッヒ（Eugen Ehrlich）はかつて、「法源理論の課題は、法的諸制度の発展の原動力を探し求めることにある」と論じたが（Eugen Ehrlich, *Grundlegung der Soziologie des Rechts* (Duncker & Humblot, 1913), S. 68 (エールリッヒ (川島武宜訳) 『法社会学の基礎理論 第一分冊』 (有斐閣、1952年) 121頁))、こうした所見に即せば本稿は、法社会学的な意味での法源論に取り組んだものとして位置づけることができるのかもしれない。他方で、法解釈学の立場から

二国間主義と多国間主義の両極のあいだを振り子の如く往来するという、国際経済法秩序の特異な動態も、こうした相互主義の論理を通じて把握することのできるものである。すなわち、国際経済法が一貫して依拠してきた相互主義の原理こそが、一方で最恵国待遇原則と結びつき、共通利益の実現を志向する多数国間法秩序の創造と存立を支え、他方で個別国家の利益追求を支える道具として、最恵国待遇原則の要請に時として優先し、法秩序の不安定化・分極化をもたらす契機にもなってきたのである。こうした相互主義と最恵国待遇原則の相克関係のなかで、国際経済法秩序はある場合には多国間主義へと接近し、またある場合には二国間主義へと回帰することを繰り返してきたのである。

現代の地域主義隆盛による法秩序の分極化が、このような相互主義の論理に基づくものであることは本稿にて論じたとおりである。また、近時の米国における国際経済法実践の転換も、こうした観点から把握可能なものと思われる。すなわち、トランプ大統領はかねてより、TPPからの離脱と個別国ごとの「公正な」二国間協定の締結を主張するなど、国際経済法実践において米国第一主義・二国間主義への転換を図る姿勢を明確にしていた。その後、こうした主張に沿うかたちで米国の行動にも変化が生じてきており、通商救済措置の乱発や強圧的なFTA再交渉などによって、各国とのあいだで国際経済紛争が徐々に生じつつある。

本稿での考察からも理解されるとおり、この種の主張は歴史的にはなんら目新しいものではなく、その本質は国際経済関係における厳密な相互主義追求の考慮にほかならない²。

みても、以上の相互主義の機能は実質的法源の観点から再検討すべき余地があり、とりわけ、個々の条約規定の解釈に際して相互主義がいかなる影響を及ぼしているのかが明らかにされるべきである。こうした観点からの考察は、第5章補論にて、最恵国条項の解釈論における相互主義の流入として部分的におこなったが、本格的な検討は今後の課題としたい。

² 米国のトランプ政権が既存の国際経済法秩序を批判する際に、相互主義の概念に依拠していることを端的に示すものとして、“Trump Directs a Review of Trade Agreement Violations: WTO Is a Target”, *Inside U.S. Trade*, 5 May 2017, pp. 16-17. また、2017年12月に発表された米国の「国家安全保障戦略」においては、相互主義の原理に基づいた国際経済関係の再構築を志向してゆく旨が文書中の至るところで明言されており、本稿第3章第2節で考察した、20世紀初頭までの米国の国際経済法実践を彷彿とさせる内容となっている。詳細は、*National Security Strategy of the United States of America*, December 2017 (<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905-2.pdf>).

米国国内の流動的な政治状況ゆえに今後の展開は不明なるも、以上の政策が今後さらに具体化されてゆく場合には、本稿で論じたように相互主義の論理に基づく国際経済法秩序のさらなる不安定化・分極化が不可避となるであろう。

いずれにしても、このようにして相互主義の論理に規定される国際経済法秩序の動態には、本来的には手段であったはずの相互主義に、いつしか国家あるいは法の側が逆に支配され、振りまわされてゆくという、倒錯した関係が如実に反映されているといえる³。そして国際経済法が相互主義に深く依存する法秩序であるかぎり、この倒錯した関係は避けがたいもののように思われ、われわれは自らが考案した相互主義の論理に今後も振りまわされるのかもしれない。

国際経済法の位置

第1章にて論じたとおり、特定の法分野で問題となる利益の性格や当該法分野における個別利益と共通利益の関係の仕方を、社会実態としての認識を越えて実定法の平面において把握し明らかにすることは、現代国際社会における当該法分野の位置を評価するに際して一つの有益な評価軸になりうる。こうした評価軸に基づくとした場合、本稿の検討を通じて国際経済法については何がいえるであろうか。

かつての GATT 事務局長オリヴィエ・ロング (Olivier Long) は、「GATT における法の地位およびその限界は、多数国間法秩序と時としてそれと対立する国家の通商上の利益の共存 (the coexistence of a multilateral legal order and national trade interests that are at times in conflict) を反映したものである⁴」と指摘した。また、フローリー (Thiébaud Flory) は、「GATT の独自性と有効性は、まさに法と利益の絶え間ない繋がり (cette alliance permanente du droit et de l'intérêt) のなかに見出される⁵」と論じた。

³ このような倒錯した関係が生じる原因は、国際経済法における相互主義の基底性をもつ3つの含意のなかに存するものと考えられる。詳細は第2章第2節(2)を参照。

⁴ Olivier Long, *Law and Its Limitation in the GATT Multilateral Trade System* (Martinus Nijhoff, 1987), p. 7.

⁵ Thiébaud Flory, *Le G.A.T.T.: Droit international et commerce mondial* (Librairie générale de droit et de

これらの論者は、多数国間条約に基づく自由貿易体制といえども、その実効性は条約当事国の個別利益の実現に大きく依存していることを的確に指摘しており、こうした所見は当然、WTOにも妥当する。もちろん、GATT/WTO体制は条約当事国間の共通利益の実現を志向するものではあるが、そのための手段として最恵国待遇原則だけでなく相互主義をも採用していることが示しているとおおり、そこでの共通利益とは、条約当事国の個別利益の実現を担保するかぎりにおいて共通利益たりうるものであり、条約制度が各国の個別利益を的確に反映しえなくなる場合には、条約制度を通じた共通利益の追求も不徹底にならざるをえなかったのが、まさにGATT/WTO体制の歴史であった。

ゆえに、この多数国間法秩序の特質は、いわば個別利益と共通利益の重層性にあるといえ⁶、本稿で考察した相互主義の論理とその発現には、法秩序に内在する両利益の重層的な関係性とジレンマがまさしく体现されていたのである。

国際経済法の制度的発展形態の一つであるWTO体制ですら、こうした利益の重層性によってはじめて成り立っているものであり、なおかつ共通利益の基盤はきわめて脆弱といわざるをえない。こうした点を踏まえると、時代時代における法秩序としての存在形態がどのようなものであれ、相互主義に深く依存する国際経済法は、「主権国家の並存体系というウェストファリア以来の基本構造を脱して、全く新たな構造原理に支えられたもの⁷」として存在しているとはいいがたい段階にあるのである。

jurisprudence, 1968), p. 276.

⁶ 筆者は、このような個別利益と共通利益の重層性の観念（より具体的には、個別利益の実現を担保するかぎりにおいて共通利益の追求が実効的におこなわれうるという関係）こそが、GATT/WTO体制の法構造とその特質を理解するための鍵であると考えている。そしてこのことが、一面では当事国間の紛争処理を超えて第三国の手続参加を広く認めつつも、他面では、主観的な権利侵害を被っていない加盟国が客観的な法秩序の維持を目的として民衆訴訟を提起することまでは認めていないという、WTO紛争処理制度の独自性を規定する要因にもなっていると解している。WTOの複雑かつ微妙な法構造・制度構造を、こうした利益の重層性の観点から体系的に把握する作業は今後の課題としたい。なお、以上のような筆者の理解とは方向性が大きく異なるが、同じくGATT/WTO体制における個別利益と共通利益の関連性を指摘するものとして、小寺彰『パラダイム国際法—国際法の基本構成—』（有斐閣、2004年）215、219頁。

⁷ 奥脇直也「『国際公益』概念の理論的検討—国際交通法の類比の妥当と限界—」広部和也・田中忠編集代表『国際法と国内法—国際公益の展開—（山本草二先生還暦記念）』（勁草書房、1991年）175頁。

「二〇世紀以降における国家支配の正統性根拠の変化と国際協力の不可避性(によって)……領域性を中核原理とする国民国家の主権的並存体系としての国際社会が徐々に変化しつつある⁸」という、抗うことのできない潮流のなかで、国際経済法秩序が以上のような姿のまま今後も存続し続けるのかはわからない。しかしながら、少なくとも本稿で論じた相互主義の基底性が維持されるかぎりにおいては、国際経済法秩序はこれまで同様の特質を備え、引き続き相互主義の論理にしたがった動態をみせてゆくものと考えられる。

国際経済法秩序の地殻変動？

なお、本稿での論述の基礎となった、国際経済法における相互主義の基底性にも近年変化の兆しが生じつつあり、それはすなわち、従来とは次元の異なる秩序変容の可能性を示唆するものであることから、最後に少し触れておきたい。

今日の国際経済法においては、政府干渉の排除を志向する伝統的な「自由化(liberalization)」とともに、政府の積極的介入によって一定の見地から市場の管理を図ろうとする、いわゆる「規制(regulation)」が、規律原理としての重要性をますます高めつつある⁹。

「規制」に関するルールは、各国に一定水準の国内公法規制を整備・実施させるものであり、市場アクセスの改善のみならず、経済活動にもなつて生じる種々の政策課題に対応することを本旨としている(人権保障、消費者保護、環境保護など)。したがって、何らかの単一のルールを国際法上策定し、関係国がそれを一律に実施することによってはじめて「規制」は実効的たりうるのであり、その法形成過程においては自由化の場合のように相互主義が機能しえない¹⁰。さらに、上述した「規制」の本旨にかんがみると、自由化

⁸ 同上、176頁。ここでの「国家支配の正統性根拠の変化」とはすなわち、「二〇世紀になって、各国は産業化と大衆化による社会的な圧力のもので、その領域内にある国民の経済社会的な安定と福利の増進という国民的要求を実現することを国家の支配の正統性にかかわる主要な課題とするようにな」ったことを指している。同上175頁。

⁹ Thomas Cottier, “International Economic Law in Transition from Trade Liberalization to Trade Regulation”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 17, No. 3 (2014), pp. 671-677.

¹⁰ むろん、「規制」に関する国際法の定立においても、相互に義務を引き受け合うという意味

の場合のように「生産者」のみが主たる利害関係者（stakeholder）となるわけでもないことから、「生産者バイアスの相互主義」は、法の正当性の観点から望ましくもない。

また、自由化の文脈においてすら、相互主義に基づくことなく一方的に自由化をおこなう例が生じてきており、近年の東南アジア諸国¹¹や中米諸国¹²による一方的自由化は、その典型例である。今日の国際経済活動は、伝統的な国際分業から、いわゆるサプライ・チェーンのグローバル化（Global Supply Chains/ Global Value Chains）に基づく経済活動へと変化しつつあるが、後者においては生産者が従来のように一国内に固定されず、最適立地を選別し供給網を構築・修正してゆくこととなる¹³。つまり、生産者の側が自己の供給網を構成する国を選ぶのであり、それに呼応して各国は、供給網の構成部分となるべく競って自由化をおこなう例が生じているのである。こうした場合には、自由化原理としての相互主義が機能する余地は乏しいといわざるをえない。

以上2つの現象は、本稿における分析に際して軸となった、「生産者バイアスの相互主義」とは大きく異なる法形成の在り方を示唆するものであり、その根底には、現代における国際社会の規範意識（法の理念的基盤）の変化¹⁴や、国際経済環境（法の現実的・社会的基盤）の変化があるものと推察される。

マックス・ヴェーバー（Max Weber）がかつて論じたように、社会の変化に応じて既存の観点の意義や有用性も次第に揺らぐのであり、そこから新たな問題に 대응するための新たな観点が要請され、既存の概念構成も再編成されてゆく¹⁵。

での相互主義（形式的相互主義）が機能することはいうまでもない。

¹¹ Richard E. Baldwin, “The World Trade Organization and the Future of Multilateralism”, CTEI Working Papers, CTEI-2015-09 (Centre for Trade and Economic Integration, 2015), pp. 11-12 (http://graduateinstitute.ch/files/live/sites/iheid/files/sites/ctei/shared/CTEI/working_papers/CTEI_2015-09-Baldwin.pdf).

¹² Patricia Tovar, “Preferential Trade Agreements and Unilateral Liberalization: Evidence from CAFTA”, *World Trade Review*, Vol. 11, No. 4 (2012), pp. 591-619.

¹³ 中川淳司「TPPと21世紀の国際貿易／投資規律」『国際法外交雑誌』113巻3号（2014年）62-65頁。

¹⁴ 社会の規範意識と法の連関については、たとえば、Andrew Clapham, *Brierly's Law of Nations: An Introduction to the Role of International Law in International Relations* (Oxford University Press, 7th ed., 2012), pp. 41-44; Philip Allot, *Eunomia: New Order for a New World* (Oxford University Press, reprinted ed., 2004), pp. xix-xxiv.

¹⁵ マックス・ヴェーバー（富永祐司・立野保男訳、折原浩補訳）『社会科学と社会政策に関する

したがって、国際社会に生じつつある以上の重大な変化によって、国際経済法における相互主義の基底性がいかに影響を受け、そのことが既存の法秩序の変容にとっていかなる含意を有するかを正確に見極めることが、混迷を深める現代国際経済法の在るべき将来像を探るための不可欠の課題となるのである。

参考文献一覧

【著書】

(1) 邦語

伊藤正己・木下毅『アメリカ法入門〔第4版〕』（日本評論社、2008年）

伊藤元重『国際経済入門〔改訂3版〕』（日本経済新聞出版社、2005年）

猪木武徳『戦後世界経済史—自由と平等の視点から—』（中央公論新社、2009年）

大内力『大内力経済学大系 第6巻 世界経済論』（東京大学出版会、1991年）

岡田泰男『アメリカ経済史』（慶應義塾大学出版会、2000年）

奥西孝至・鳩澤歩・堀田隆司・山本千映『西洋経済史』（有斐閣、2010年）

金井雄一・中西聡・福澤直樹編『世界経済の歴史—グローバル経済史入門—』（名古屋大学出版会、2010年）

川田侃『現代国際経済論』（岩波書店、1967年）

北野大吉『英国自由貿易運動史—反穀物法運動を中心として—』（日本評論社、1943年）

小寺彰『WTO体制の法構造』（東京大学出版会、2001年）

小寺彰『パラダイム国際法—国際法の基本構成—』（有斐閣、2004年）

酒井啓亘・寺谷広司・西村弓・濱本正太郎『国際法』（有斐閣、2011年）

佐々木隆雄『アメリカの通商政策』（岩波書店、1997年）

田岡良一『国際法学大綱 上巻〔改訂増補版〕』（巖松堂書店、1950年）

高野雄一・筒井若水『国際経済組織法』（有斐閣、1965年）

- 永井三樹三・下田吉人『国際貿易憲章解説』（時事通信社、1948年）
- 長岡新吉・太田和宏・宮本謙介編『世界経済史入門』（ミネルヴァ書房、1992年）
- 中川淳司・清水章雄・平覚・間宮勇『国際経済法〔第2版〕』（有斐閣、2012年）
- 萬歳寛之『国際違法行為責任の研究—国家責任論の基本問題—』（成文堂、2015年）
- 穂積陳重『復讐と法律』（岩波書店、1931年）
- 松下満雄『日米通商摩擦の法的争点—紛争事例分析—』（有斐閣、1983年）
- 松下満雄『国際経済法〔第3版〕』（有斐閣、2001年）
- 峯村光郎『経済法の基礎理論』（東洋書館、1943年）
- 矢内原忠雄・楊井克巳『国際経済論』（弘文堂、1954年）
- 柳赫秀『ガット19条と国際通商法の機能』（東京大学出版会、1994年）
- 横田喜三郎『外交関係の国際法』（有斐閣、1963年）
- 吉岡昭彦『近代イギリス経済史』（岩波書店、1981年）
- 我妻榮『近代法における債権の優越的地位』（有斐閣、1953年）

(2) 洋語

- A Disciple of Richard Cobden, *Commercial Treaties: Free Trade and Internationalism* (London, Macmillan & Co., 1870)
- Allot, Philip, *Eunomia: New Order for a New World* (Oxford University Press, reprinted ed., 2004)
- Axelrod, Robert, *The Evolution of Cooperation* (Basic Books, revised ed., 2006)
- Bhagwati, Jagdish, *Protectionism* (MIT Press, 1988)
- Brown, William A., *The United States and the Restoration of World Trade: An Analysis and Appraisal of the ITO Charter and the General Agreement on Tariffs and Trade* (Brookings Institution, 1950)
- Carr, Edward Hallett, *The Twenty Years' Crisis 1919-1939: An Introduction to the Study of International Relations* (Macmillan, 2nd ed., 1946) (E. H. カー (原彬久訳)『危機の二十年—

理想と現実-』(岩波書店、2011年))

Clapham, Andrew, *Brierly's Law of Nations: An Introduction to the Role of International Law in International Relations* (Oxford University Press, 7th ed., 2012)

Cline, William R., *"Reciprocity": A New Approach to World Trade Policy?* (Institute for International Economics, 1982)

Culbertson, William S., *Reciprocity: National Policy for Foreign Trade* (Whittlesey House, 1937)

Curzon, Gerard, *Multilateral Commercial Diplomacy: The General Agreement on Tariffs and Trade and Its Impact on National Commercial Policies and Techniques* (Michael Joseph, 1965)

Dam, Kenneth W., *The GATT: Law and International Economic Organization* (University of Chicago Press, 1970)

Davey, William J., *Non-Discrimination in the World Trade Organization: The Rules and Exceptions* (AIL-Pocket, 2012)

Decaux, Emmanuel, *La réciprocité en droit international* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1980)

Denza, Eileen, *Diplomatic Law: Commentary on the Vienna Convention on Diplomatic Relations* (Oxford University Press, 4th ed., 2016)

Destler, I. M., *American Trade Politics* (Institute for International Economics, 4th ed., 2005)

Dolzer, Rudolf & Schreuer, Christoph, *Principles of International Investment Law* (Oxford University Press, 2nd ed., 2012)

Ebner, Josef, *La clause de la nation la plus favorisée en droit international public* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1931)

Ehrlich, Eugen, *Grundlegung der Soziologie des Rechts* (Duncker & Humblot, 1913) (エーホルリッヒ (川島武宜訳) 『法社会学の基礎理論 第一分冊』(有斐閣、1952年))

Erler, Georg, *Grundprobleme des Internationalen Wirtschaftsrechts* (Schwartz, 1956) (ゲオルク・エルラー (佐藤和男訳) 『国際経済法の基本問題』(嵯峨野書院、1989年))

Farrer, T. H., *Free Trade Versus Fair Trade* (London, Cassell & Co., 3rd ed., 1886)

Flory, Thiébaud, *Le G.A.T.T. Droit international et commerce mondial* (Librairie générale de droit et de jurisprudence, 1968)

Gantz, David A., *Liberalizing International Trade after Doha* (Cambridge University Press, 2013)

- Gardner, Richard N., *Sterling-Dollar Diplomacy in Current Perspective: The Origins and the Prospects of Our International Economic Order* (Columbia University Press, 3rd ed., 1980)
- Guggenheim, Paul, *Traité de droit international public* (Georg, 2nd revised ed., 1967)
- Hackworth, Green Haywood, *Digest of International Law*, Vol. 5 (U.S. Government Printing Office, 1943)
- Hart, H. L. A., *The Concept of Law* (Oxford University Press, 3rd ed., 2012) (H. L. A. ハート (矢崎光圀訳者代表) 『法の概念』 (みすず書房、1976年))
- Hawkins, Harry C., *Commercial Treaties & Agreements: Principles & Practice* (Rinehart & Co., 1951)
- Hobson, J. A., *Richard Cobden: The International Man* (T. Fisher Unwin, 1919)
- Hoda, Anwarul, *Tariff Negotiations and Renegotiations under the GATT and the WTO: Procedures and Practices* (Cambridge University Press, 2001)
- Hornbeck, Stanley Kuhl, *The Most-Favored-Nation Clause in Commercial Treaties: Its Function in Theory and in Practice and its Relation to Tariff Policies* (Madison, Wisconsin, 1910)
- Hudec, Robert E., *The GATT Legal System and World Trade Diplomacy* (Butterworth Legal Publishers, 2nd ed., 1992)
- Hudec, Robert E., *Developing Countries in the GATT Legal System: With a New Introduction by J. Michael Finger* (Cambridge University Press, 2011) (ロバート・E・ヒュデック (小森光夫編訳) 『ガットと途上国』 (信山社、1992年))
- Hull, Cordell, *The Memoirs of Cordell Hull, Volume I & II* (Macmillan, 1948)
- Hyde, Charles Cheney, *International Law: Chiefly as Interpreted and Applied by the United States*, Vol. II (Little, Brown, 2nd revised ed., 1947)
- Hyde, Francis E., *Mr. Gladstone at the Board of Trade* (Cobden-Sanderson, 1934)
- Jackson, John H., *World Trade and the Law of GATT: A Legal Analysis of the General Agreement on Tariffs and Trade* (Bobbs-Merrill, 1969)
- Jackson, John H., *The World Trading System: Law and Policy of International Economic Relations* (MIT Press, 1989)
- Kenwood, A. G. & Lougheed, A. L., *The Growth of the International Economy 1820-2000: An Introductory Text* (Routledge, 4th ed., 1999)
- Lang, Andrew, *World Trade Law after Neoliberalism: Re-imagining the Global Economic Order*

- (Oxford University Press, 2011)
- Long, Olivier, *Law and Its Limitation in the GATT Multilateral Trade System* (Martinus Nijhoff, 1987)
- Mallet, Louis, *Free Exchange: Papers on Political and Economical Subjects including Chapters on the Law of Value and Unearned Increment* (London, Kegan Paul, Trench, Trubner & Co., 1891)
- McNair, A. D., *The Law of Treaties* (Clarendon Press, 1961)
- Mavroidis, Petros C., *The Regulation of International Trade Volume 1: GATT* (MIT Press, 2016)
- Moore, John Bassett, *A Digest of International Law*, Vol. 5 (U.S. Government Printing Office, 1908)
- Morley, John, *The Life of Richard Cobden*, Vol. II (London, Chapman & Hall, 1881)
- Niboyet, Jean Paulin, *Traité de droit international privé français*, Tome II (Sirey, 1938)
- Nussbaum, Arthur, *A Concise History of the Law of Nations* (Macmillan, revised ed., 1954)
- Patterson, Gardner, *Discrimination in International Trade: The Policy Issues 1945-1965* (Princeton University Press, 1966)
- Pescatore, Pierre, Davey, William J. & Lowenfeld, Andreas F., *Handbook of GATT Dispute Settlement* (Transnational Juris Publications, 1991)
- Pradier-Fodéré, Paul, *Traité de droit international public européen et américain: Suivant les progrès de la science et de la pratique contemporaines*, Tome IV (Paris, Durand et Pédone-Lauriel, 1888)
- Samuelson, Paul A., *Economics: An Introductory Analysis* (McGraw-Hill, 6th ed., 1964)
- Schattschneider, Elmer Eric, *Politics, Pressures and the Tariffs: A Study of Free Private Enterprise in Pressure Politics, as Shown in the 1929-1930 Revision of the Tariff* (Prentice-Hall, 1935)
- Schill, Stephan W., *The Multilateralization of International Investment Law* (Cambridge University Press, 2009)
- Schwarzenberger, Georg, *International Law as Applied by International Courts and Tribunals*, Vol. 1 (Stevens, 3rd ed., 1957)
- Schwarzenberger, Georg, *A Manual of International Law* (Professional Books, 6th ed., 1976)
- Snyder, Richard Carlton, *The Most-Favored-Nation Clause: An Analysis with Particular Reference to Recent Treaty Practice and Tariffs* (King's Crown Press, 1948)

- Sundquist, James L., *The Decline and Resurgence of Congress* (Brookings Institution, 1981)
- Taussig, F. W., *The Tariff History of the United States* (G. P. Putnam's Sons, 5th ed., 1910)
- Trebilcock, Michael, Howse, Robert & Eliason, Antonia, *The Regulation of International Trade* (Routledge, 4th ed., 2013)
- Tumlir, Jan, *Protectionism: Trade Policy in Democratic Societies* (American Enterprise Institute for Public Policy Research, 1985)
- Van den Bossche, Peter & Zdouc, Werner, *The Law and Policy of the World Trade Organization: Text, Cases and Materials* (Cambridge University Press, 4th ed., 2017)
- Viner, Jacob, *International Economics* (Free Press, 1951)
- Wattles, Jeffrey, *The Golden Rule* (Oxford University Press, 1996)
- Westen, Peter, *Speaking of Equality: An Analysis of the Rhetorical Force of 'Equality' in Moral and Legal Discourse* (Princeton University Press, 1990)
- Whiteman, Marjorie M., *Digest of International Law*, Vol. 14 (U. S. Government Printing Office, 1970)
- Williams, Benjamin H., *Economic Foreign Policy of the United States* (McGraw-Hill Book, 1967)
- Winham, Gilbert R., *International Trade and the Tokyo Round Negotiation* (Princeton University Press, 1986)

(3) 訳書

- アリストテレス (神崎繁訳) 『アリストテレス全集 15 ニコマコス倫理学』(岩波書店、2014年)
- デイ・アンチロッチ (一又正雄訳) 『国際法の基礎理論』(酒井書店、復刻限定版、1971年)
- マックス・ヴェーバー (大塚久雄訳) 『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』(岩波書店、1989年)
- マックス・ヴェーバー (富永祐司・立野保男訳、折原浩補訳) 『社会科学と社会政策に関する認識の「客観性」』(岩波書店、1998年)
- E. H. カー (大窪愿二訳) 『ナショナリズムの発展』(みすず書房、新版、2006年)
- カール・シュミット (田中浩・原田武雄訳) 『政治的なものの概念』(未来社、1970年)

アダム・スミス（山岡洋一訳）『国富論—国の豊かさの本質と原因についての研究—（下）』（日本経済新聞出版社、2007年）

プラトン（藤沢令夫訳）『国家（上）』（岩波書店、改版、2008年）

ジョン・ロック（加藤節訳）『完訳 統治二論』（岩波書店、2010年）

マルセル・モース（有地亨訳）『贈与論〔新装版〕』（勁草書房、2008年）

【論文・判例評釈等】

(1) 邦語

阿部克則「マフェチニ事件」小寺彰・森川幸一・西村弓編『国際法判例百選〔第2版〕』（有斐閣、2011年）

荒木一郎「多角的貿易体制は維持できるか」『国際問題』601号（2011年）

有田武夫「関税及び貿易に関する一般協定に基づく関税協定論（2）」『国際法外交雑誌』52巻5号（1953年）

石河正夫「国際関係における相互主義の歴史と機能について」『外務省調査月報』28巻2号（1985年）

伊藤一頼「相互主義の時代—その国際法上の意義と日本のEPA政策—」『ジュリスト』1418号（2011年）

伊藤一頼「国際経済法における規範構造の特質とその動態」『国際法外交雑誌』111巻1号（2012年）

伊藤一頼「WTO体制と発展途上国—差別主義と非市場経済国がもたらす影響の分析—」日本国際経済法学会編・村瀬信也編集代表『国際経済法講座 I—通商・投資・競争—』（法律文化社、2012年）

大矢根聡「国際規範の法化・遵守連鎖の逆説—WTOにおける法化の不均衡とその波及効果—」『国際法外交雑誌』112巻3号（2013年）

奥脇直也『「国際公益」概念の理論的検討—国際交通法の類比の妥当と限界—』広部和也・田

- 中忠編集代表『国際法と国内法-国際公益の展開-(山本草二先生還暦記念)』(勁草書房、1991年)
- 小畑郁「『個人行為による国家責任』についてのトリーペル理論-『外国人が受けた損害についての国家責任』研究ノート-」『神戸商船大学紀要 第一類 文科論集』36号(1987年)
- 小畑郁「世界公共圏の構築としての『国際法の重層化』-後期ウォルフガング・フリードマンの法プロジェクト-」『世界法年報』20号(2000年)
- 金沢良雄「国際経済法に関する一考察(1)(2・完)」『法学協会雑誌』72巻3号、72巻4号(1955年)
- 河合康夫「コブデン条約と自由貿易論争」『経済理論(和歌山大学)』241号(1991年)
- 川瀬剛志「初期ガットにおける通商交渉と相互主義」『法学政治学論究』14号(1992年)
- 川瀬剛志「WTO協定における無差別原則の明確化と変容-近時の判例法の展開とその加盟国規制裁量に対する示唆-」RIETI Discussion Paper Series, 15-J-004(2015年)
- 熊谷次郎「19世紀末『大不況期』の自由貿易論(上)(下)」『桃山学院大学経済経営論集』30巻4号、31巻1・2号(1989年)
- 佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成の構想と原理-戦後国際経済関係再編成の基本論理(1)-」『経済学研究(北海道大学)』30巻2号(1980年)
- 佐々木隆生「戦後国際経済関係再編成と『国際協力』-戦後国際経済関係再編成の基本論理(2)-」『経済学研究(北海道大学)』35巻3号(1986年)
- 佐々木隆生「戦後国際経済の政治経済学」藤田勇編『権威的秩序と国家』(東京大学出版会、1987年)
- 佐分晴夫「最恵国条項の史的研究」『名古屋大学法政論集』63号(1975年)
- 佐分晴夫「最恵国待遇」国際法学会編『国際関係法辞典〔第2版〕』(三省堂、2005年)
- 清水章雄「国際通商における法の支配-輸出自主規制協定の挑戦とガット-」住吉良人・大畑篤四郎編『21世紀の国際法(宮崎繁樹教授還暦記念)』(成文堂、1986年)
- 清水章雄「EC域内市場の確立とGATT」『商学討究(小樽商科大学)』43巻1・2号(1992年)
- 関根豪政「WTO法における譲許等の停止と比例原則-同等性と適当性の検討-」『慶應法学』

19号 (2011年)

立松美也子「国際人権条約と相互主義-条約実施機関の留保関連の裁定を中心として-」 桐山孝信・杉島正秋・船尾章子編『転換期国際法の構造と機能 (石本泰雄先生古稀記念論文集)』(国際書院、2000年)

恒藤恭「統制経済法について (第6講)」『公法雑誌』6巻2号 (1940年)

中川淳司「TPPと21世紀の国際貿易/投資規律」『国際法外交雑誌』113巻3号 (2014年)

中富道隆「サービス交渉とプल्ली合意-TiSAとセクターアプローチ」RIETI Policy Discussion Paper Series, 14-P-002 (2014年)

西村弓「武力紛争法の履行確保-相互主義と復仇-」村瀬信也・真山全編『武力紛争の国際法』(東信堂、2004年)

西元宏治「最恵国待遇-投資協定仲裁による解釈とその展開-」小寺彰編『国際投資協定-仲裁による法的保護-』三省堂、2010年)

藤井茂「保護貿易政策」赤松要・堀江薫雄・名和統一・大来佐武郎監修『講座国際経済 第3巻 国際貿易』(有斐閣、1971年)

股野元貞「WTO交渉機能の現状-現場からの視点-」『日本国際経済法学会年報』25号 (2016年)

松井芳郎「伝統的国家責任法の性格-国家責任法の転換 (1) -」『国際法外交雑誌』89巻1号 (1990年)

松井芳郎「国家管轄権の制約における相互主義の変容」村瀬信也・奥脇直也編『国家管轄権-国際法と国内法- (山本草二先生古稀記念)』(勁草書房、1998年)

丸山眞男「法学部三教授批判」同『丸山眞男全集 第1巻』(岩波書店、1996年)

村瀬信也「最恵国条項論 (1) (2・完)」『国際法外交雑誌』72巻4号、72巻5号 (1974年)

村瀬信也「特惠制度の展開と多边的最恵国原則」『立教法学』15号 (1976年)

最上敏樹「多国間主義と法の支配」同『国際立憲主義の時代』(岩波書店、2007年)

山本草二「国際経済法における相互主義の機能変化」高野雄一編『国際関係法の課題 (横田先生鳩寿祝賀)』(有斐閣、1988年)

山本草二「日米経済摩擦問題の転換点」『ジュリスト』900号 (1988年)

山本草二「国際経済紛争をめぐる相互主義の法機能」鴨武彦・伊藤元重・石黒一憲編『リーディングス 国際政治経済システム 第1巻 主権国家を超えて』（有斐閣、1997年）

柳赫秀「国際通商法における『公正・不公正貿易の区分』のレゾン・デートル（2）」『エコノミア』41巻2号（1990年）

吉田静一「重商主義政策」赤松要・堀江薫雄・名和統一・大来佐武郎監修『講座国際経済 第3巻 国際貿易』（有斐閣、1971年）

渡邊頼純「日本のトウヒ・マツ・モミ（SPF）材の差別的関税」松下満雄・清水章雄・中川淳司編『ケースブック ガット・WTO法』（有斐閣、2000年）

(2) 洋語

Adlung, Rudolf & Morrison, Peter, “Less than the GATS: Negative Preferences in Regional Services Agreements”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 13, No. 4 (2010)

Bhagwati Jagdish N. & Irwin, Douglas A., “The Return of the Reciprocitarians: US Trade Policy Today”, *The World Economy*, Vol. 10, No. 2 (1987)

Baldwin, Richard E., “Multilateralising Regionalism: Spaghetti Bowls as Building Blocs on the Path to Global Free Trade”, *The World Economy*, Vol. 29, No. 11 (2006)

Baldwin, Richard E., “The World Trade Organization and the Future of Multilateralism”, CTEI Working Papers, CTEI-2015-09 (Centre for Trade and Economic Integration, 2015), pp. 11-12 (http://graduateinstitute.ch/files/live/sites/iheid/files/sites/ctei/shared/CTEI/working_papers/CTEI_2015-09-Baldwin.pdf)

Baldwin, Richard & Carpenter, Theresa, “Regionalism: Moving from Fragmentation towards Coherence” in Cottier, Thomas & Delimatsis, Panagiotis (eds.), *The Prospects of International Trade Regulation: From Fragmentation to Coherence* (Cambridge University Press, 2011)

Basdevant, S., “Clause de la nation la plus favorisée”, in Lapradelle, A. G. de & Niboyet, J.-P., *Répertoire de droit international*, Tome 3 (Recueil Sirey, 1929)

Bergsten, C. Fred, “Competitive Liberalization and Global Free Trade: A Vision for the Early 21st Century”, Working Paper No. 96-15 (Peterson Institute for International Economics, 1996) (<https://piie.com/publications/working-papers/competitive-liberalization-and-global-free-trade-vision-early-21st>)

Camilo, Federico Alberto Cuello (Ambassador of the Dominican Republic in Brussels), “MFN in the Cariforum EPA is no Threat to South-South Trade”, *Trade Negotiations Insights*, Vol. 7, No. 4, May 2008

- Cattaneo, Olivier, “The Political Economy of PTAs”, in Lester, Simon, Mercurio, Bryan & Bartels, Lorand (eds.), *Bilateral and Regional Trade Agreements: Commentary and Analysis* (Cambridge University Press, 2nd ed., 2015)
- Conybeare, John A. C., “Leadership by Example?: Britain and the Free Trade Movement of the Nineteenth Century” in Bhagwati, Jagdish (ed.), *Going Alone: The Case for Relaxed Reciprocity in Freeing Trade* (MIT Press, 2002)
- Cooper, Richard, “Tariff Issues and the Third World”, *The World Today*, Vol. 27, No. 9 (September 1971)
- Cottier, Thomas, “International Economic Law in Transition from Trade Liberalization to Trade Regulation”, *Journal of International Economic Law*, Vol. 17, No. 3 (2014)
- Crandall, Samuel B., “The American Construction of the Most-Favored-Nation Clause”, *American Journal of International Law*, Vol. 7, No. 4 (1913)
- Curzon, Gerard & Curzon, Victoria, “The Management of Trade Relations in the GATT”, in Shonfield, Andrew (ed.), *International Economic Relations of the Western World 1959-1971 Volume 1: Politics and Trade* (Oxford University Press, 1976)
- Dam, Kenneth W., “Cordell Hull, the Reciprocal Trade Agreements Act, and the WTO: An Essay on the Concept of Rights in International Trade”, *NYU Journal of Law and Business*, Vol. 1, No. 3 (2005)
- Davey, William J. & Pauwelyn, Joost, “MFN Unconditionality: A Legal Analysis of the Concept in View of its Evolution in the GATT/WTO Jurisprudence with Particular Reference to the Issue of ‘Like Product’”, in Cottier, Thomas & Mavroidis, Petros C. (eds.), *Regulatory Barriers and the Principle of Non-Discrimination in World Trade Law* (University of Michigan Press, 2000)
- Destler, I. M. & Noland, Marcus, “Constant Ends, Flexible Means: C. Fred Bergsten and the Quest for Open Trade”, in Mussa, Michael (ed.), *C. Fred Bergsten and the World Economy* (Columbia University Press, 2006)
- Dièye, Cheikh Tidiane & Hanson, Victoria, “MFN Provisions in EPAs: A Threat to South-South Trade?” *Trade Negotiations Insights*, Vol. 7, No. 2, March 2008
- Evans, David, “Bilateral and Plurilateral PTAs”, in Lester, Simon, Mercurio, Bryan & Bartels, Lorand (eds.), *Bilateral and Regional Trade Agreements: Commentary and Analysis* (Cambridge University Press, 2nd ed., 2015)
- Feichtner, Isabel, “Community Interest”, in Wolfrum, Rüdiger (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. II (Oxford University Press, 2012)
- Fitzmaurice, Gerald, “The Law and Procedure of the International Court of Justice, 1951-4: Points of Substantive Law. Part II”, *British Year Book of International Law*, Vol. 32 (1955-6)

- Goldstein, Judith, “Creating the GATT Rules: Politics, Institutions, and American Policy” in Ruggie, John Gerard (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form* (Columbia University Press, 1993)
- Hudec, Robert E., “Tiger Tiger, in the House: A Critical Appraisal of the Case against Discriminatory Trade Measures”, in Petersmann, Ernst-Ulrich & Hilf, Meinhard (eds.), *The New GATT Round of Multilateral Trade Negotiations: Legal and Economic Problems* (Kluwer Law and Taxation, 1988)
- Hudec, Robert E., “Thinking about the New Section 301: Beyond Good and Evil”, in Hudec, Robert E., *Essays on the Nature of International Trade Law* (Cameron May, 1999)
- Hudec, Robert E., “‘Like Product’: The Differences in Meaning in GATT Articles I and III”, in Cottier, Thomas & Mavroidis, Petros C. (eds.), *Regulatory Barriers and the Principle of Non-Discrimination in World Trade Law* (University of Michigan Press, 2000)
- Hufbauer, G. C., Erb, J. Shelton & Starr, H. P., “The GATT Codes and the Unconditional Most-Favored-Nation Principle”, *Law and Policy in International Business*, Vol. 12, No. 1
- Hyde, Charles Cheney, “Concerning the Interpretation of Treaties”, *American Journal of International Law*, Vol. 3, No. 1 (1909)
- Iliasu, A. A., “The Cobden-Chevalier Commercial Treaty of 1860”, *Historical Journal*, Vol. 14, No. 1 (1971)
- Irwin, Douglas A., “From Smoot-Hawley to Reciprocal Trade Agreements: Changing the Course of U.S. Trade Policy in the 1930s”, in Bordo, Michael D., Goldin, Claudia & White, Eugene N. (eds.), *The Defining Moment: The Great Depression and the American Economy in the Twentieth Century* (University of Chicago Press, 1998)
- Irwin, Douglas A., “Reciprocity and the Origins of U.S. Trade Liberalization”, in Bhagwati, Jagdish (ed.), *Going Alone: The Case for Relaxed Reciprocity in Freeing Trade* (MIT Press, 2002)
- Jackson, John H., “The Birth of the GATT-MTN System”, *Law and Policy in International Business*, Vol. 12, No. 1 (1980)
- Johnston, Adrian M. & Trebilcock, Michael J., “Fragmentation in International Trade Law: Insights from the Global Investment Regime”, *World Trade Review*, Vol. 12, No. 4 (2013)
- Kelsen, Hans, “Aristotle’s Doctrine of Justice”, in Kelsen, Hans, *What Is Justice?: Justice, Law and Politics in the Mirror of Science, Collected Essays* (University of California Press, 1957)
(ハンス・ケルゼン「アリストテレスの正義論」同 (長尾龍一訳)『ハンス・ケルゼン著作集 V ギリシャ思想集』(慈学社、2009年))
- Keohane, Robert O., “Reciprocity in International Relations”, *International Organization* Vol. 40,

No. 1 (1986)

Keohane, Robert O., "Comment on 'Multilateral and Bilateral Negotiating Approaches for the Conduct of U. S. Trade Policies'", in Stern, Robert M. (ed.), *U. S. Trade Policies in a Changing World Economy* (MIT Press, 1987)

Kindleberger, C. P., "The Rise of Free Trade in Western Europe 1820-1875", *Journal of Economic History*, Vol. 35, No. 1 (1975)

Nolde, Boris, "La Clause de la nation la plus favorisée et les tarifs préférentiels", *Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye*, Tome 39 (1932-I)

Okediji, Ruth L., "Back to Bilateralism?: Pendulum Swings in International Intellectual Property Protection", *University of Ottawa Law & Technology Journal*, Vol. 1, Nos. 1 & 2 (2003-2004)

Paulus, Andreas, "Whether Universal Values Can Prevail over Bilateralism and Reciprocity", in Cassese, Antonio (ed.), *Realizing Utopia: The Future of International Law* (Oxford University Press, 2012)

Pauwelyn, Joost, "New Trade Politics for the 21st Century", *Journal of International Economic Law*, Vol. 11, No. 3 (2008)

Roessler, Frieder, "The Rationale for Reciprocity in Trade Negotiations under Floating Currencies", *KYKLOS*, Vol. 31, No. 2 (1978)

Rose, J. Holland, "The Franco-British Commercial Treaty of 1786", *English Historical Review*, Vol. 23, No. 92 (1908)

Rosenne, Shabtai, "Bilateralism and Community Interest in the Codified Law of Treaties", in Friedmann, Wolfgang, Henkin, Louis & Lissitzyn, Oliver (eds.), *Transnational Law in Changing Society: Essay in Honor of Philip C. Jessup* (Columbia University Press, 1972)

Rossillion, Claude, "La clause de la nation la plus favorisée dans la jurisprudence de la Cour internationale de Justice", *Journal du droit international*, Vol. 82, No. 1 (1955)

Ruggie, John Gerard, "International Regimes, Transactions, and Change: Embedded Liberalism in the Postwar Economic Order", in Krasner, Stephen D. (ed.), *International Regimes* (Cornell University Press, 1983)

Ruggie, John Gerard, "Multilateralism: The Anatomy of an Institution", in Ruggie, John Gerard (ed.), *Multilateralism Matters: The Theory and Praxis of an Institutional Form* (Columbia University Press, 1993)

Schwarzenberger, Georg, "Jus Ac Belli?: Prolegomena to a Sociology of International Law", *American Journal of International Law*, Vol. 37, No. 3 (1943)

Schwarzenberger, Georg, "The Most-Favoured-Nation Standard in British State Practice", *British*

- Year Book of International Law*, Vol. 22 (1945)
- Schwarzenberger, Georg, “The Province and Standards of International Economic Law”, *International Law Quarterly*, Vol. 2, No. 3 (1948)
- Schwarzenberger, Georg, “The Principles and Standards of International Economic Law”, *Recueil des cours de l’Académie de droit international de La Haye*, Tome 117 (1966-I)
- Setser, V. G., “Did Americans Originate the Conditional Most-Favored-nation Clause?”, *Journal of Modern History*, vol. 5 (1933)
- Simma, Bruno, “From Bilateralism to Community Interest in International Law”, *Recueil des cours de l’Académie de droit international de La Haye*, Tome 250 (1994-VI)
- Simma, Bruno, “Reciprocity” in Wolfrum, Rüdiger (ed.), *The Max Planck Encyclopedia of Public International Law*, Vol. VIII (Oxford University Press, 2012)
- Stoll, Peter-Tobias, “World Trade Organization as a Club”, in Fastenrath, Ulrich, et al. (eds.), *From Bilateralism to Community Interest: Essays in Honour of Judge Bruno Simma* (Oxford University Press, 2011)
- Swan, Alan C., “‘Fairness’ and ‘Reciprocity’ in International Trade Section 301 and the Rule of Law”, *Arizona Journal of International and Comparative Law*, Vol. 16, No. 1 (1999)
- Tovar, Patricia, “Preferential Trade Agreements and Unilateral Liberalization: Evidence from CAFTA”, *World Trade Review*, Vol. 11, No. 4 (2012)
- Trachtman, Joel P., “The Limits of PTAs: WTO Legal Restrictions on the Use of WTO-Plus Standards Regulation in PTAs”, in Bagwell, Kyle W. & Mavroidis, Petros C. (eds.), *Preferential Trade Agreements: A Law and Economics Analysis* (Cambridge University Press, 2011)
- Tumlir, Jan, “Emergency Protection against Sharp Increases in Imports”, in Corbet, Hugh & Jackson, Robert (eds.), *In Search of a New World Economic Order* (Croom Helm, 1974)
- Virally, Michel, “Le principe de réciprocité dans le droit international contemporain”, *Recueil des cours de l’Académie de droit international de La Haye*, Tome 122 (1967-III)
- Wang, Jiangyu, “Association of Southeast Asian Nations – China Free Trade Agreement”, in Lester, Simon & Mercurio, Bryan (eds.), *Bilateral and Regional Trade Agreements: Case Studies* (Cambridge University Press, 2009)
- Westen, Peter, “The Empty Idea of Equality”, *Harvard Law Review*, Vol. 95, No. 3 (1982)

【裁判例・勸告の意見・仲裁判断】

(1) GATT/WTO

GATT Panel Report, *Panel on United States Countervailing Duties*, L/5192, adopted on 3 November 1981

GATT Panel Report, *Canada/Japan: Tariffs on Imports of Spruce, Pine, Fir (SPF) Dimension Lumber*, GATT doc. L/6470, adopted on 19 July 1989

Appellate Body Report, *Canada – Certain Measures Concerning Periodicals*, WT/DS31/AB/R, adopted on 30 July 1997

Appellate Body Report, *European Communities – Customs Classification of Certain Computer Equipment*, WT/DS62,67,68/AB/R, adopted on 22 June 1998

Panel Report, *Indonesia – Certain Measures Affecting the Automobile Industry*, WT/DS54,55,59,64/R, adopted on 23 July 1998

Panel Report, *United States – Sections 301-310 of the Trade Act of 1974*, WT/DS152/R, adopted on 27 January 2000

Panel Report, *United States – Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China*, WT/DS392/R, adopted on 25 October 2010

Appellate Body Report, *Peru – Additional Duty on Imports of Certain Agricultural Products*, WT/DS457/AB/R, adopted on 31 July 2015

(2) 国際司法裁判所

Reservations to the Convention on the Prevention and Punishment of the Crime of Genocide, Advisory Opinion of May 28th 1951, I.C.J. Reports 1951

Anglo-Iranian Oil Co. Case (United Kingdom v. Iran), Preliminary Objection, Judgement of 22 July 1952, I.C.J. Reports 1952

(3) 仲裁判断

The Ambatielos Claim (Greece, United Kingdom), 6 March 1956, Reports of International Arbitral Awards, Vol. 12

(4) 国内判例

Shaw v. United States, 1 Ct. Cust. App., 426 (1911)

【国際機関その他資料】

(1) GATT/WTO

“Report by the Working Party on Border Tax Adjustment”, GATT doc. L/3464, 20 November 1970

“Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 10 May 1989”, GATT doc. C/M/232,
14 June 1989

“Communication from Canada”, GATT doc. L/6528, 20 June 1989

“Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 21-22 June 1989”, GATT doc.
C/M/234, 31 July 1989

“Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 19 July 1989”, GATT doc. C/M/235,
22 August 1989

“Communication from Brazil”, WT/GC/W/585, 28 January 2008

“Minutes of Meeting held in the Centre William Rappard on 5-6 February 2008”, WT/GC/M/113,
31 March 2008

WTO Secretariat, *World Trade Report 2003* (World Trade Organization, 2003)

WTO Secretariat, *World Trade Report 2011* (World Trade Organization, 2011)

(2) 国際連盟

Committee of Experts for the Progressive Codification of International Law, “The
Most-Favoured-Nation Clause: Report adopted by the Committee at Its Third Session, held in
March-April 1927”, League of Nations doc. C.205.M.79.1927.V., 9 May 1927

“Report and Proceedings of the World Economic Conference held at Geneva May 4th to 23rd
1927”, League of Nations doc. C.356.M.129.1927.II.B, December 1927

“Recommendations of the Economic Committee relating to Tariff Policy and the Most-Favoured-Nation Clause”, League of Nations doc. C.190.M.92.1933.II.B, 16 February 1933

“Reports approved by the Conference on July 27th, 1933 and Resolutions by the Bureau and the Executive Committee”, League of Nations doc. C.435.M.220.1933.II.B, 27 July 1933

League of Nations Economic Committee, “Equality of Treatment in the Present State of International Commercial Relations: The Most-Favoured-Nation Clause”, League of Nations doc. C.379.M.250.1936.II.B, 12 September 1936

(3) 国際連合

“Report of the First Session of the Preparatory Committee of the United Nations Conference on Trade and Employment”, UN doc. E/PC/T/33

UN doc. E/PC/T/C.II/PV/12, 22 November 1946

UN doc. E/PC/T/A/PV/6, 2 June 1947

Yearbook of the International Law Commission, 1958, Vol. II

Yearbook of the International Law Commission, 1961, Vol. II

Yearbook of the International Law Commission, 1968, Vol. II

Yearbook of the International Law Commission, 1969, Vol. II

Yearbook of the International Law Commission, 1970, Vol. II

Yearbook of the International Law Commission, 1978, Vol. II

“Decisions of National Courts relating to the Most-Favoured-Nation Clause”, *Yearbook of the International Law Commission, 1973*, Vol. II, UN doc. A/CN.4/269, 29 March 1973

“Final Report: Study Group on the Most-Favoured-Nation Clause”, UN doc. A/CN.4/L.852, 29 May 2015

(4) UNCTAD

UNCTAD, “Most-Favoured-Nation Treatment”, UNCTAD/DIAE/IA/2010/1, 23 January 2011

(5) 欧州連合

European Commission, “Negotiations for a Plurilateral Agreement on Trade in Services”,
MEMO/13/107, 15 February 2013
(http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-107_en.htm)

(6) 学術団体

Institut de droit international, *Annuaire de l'Institut de droit international* (1936-II)

【各国議会・行政府資料】

(1) 米国

Hamilton, Alexander, “Report on Manufactures”, Communicated to the House of Representatives
in 5 December 1791, *Annals of Congress*, 2nd Congress, 1st Session

American State Papers: Foreign Relations, Vol. 5

“Republican Party Platform of 1896”, reproduced in Johnson, Donald Bruce & Porter, Kirk H.
(eds.), *National Party Platforms: 1840-1964* (University of Illinois Press, 3rd ed., 1966)

United States Tariff Commission, *Reciprocity and Commercial Treaties* (U.S. Government Printing
Office, 1919)

Congressional Record, 53rd Congress, 2nd Session

Papers relating to the Foreign Relations of the United States, 1923, Vol. 1 (U. S. Government
Printing Office, 1938), File No. 611.0031/162 (“From the Acting Chairman of the Tariff
Commission (Culbertson) to the Secretary of State”, Washington, 14 December 1922)

Papers relating to the Foreign Relations of the United States, 1923, Vol. 1 (U. S. Government
Printing Office, 1938), File No. 611.0031/197a (“The Secretary of State to American
Diplomatic Officer”, Washington, 18 August 1923)

Inaugural Address of Franklin D. Roosevelt, Delivered at the Capitol Washington, D. C. March 4,
1933 (U.S. Government Printing Office, 1933)

United States Department of State, “Suggested Charter for an International Trade Organization of

the United States”, Department of State Publication No. 2598 (1946)

S. Rep. No. 93-1298 (1974), *reprinted in 1974 United States Code Congressional and Administrative News*

Zoellick, Robert B., “The WTO and New Global Trade Negotiations: What’s at Stake”, Remarks at Council on Foreign Relations, 30 October 2001
(https://ustr.gov/archive/assets/Document_Library/USTR_Speeches/2001/asset_upload_file821_4260.pdf)

National Security Strategy of the United States of America, December 2017
(<https://www.whitehouse.gov/wp-content/uploads/2017/12/NSS-Final-12-18-2017-0905-2.pdf>)

(2) イギリス

A Supplement to a Digest of the Public General Statutes: Containing the Acts Passed in the 3rd, 4th, 5th, and 6th Years of the Reign of George IV. (1826)

House of Commons Debates, 6 June 1823, Vol. 9

(3) 日本

経済産業省通商政策局編『不公正貿易報告書 2016年版』(2016年)

【事典・条約集】

伊東光晴編『岩波現代経済学辞典』(岩波書店、2004年)

岩本武和・阿部顕三編『岩波小辞典 国際経済・金融』(岩波書店、2003年)

日本聖書協会『新共同訳 新約聖書』

Parry, Clive (ed.), *The Consolidated Treaty Series*, Vol. 46, 1775-1778 (Oceana Publications, 1969)

【その他資料】

Froman, Michael, “Doha Has Failed: We Need a New Type of Global Trade Deal”, *The Financial Times*, 14 December 2015

Zoellick, Robert B., “America Will Not Wait for the Won't-Do Countries”, *The Financial Times*, 22 September 2003

“The Prime Minister at Leeds”, *The Times*, London, 8 October 1881

“Japan Will Offer Differing Tariff Concessions to Different Countries in TPP”, *Inside U.S. Trade*, Vol. 31, No. 35, 6 September 2013

“Trump Directs a Review of Trade Agreement Violations: WTO Is a Target”, *Inside U.S. Trade*, 5 May 2017